

第 2 0 7 回 定 例 会
予 算 審 査 特 別 委 員 会 会 議 録

(平 成 2 3 年 3 月 1 0 日)

む つ 市 議 会

むつ市議会予算審査特別委員会（第4号）

○開議の日時 平成23年 3月10日 午前10時00分開議
午後 5時26分閉会

○場 所 むつ市議場

○出席委員（30人）

委員長	澤藤 一雄	副委員長	大瀧 次男
委員	鎌田 ちよ子	委員	上路 徳昭
”	新谷 泰造	”	工藤 孝夫
”	横垣 成年	”	菊池 憲太郎
”	菊池 広志	”	新谷 功
”	石田 勝弘	”	馬場 重利
”	岡崎 健吾	”	山本 留義
”	千賀 武由	”	白井 二郎
”	富岡 修	”	目時 睦男
”	野呂 泰喜	”	川端 一義
”	高田 正俊	”	山崎 隆一
”	浅利 竹二郎	”	村川 壽司
”	中村 正志	”	佐々木 隆徳
”	半田 義秋	”	富岡 幸夫
”	斉藤 孝昭	”	村中 徹也

○欠席委員（なし）

○説明のため出席した者

市	長	宮下 順一郎
副	市長	野戸谷 秀樹
教	育長	遠島 進
公	営企業管理者	遠藤 雪夫
総	務政策部長	阿部 昇
総	務政策部理事防災調整監	岩崎 金蔵

會計管理 者 總務政策部理事出納室長	澤 畑 正 敏
財 務 部 長	下 山 益 雄
財 務 部 稅 務 調 整 監	赤 田 比 等 史
民 生 部 長	齋 藤 秀 人
保 健 福 祉 部 長	鴨 澤 信 幸
經 濟 部 長	櫛 引 恒 久
建 設 部 長	山 本 伸 一
教 育 部 長	佐 藤 節 雄
教育委員会事務局理事図書館長	杉 浦 収 二
教育委員会事務局理事 下北自然の家所長	坂 部 啓 二
公 營 企 業 局 長	佐 藤 純 一
川 内 庁 舎 所 長	布 施 恒 夫
大 畑 庁 舎 所 長 長	若 松 通
脇 野 沢 庁 舎 所 長	片 山 元
總務政策部政策推進監	伊 藤 道 郎
總務政策部副理事總務課長	花 山 俊 春
財 務 部 政 策 推 進 監	奧 川 清 次 郎
財 務 部 副 理 事 財 政 課 長	石 野 了
民 生 部 政 策 推 進 監	奧 島 慎 一
民生部副理事国保年金課長	工 藤 保
保 健 福 祉 部 政 策 推 進 監	松 尾 秀 一
保 健 福 祉 部 副 理 事 介 護 福 祉 課 長	岩 崎 若 男
教育委員会事務局政策推進監	安 藤 哲 雄
教育委員会事務局副理事 總 務 課 長	高 坂 浩 二
教育委員会事務局副理事 学 校 教 育 課 長	加 藤 次 男
公 營 企 業 局 副 理 事 總 務 課 長	川 森 浩 史
公 營 企 業 局 副 理 事 施 設 課 長	嘉 賀 幸 雄
總務政策部總務課總括主幹	野 藤 賀 範
總務政策部企画調整課長	高 橋 聖
總務政策部防災政策課長	工 藤 初 男
財 務 部 財 政 課 總 括 主 幹	木 村 善 弘
財 務 部 稅 務 課 長	畑 中 恒 治
財 務 部 稅 務 課 總 括 主 幹	山 中 勝

財務部税務課総括主幹	氏 家 剛
財務部税務課総括主幹	赤 坂 吉千代
財務部税務課総括主幹	山 本 宏 子
民生部国保年金課総括主幹	橋 本 敬 司
民生部国保年金課総括主幹	田 中 宏 司
民生部市民スポーツ課長	猪 口 和 則
保健福祉部児童家庭課長	田 村 好 子
建設部下水道課長	杉 山 重 行
建設部下水道課総括主幹	酒 井 嘉 政
建設部下水道課総括主幹	杉 山 直 規
教育委員会事務局総務課 総 括 主 幹	松 宮 康 則
教育委員会事務局 学校教育課総括主幹	室 舘 幸 一
教育委員会事務局大畑教育課長	柳 谷 徳 一
教育委員会事務局 脇野沢教育課長	杉 澤 健 一
教育委員会事務局中央公民館長	小 鳥 孝 之
教育委員会事務局 下北自然の家総括主幹	佐 藤 時 男
大畑庁舎産業建設課長	阿 部 等
教育委員会事務局 生涯学習課主幹	三 上 修 一
総務政策部防災政策課主幹	畑 中 輝 幸
財務部税務課主幹	松 谷 勇
民生部国保年金課主幹	工 藤 郷 子
建設部下水道課主幹	木 村 雅 敏
教育委員会事務局 中央公民館長補佐	川 村 隆
総務政策部総務課主任主査	澁 田 剛
民生部市民スポーツ課主任主査	加 藤 明 広
保健福祉部介護福祉課主任主査	畑 中 正 行
教育委員会事務局 川内教育課主任主査	福 島 さとみ

○事務局出席者

事務局長 須藤徹哉
総括主幹 濱田賢一
主任主査 石田隆司

次長 澤谷松夫
総括主幹 金澤寿々子
主事 井戸向秀明

(午前10時00分 開議)

○委員長(澤藤一雄) ただいまから本日の予算審査特別委員会を開きます。

ただいまの出席委員は29人で定足数に達しております。

これより昨日に引き続き議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算の審査を行います。

昨日は、第8款土木費までの質疑が終わっておりますので、本日は第9款消防費から審査してまいります。

それでは、本日の審査に入ります。

第9款消防費について、理事者の説明を求めます。総務政策部長。

○総務政策部長(阿部 昇) それでは、総務政策部が所管しております第9款消防費、第1項消防費についてご説明申し上げます。予算書の72ページをごらんいただきたいと思っております。

まず、1目常備消防費についてであります。これは下北地域広域行政事務組合に対する消防職員の人件費等に係る負担金であります。消防本部15名、むつ消防署52名、大湊消防署28名、大畑消防署28名、川内消防分署22名、脇野沢消防分署17名の計162名の職員に係る人件費等でございます。前年度と比較いたしまして、5億8,000万円余りの減となっておりますが、これは平成22年度、本年度に計上しておりました大畑消防署建設事業費等の減によるものであります。

次に、同じく72ページ、2目非常備消防費についてであります。これは消防団事務に係る下北地域広域行政事務組合に対する委託料であります。むつ消防団450名、川内消防団267名、大畑消防団217名、脇野沢消防団121名、計1,055名の団員報酬、費用弁償等であります。前年度と比較いたしまして、476万円の減となっておりますが、これは平成22年度、本年度に計上しておりました川内消防団のまとい振り衣装購入費等の減によるものであります。

次に、同じく72ページ、3目水防対策費についてであります。11節需用費で、むつ、川内、大畑及び脇野沢の4地区の水防倉庫に災害時用として備蓄保管されている資機材の補充や災害時の応急措置のための土のう等に要する経費であります。

次に、同じく72ページ、4目防災対策費についてであります。主なものとしていたしましては、13節委託料で、防災行政用無線に係る工事の設計や設備保守点検の業務委託料、15節工事請負費で大畑地区2カ所の緊急避難場所表示看板の更新、むつ地区2カ所、大畑地区4カ所、脇野沢地区2カ所の防災行政用無線の新設及び設備交換工事、19節負担金補助及び交付金で、青森県防災ヘリコプター連絡協議会負担金、青森県地域情報システム負担金などで

あります。前年度と比較いたしまして1億6,170万円余りの減となっておりますが、これは本年度、平成22年度に計上しておりました防災拠点施設用地整備事業費等の減によるものであります。

次に、同じく72ページ、5目消防施設整備費についてであります。主なものといたしましては、15節工事請負費で脇野沢地区の防火水槽1基を移設するための費用、18節備品購入費で川内消防団第6分団、大畑消防団第10分団及び脇野沢消防団第7分団の小型動力ポンプ付積載車の購入などでありませぬ。前年度と比較いたしまして、1,780万円余りの増となっておりますが、消防団車両購入が本年度平成22年度より1台ふえたことや、脇野沢地区の防火水槽移設工事によるものであります。

次に、6目防災拠点施設整備費についてであります。主なものといたしましては、13節委託料で建設に係る工事管理の業務に要する経費、15節工事請負費で、オフサイトセンター建物本体の建設に要する経費などでありませぬ。

以上、概要であります。説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 常備消防費の件でお聞きします。

昨年度大畑消防署が改築され、立派な消防署が防災の拠点として完成したわけでございますが、ほかの大湊消防署とか川内消防署とか、大分古くなっております。恐らくその辺は事情はよく把握していると思っておりますが、今後大湊消防署、川内消防署の改築の計画など、予定などありましたらひとつご説明をお願い申し上げます。

○委員長（澤藤一雄） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） お答えいたします。

消防庁舎の建設につきましては、下北地域広域行政事務組合のほうの事業になりますので、私ども深くは答えできませんけれども、市としましても大湊、川内、脇野沢の消防各庁舎につきましては、非常に老朽化しているというのは承知しております。今後下北地域広域行政事務組合側と協議しながら、計画的に建設を進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願ひます。

○委員長（澤藤一雄） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） わかりました。ぜひ下北地域広域行政事務組合のほうとも親密にお話しされて、早目に新しい消防署を計画されるようお願い申し上げます。

以上であります。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

防災行政用無線の事業費のことですが、これは新規で平成23年度3,200万円計上されておりまして、この中身を教えてくださいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 防災政策課長。

○総務政策部防災政策課長（工藤初男） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

予算書でいきますと、防災行政用無線管理費と防災行政用無線整備事業がありますけれども、整備事業のほうでよろしいですか。3,248万6,000円の内容につきましては、むつ、大畑及び脇野沢地区の防災行政用無線用の新設及び老朽化による交換に係る経費でありまして、内容につきましては、むつ地区は町内会に未設置である第二松山団地及び新女館の工事として1,348万9,000円、大畑地区は上野2カ所、兎沢の老朽化による交換及び正津川に新規設置の工事費として924万4,000円、脇野沢は滝山片貝、寄浪の老朽化による設備一式の交換工事であります。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 前私一般質問でも取り上げたことあるのですが、近川は国道沿いで、もう車の音で放送の内容がほとんど聞こえないという話があって、ぜひ戸別受信機なんかも設置してほしいという声があったのですが、そこら辺は今後検討しているものかどうか、よろしく願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） 防災政策課長。

○総務政策部防災政策課長（工藤初男） お答えいたします。

近川方面のことを申しますと、現在、今年度東通原子力発電所の原子力災害に備えまして、要するにEPZが一番近いところが聞こえないということで、今月末完成の予定でございますけれども、1本防災無線を設置します。戸別受信機につきましては、今アナログ、4地区そうなのですけれども、アナログの防災無線でありまして、これはデジタル化にしてからの戸別受信機の計画となる見込みです。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） オフサイトセンターの件についてお尋ねをいたしたいと思います。

来年の7月ですか、中間貯蔵施設が完成すると思うのですけれども、それに伴って、オフサイトセンター運営されると思うのですけれども、その際の

人員配置、どのような形で人員が配置になるか、それとその運営費がどのような形になって補助金が出るか。

以上、そういうことをちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） オフサイトセンターの人員配置ということですが、オフサイトセンターには国の検査官等2名が配置になるのですけれども、これは常時配置になるかというのは、今後国との協議によりますけれども、予定ではそのようになっております。

また、建物の中には防災担当であります防災政策課が入ることになりますけれども、これは現行の職員がそのまま移行するというので特段変更はございません。

あと、維持管理の件ですけれども、維持管理費につきましては、これは現在国と協議中なのですけれども、金額的なものでよろしいですか。現在試算しておるところでは、これまだ実施設計も終わっておりませんし、実際に稼働していませんので、あくまでも概算ということになりますけれども、ちなみにほかのほうのオフサイトセンターを参考にいたしますと、面積は違いますが、一つの目安としまして、オフサイトセンターの中に市の防災施設を併設しています静岡県の浜岡原子力防災センターの維持管理費、これは年間約1,500万円というふうになってございます。あと、規模で同じようなところといいますと、宮城県の女川のオフサイトセンター、ここは年間1,200万円ということで、これらを参考にしたいのですけれども、当地はご承知のように積雪寒冷地ということで、除雪費がほかの施設に比べまして多額の経費が予想されますので、私ども年間の経費として大体2,300万円程度を見込みたいと考えております。

なお、負担方法につきましては、これも国と県、今協議中なのですけれども、基本的には面積案分ということで、例えば清掃委託料とか、こういうものにつきましては国が7割で市が3割ということになりますけれども、光熱水費等につきましては、どちらかといえばうちのほうの防災政策課が入りますので、日常の経費がかかるということで、その辺はまたこれからの協議になるかと思っております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） 市のオフサイトセンターのほうは、今の防災政策課のほうのまま移行するというのでよろしいのですか。

○委員長（澤藤一雄） 防災調整監。

- 総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） そのとおりでございます。
- 委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） オフサイトセンターの建設費についてお尋ねいたします。
まず総事業費は幾らなのか。もしむつ市の防災施設を除いた場合にはどのような事業費になるのか。そして、むつ市の防災施設を除いた場合には、むつ市の負担はどのようなものになるか、3点お願いいたします。
- 委員長（澤藤一雄） 防災調整監。
- 総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） 総事業費ですけれども、これは今回計上しております事業費は、あくまでも本体工事でございます、外構工事と、それから備品購入費は除いてありますけれども、これは今回提案しておりますとおり、総事業費は7億2,794万5,000円となっております。この中で国と市の割合ですけれども、国のほうのオフサイトセンター部分につきましては4億9,050万円ほどを見込んでおります。また、市の防災拠点施設のほうは2億3,744万5,000円ほどを見込んでおります。
以上でございます。
- 委員長（澤藤一雄） 新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） まず、この7億8,000万円の内訳というのは、国と市の足した額ということなのですか。それで、そうすればむつ市の部分を除いた場合は4億幾らになるということ。それで、あと除いた場合には、ではこの2億3,000万円近くが結局むつ市が負担しなくなるということ。理解してよろしいですか。
- 委員長（澤藤一雄） 防災調整監。
- 総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） おっしゃるとおりでございます。ただし、このオフサイトセンターの中には共有部分というのがございます。これは、エントランスホールとか、1階部分の廊下等でございますけれども、市が単独でこれを建設した場合は、この2億3,000万円ではとても建設できないということになります。1階、うちのほうの防災拠点施設で使用する部分につきましても、国は案分によりまして、幾らかの負担をしていただけるということになっております。
- 委員長（澤藤一雄） 新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） そうすると、用地については、では用地の整備とか、そういうのについてはむつ市が負担したということになるわけですか。
それから、この建設費とかそういうのについても7対3にはならないわけですか。
- 委員長（澤藤一雄） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） 用地整備につきましては、これはむつ市議会第205回定例会でもお答えしておりますけれども、当初国との協議の際に、これは市の防災拠点も入るということで、市にとってもこれは非常にメリットのある建物だということ、協議のうえで市が用地につきましては整備をするということになっております。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） はしご車の購入についてお伺いいたします。

はしご車がむつ市になくなってから、はや10年がたちました。配備基準がありながら配備をしないという話は、前々から何回かさせていただいていますが、財政が厳しいからという理由で買えないということでありましたが、現在中高層建造物が複数ありますけれども、万が一火災または災害に遭った場合どのように対応しようと考えているのかお知らせください。あわせてはしご車の購入のめどについてもお願いいたします。

もう一点は、大畑消防署の跡地についてです。そもそも大畑消防署は現在の位置ではなくて、違う先に予定した場所がありましたが、そこは地質がよくないということで現在の場所に移ることになりました。前に消防署を建てるために購入していた土地は現在どのように使われて、今後どのように活用しようと思っているのかお知らせください。

○委員長（澤藤一雄） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） お答えいたします。

はしご車の件ですけれども、これは前にも齊藤委員からご質問いただきまして、必要性は十分承知しております。また、現在はしご車が配備されていないということで、むつ消防署、大湊消防署ではそれに備えた作戦と申しますか、いざそういう事態が発生した場合にどういう対応をするかというふうな想定はして訓練はしております。具体的に申しますと、はしご車のかわりに内部進入とか、それから低い建物であれば三連ばしごを活用するとか、いろいろあるようございましてけれども、これはちょっと三連ばしごというのは笑い話になるかもわからないのですけれども、いずれにしてもこれは交付金事業を予定しているということで、計画的に交付金対象事業が落ちついた段階でという話を伺っておりますので、その辺でご理解いただきたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 総務政策部長。

○総務政策部長（阿部 昇） 齊藤委員の2点目の、以前大畑消防署の用地として予定していた土地の今後の活用の方向性ということでございしますが、今第9款の消防費には直接関係はしないかとは思いますが、これまでの経過の

中では、桜の苗木等を今鋭意植樹して、将来的には何らかの小公園的なものの方向性を視野に、資産の有効活用という見地も含めて鋭意検討しているということをご理解願いたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 大畑消防署建設予定地の跡地については、わかりました。

はしご車については、笑い話ではなくて、万が一に備えなければならなくて、先ほどの三連ばしごとか内部進入とかという訓練をしているという話は、もう大分前にも何回も聞いていまして、実際果たしてそれで大丈夫なのかと。ホテルもできました、病院も老朽化してきている、どこで何があるか、人の出入りもこれほど激しくなっていくと、何かに備えなければならないということは当たり前だと思うのです。それを長年先延ばしにしていることは、お金がないからということであらうかということも常に思っていて、先ほども冒頭で言いましたとおり、もう10年たったのです、はしご車買ってほしいというお願いをしてから。ではいつまで待たせればいいのか。市長いらっしゃるので、ぜひお答えしてもらいたいのですけれども、よく最近はどこに行っても市民の安全安心という言葉は出てくると思います。その点も含めて、どういうふうにお考えなのか。市長にお答え願います。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） 齊藤委員のライフワークでありますはしご車、これはずっとお話を伺っております。この部分については、下北地域広域行政事務組合の問題でございますけれども、下北地域広域行政事務組合のほうで計画的に今検討をしている。つまり先ほど担当のほうからも話がございましたように、財源の部分でしっかりと対応していくような形で、計画的にここ数年の中で配置できるものであると。約3億円かかりますので、そういうふうなことで検討を進めておるといふことにとどめさせていただきたいと、このように思います。

○委員長（澤藤一雄） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 市長は、今下北地域広域行政事務組合というふうなことをおっしゃいましたが、お金を出すのはむつ市で、下北地域広域行政事務組合がはしご車をお金を出して買うわけではないのです。むつ市が予算をつけないと、下北地域広域行政事務組合でははしご車買えないのです。なので、むつ市が財源を確保して下北地域広域行政事務組合に交付しないと買えないということだと思っておりますので、ぜひそこのところの検討もお願いしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 2目の非常備消防費についてであります。まず、市長部に消防団の位置づけの重要性をどのように認識しているのか。そして、今回476万円ですか、削減されているのですけれども、まとい振りの衣装ということでありました。消防団が私の地域で毎年その人員を確保するために大変苦慮しています。最近自然災害が多くて、きのうも私どもの地域が海のそばなものですから、自分たちで監視に当たっているという形で聞いていました。本当にここ数年自然災害がふえて、やっぱりその地域、市長はよく市民共同参画というようなお話もするのですけれども、そこに消防団があるということ、そうすればその地域の人、消防団があるから消防団でそういうのはやってくれるのではないかなと、そういう思いがあるのです。私どもも消防の経費をそれなりに聞いていますけれども、まずその重要性を考えたときに、この消防団の人たちの報酬というのですか、その辺を考えて、やっぱりもうちょっとそういう動きやすい体制にできないものか。そしてまた、この消防団に対する報酬というのですか、それは全国的に、また全県的に統一されているのかも含めてお答えいただければと思います。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） 消防団の重要性というふうなことについてお話をさせていただきたいと思います。

生業を持ちながら消防団活動をしている各団員の方々には、本当に頭の下がる思いで、行政としても感謝を申し上げ、そしてまたその地域に根差した、地域の事情をわかっているわけでございますので、その部分には本当にこの中でも、この議場の中でも、議員さんの中でも消防団活動を非常に、その地域の中でリーダーとして、また支える形の中での団員としての活躍、本当に心から感謝を申し上げている次第でございます。

そこで、消防団員が全国的に減少しているというふうなお話でございました。そのためには、やはり消防団員を確保するために、さまざまな形の中で企業にお願いをすとか、そういうふうな形で方策をとっておりますけれども、それがまた急激にふえていくという状況でもないというふうな現状、非常に苦しい状況がございます。しかしながら、それは団員を確保して、やはりその地域を守ると、地域はその地域の人たちが自ら守ると、それは初動の部分で必要でございます。そして、その後常備消防がさまざまな部分で出かけていくと。そういうふうな連携を密にしていかなければいけない。これはまさしく山本委員と本当に共通の認識を持っているところであります。つまりそういうふうな部分では、一昨年だったでしょうか、消防団の制服、そういうふうなものも統一をして、そして全員に配置をさせていただきました。

さらに、分団の消防車両、それについても老朽化しているものは非常に苦しい財政状況でありますけれども、計画的に順次更新をしているというふうな今取り組みをしております。本当にこの場をおかりして、消防団各位に心から感謝申し上げたいと、このように思っております。そういうふうな意識で、手前どもは行政として進めているということでご認識をしていただければなと、このように思います。

○委員長（澤藤一雄） 防災調整監。

○総務政策部理事防災調整監（岩崎金蔵） 市長の答弁に補足させていただきます。

まず、消防団員の確保ということですがけれども、これ非常に難しい問題でございまして、今いろいろな方策を講じているところでございます。その1つとしまして、昨年3月に制定しました、これは総務省の消防庁で強力に推進している制度でございますけれども、消防団協力事業所表示制度というのがございます。これは、いわゆる消防団員の活動環境の改善に向けた制度でございますけれども、当市でもこれに向けて今いろいろ事業者のほうにお願いしているところです。先般この表示証の交付につきまして手続を進めましたところ、現在27の事業所から申請が上がっておりまして、近々これに表示証を交付しまして、今後とも消防団員の活動環境の整備についてよろしくお願ひしますということを考えております。

そのほかにも、例えば最近の傾向としまして、最初は大畑消防団でしたけれども、女性消防団、これがむつの第2分団でも誕生しております。男性だけということになりますと、これは限度がありますので、今後はこういう視野を広げた消防団員の確保ということも考えてまいりたいと思います。

それと、待遇改善の面で報酬の件ですがけれども、報酬というのは、報酬につきましては、これは県内他市と比べても大体平均値、あるいはまた費用弁償、いわゆる出動手当ということですがけれども、現在1,700円、これは県の平均が1,740円ということで、ほぼ当市も平均並みということで、昨年白井委員から質問いただきまして、内部でも検討しましたけれども、ちょっと今の経済状況ではまだそこまでということで、今後の課題としまして、もう一つあわせて定年制がありますけれども、これ現在消防団員の定年が60歳になっております。これは、かなり何十年も前の多分定年制度で、現在の60歳といっても、まだ十分に活動できる年齢でございますので、これの改正もあわせて今後検討してまいりたいと思いますので、ご理解願ひたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 消防団に対する市長の思いはわかりました。本当に私どももむつ市の拠点と、距離数にして13キロ、14キロ離れているものですから、そういう意味では本当にそういう災害とかいろいろな面で初期活動が一番大事だと思っているのです。そういう意味においても、消防団のあるべきものが一番大事だと思っているので、その辺を強く理解していただいて、今後の対応をお願いしたいと思います。

終わります。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで第9款消防費についての質疑を終わります。

次は、第10款教育費について、理事者の説明を求めます。教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） おはようございます。それでは、第10款教育費のうち、教育委員会が所管しております項目についてご説明いたします。予算書は73ページからとなります。

第1項教育総務費、第1目教育委員会費であります。これは、教育委員に要する経費でありまして、4人分の報酬及び費用弁償が主なものであります。

次に、第2目事務局費であります。これは、教育委員会の事務局に要する経費でありまして、教育長及び一般職員32人分の給与費、臨時職員賃金、学校等火災共済保険料及び複写機使用料のほか、財団法人むつ市教育振興会補助金353万6,000円を計上しております。前年度と比較して3,297万7,000円の減となっておりますが、これは職員が2人減となったことにより、給与費が減となったことによるものであります。

次に、第3目義務教育振興費であります。これは、義務教育の振興に要する経費でありまして、就学指導委員会の運営に要する経費89万円、新年度から小学校教科書が変更となることから、教師用教科書及び指導書の購入に要する経費1,638万1,000円、外国語指導助手4人を配置し、各小学校と中学校に派遣する外国語指導助手派遣事業費1,943万9,000円、生徒指導サイバーパトロール事業及び学力向上推進事業等の学校教育指導費1,002万3,000円、ジュニア大使13人をポートエンジェルズ市へ派遣するジュニア大使派遣事業費540万6,000円及び学校教育を支援するスクールサポーター20人を配置するスクールサポーター配置事業費2,249万7,000円のほか、子ども夢育成基金事業として、千葉大学医学部へ生徒3人を派遣する中学生夢はぐくむ体験入学事業費50万円、文化、芸術及びスポーツ活動大会派遣補助金650万円並びに子ども議会の開催に要する経費62万円を計上しております。なお、文化、芸術

及びスポーツ活動大会派遣補助金については、これまでの3分の1の補助率を2分の1に引き上げ、子供たちの活動支援を強化するとともに、あわせて保護者負担の軽減を図ることとしております。前年度と比較して1,163万円の増となっておりますが、これは教師用教科書及び指導書の経費並びに文化、芸術及びスポーツ活動大会派遣補助金の補助率引き上げに伴う経費が増となったことによるものであります。

次に、74ページ、第4目教育研修センター費であります。これは、教育研修センターの管理運営に要する経費でありまして、教育相談員及び問題を抱える子供等の技術支援相談員それぞれ2人分の報酬、一般職員1人分の給与費、教職員の各種研修、19講座の開催に要する経費が主なものであります。

次に、第5目学務管理費であります。これは、児童・生徒の入学、転校、就学援助等の事務事業に要する経費でありまして、学校評議員115人分の報酬、私立幼稚園就学奨励費補助金6,096万2,000円、要保護・準要保護及び特別支援教育就学奨励費に係る扶助費5,767万4,000円、奨学金の貸付金4,752万円、育英基金の積立金5,110万1,000円が主なものであります。

次に、75ページ、第6目教員住宅管理費であります。これは、教員住宅50戸の維持管理に要する経費であります。

次に、第2項小学校費、第1目小学校管理費であります。これは、小学校14校の管理運営に要する経費でありまして、技能員、調理員10人分の給与費、臨時技能員20人分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、スクールバス運行業務委託料2,514万円のほか、大畑小学校及び第二田名部小学校の改修工事費1,730万9,000円及び旧中野沢小学校の解体工事費1,749万3,000円が主なものであります。

前年度と比較して1,914万9,000円の増となっておりますが、これは旧中野沢小学校の解体工事費を計上したことによるものであります。

次に、第2目教育振興費であります。これは、小学校14校の教材備品及び図書室用図書の購入に要する経費であります。

次に、76ページ、第3目第三田名部小学校建設費であります。これは、第三田名部小学校の屋内運動場建設工事費、グラウンド整備工事費、旧校舎解体工事費及び屋内運動場備品整備費が主なものであります。

次に、第4目川内小学校建設費であります。これは、川内小学校の屋内運動場及び給食センターの建設工事及び備品購入費が主なものでありまして、今年度の事業をもってすべての完成の予定となっております。

次に、第3項中学校費、第1目中学校管理費であります。これは、中学校9校の管理運営に要する経費でありまして、技能員、調理員10人分の給与費、

臨時技能員12人分の賃金、光熱水費、各種学校管理に係る委託料、スクールバス運行業務委託料4,744万9,000円が主なものであります。前年度と比較して1,977万円の減となっておりますが、これは職員が2人減となったことにより給与費が減となったことによるものであります。

次に、77ページ、第2目教育振興費であります。これは、中学校9校の教材備品及び図書室用図書の購入に要する経費であります。

次に、第4項社会教育費、第1目社会教育総務費であります。これは、社会教育の推進及び生涯学習の振興に要する経費でありまして、社会教育委員13人分及び社会教育指導員1人分の報酬、一般職員9人分の給与費、海と森ふれあい体験館の指定管理料、成人式に要する経費、放課後子ども教室推進事業費のほか、大室平地区学習施設の外構整備工事費を計上しております。前年度と比較して1,765万2,000円の減となっておりますが、これは職員が1人減となったこと及び職員の配置がえにより給与費が減となったことによるものであります。

次に、第2目公民館費であります。これは、中央公民館、川内、大畑、脇野沢公民館のほか、地区公民館24館の管理運営に要する経費でありまして、社会教育指導員2人分及び分館長、地区公民館長37人分の報酬、一般職員7人分の給与費、臨時職員、清掃作業員等の賃金のほか、各種事業に係る講師等謝金、公民館の管理に係る光熱水費及び委託料のほか、中央公民館及び川内公民館の一部改修工事費を計上しております。

次に、78ページ、第3目図書館費であります。これは、図書館本館と3つの分館及びブックモバイルの管理運営に要する経費でありまして、図書館協議会委員10人分及び図書館奉仕員12人分の報酬、一般職員6人分の給与費のほか、図書館の管理に係る光熱水費、各種委託料、図書購入費が主なものであります。前年度と比較して838万9,000円の増となっておりますが、これは給与費、図書館システム使用料等が増となったことによるものであります。

次に、79ページ、第4目文化振興費であります。これは、芸術文化の振興、文化財の保護及び文化財収蔵庫の管理に要する経費でありまして、社会教育指導員1人分及び文化財審議会委員15人分の報酬、文化財収蔵庫の管理に係る各種委託料、重要文化財保存活用事業費のほか、文化財収蔵施設整備事業として、本庁舎開放エリアを歴史民俗資料館の展示スペースとして活用するための基本設計に要する経費及び旧本庁舎の北庁舎を文化財の収蔵スペースとして活用するための実施設計委託料624万5,000円を計上しております。

次に、第5目学習センターの管理費であります。これは、宇田水源池公園内にある学習センターの管理運営に要する経費でありまして、維持管理のた

めの委託料が主なものであります。

次に、第6目視聴覚振興費であります。これは、むつ市視聴覚ライブラリーの管理運営に要する経費でありまして、視聴覚教材の購入費が主なものであります。

次に、80ページ、第7目下北自然の家管理費であります。これは、下北自然の家の管理運営に要する経費でありまして、所長、副所長の報酬、燃料費、電気料、賄い材料、下北自然の家管理委託料のほか、防犯灯及び看板設置工事費、ライフジャケット50着、無線機、製氷器等の整備費並びにこれまで3年にわたって県の財政負担により社会教育主事2人を派遣していただいておりますが、新年度からは市の負担により派遣していただくことになりましたので、その経費として19節負担金補助及び交付金に1,972万8,000円を計上しております。前年度と比較して2,801万5,000円の増となっておりますが、これは委託料及び人件費負担金が増となったことによるものであります。

次に、81ページ、第2目学校保健費であります。これは、児童・生徒の健康診断やけが等の見舞金の給付等、児童・生徒及び教職員の健康管理に要する経費でありまして、学校医等委託料1,502万1,000円、各種検査診断委託料1,015万2,000円のほか、日本スポーツ振興センターへの医療費給付負担金508万2,000円が主なものであります。前年度に比較して317万5,000円の減となっておりますが、これは前年度当初予算で措置しておりました新型インフルエンザ対策費が減となったことによるものであります。

次に、3目学校給食費であります。これは、学校給食費の管理運営に要する経費でありまして、臨時調理員28人分の賃金、学校給食用のガス等の燃料費、北通り地区学校給食業務委託費のほか、給水管及び配水管の改修工事費、回転がま2基、フライヤー、冷凍冷蔵庫及び食器消毒保管庫それぞれ1基の取りかえに要する経費を計上しております。前年度と比較して1,263万1,000円の増となっておりますが、これは臨時調理員が2人増となったことにより賃金が増となったこと、川内、脇野沢地区学校給食共同調理場の建設に伴い、食器、器具等の購入に要する経費が増となったこと、また給水管及び配水管の改修工事費を計上したことによるものであります。

以上が教育委員会が所管しております教育費の概要であります。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） それでは、第10款教育費のうち民生部が所管いたします予算費目についてご説明いたします。80ページをごらん願います。

第5項保健体育費、第1目保健体育総務費であります。これは、社会体育の振興、各種体育団体の育成援助に要する経費でありまして、体育指導員35人

分の報酬、一般職員4人分の給与と各種講師の謝礼のほか、市民体育大会開催事業費、市民スキー大会開催事業費、体育協会補助金等を計上しております。前年度に比較して982万4,000円の増額となっておりますが、これは平成23年度に開催されます全国高等学校総合体育大会フェンシング競技むつ市実行委員会に対する運営補助金799万3,000円及びむつ市スポーツ振興計画策定事業215万7,000円が主な要因で、予算の額は5,022万円を計上しております。

次に、2目飛びまして、81ページから82ページにかけての第4目体育施設管理費であります。これは、むつ運動公園、大畑中央公園及びふれあいスポーツパーク管理運営に要する経費でありまして、各種体育施設維持管理費1,351万2,000円、むつ地区体育施設指定管理料6,122万円及び大畑地区体育施設指定管理料5,056万3,000円、むつ運動公園排水管改修工事費652万3,000円、むつ運動公園野球場改修事業費5,566万円及びむつ市民プール管理棟解体工事費210万円が主なものとなっております。昨年度に比較いたしまして、1億4,505万6,000円が減額となりましたのは、むつ運動公園陸上競技場第2種公認整備事業の終了によるものであります。合わせまして予算額は1億9,175万3,000円を計上しております。

次に、82ページ、第5目体育館管理費であります。これは、市民体育館、川内体育館及び大畑体育館の管理運営に要する経費でありまして、清掃業務委託料、燃料費、電気料など591万1,000円を計上しております。

次に、第6目スキー場管理費であります。これは、釜臥山スキー場、於法岳スキー場及び兎沢スキー場の管理運営に要する経費でありまして、於法岳スキー場管理委託料238万2,000円、釜臥山スキー場施設整備事業費588万円が主なもので、計826万2,000円を計上しております。

次に、第7目ウェルネスパーク管理費であります。これは、ウェルネスパークに係る指定管理料及び特定建築物定期調査委託費の合わせまして1億1,562万1,000円を計上しております。

以上が教育費のうち民生部が所管する費目の概要でございます。よろしくお願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） まずは、74ページの子ども夢育成基金についてお聞きします。これも一般質問で取り上げておりましたが、評価するところは補助率を3分の1から2分の1に上げたということではありますが、そもそも不公平な制度であるという話はしておりましたが、私の一般質問に対して今年度の新しい内容は、3分の1から2分の1に変わった程度で、学校教育にかかわ

る事業にしかこの補助がされないということについてどのようにお考えなのかをまずお答えください。

もう一つ、この事業の中に中学生夢はぐくむ体験入学事業ということがあります。これだけなぜか100%補助ということになっていまして、他の文化、芸術またはスポーツの派遣補助と割合が違うのはなぜなのか、考え方をお知らせください。

次は、80ページの下北自然の家管理費についてであります。この下北自然の家は、県の補助がなくなったら指定管理にするというふうな話を前に聞いたことがありましたが、このたびも随意契約によりむつ市教育振興会に委託するというふうな内容になっておりまして、そのところはどのような考えでこのようにしたのかお知らせください。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、学校教育のみの補助金というふうなことで、これは変わりはないのかというふうなお尋ねでございますけれども、これにつきましては、考え方としてはこれまでと同様でございます。ただ、小学校のスポーツの部分については、あくまでもスポーツ少年団というふうなことで、体協の加盟のスポーツ団体に対するものというふうなことで定義してございますし、中学校につきましては中体連の関係というふうなことで東北大会、全国大会というふうなことで、それについてはこれまでと同様の考え方でございます。

それからもう一つ、中学生夢はぐくむ体験入学事業、これについては100%ではないかというふうなお尋ねでございますけれども、これにつきましては教育委員会の事業として実施してございます。したがって、補助事業ではございません。これは、こういう目的を持って、教育委員会が自前の事業として実施するというふうなことで、全額旅費を負担してございます。これは、ポートエンジェルズ市のいわゆるジュニア大使の派遣事業というふうなことと同様の考え方をしてございます。

それから、もう一つ、下北自然の家の関係でございますけれども、教育振興会に随意契約で今年度も委託すると。その方向では変わりはありません。といいますのは、何回もこれまでも申し上げておりますとおり、教育振興会自体の設立がそれぞれの経緯がございまして、むつ市が100%を出資して設置したという事実がございまして、これをやはり育成をしていかなければならないというふうな意味では、このような形をとらせていただいております。ただ、現在県の補助が終わっておりますし、県の

職員の派遣、県費負担での職員の派遣も平成22年度で終わるといふうなことで、実質的に平成23年度からは本来といいますか、独自財源で運営しなければならないという事態が生じておりますので、それらの経費の節減等を含めまして、管理運営のあり方については検討させていただきたいといふうなことで、当然ながら指定管理制度への導入といふうななどについても検討をさせていただきたい、そういうふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 下北自然の家についてはわかりました。

子ども夢育成基金についてです。これも何回もしゃべっていたのですけれども、学校の部活動に入らなくても地域スポーツでやっている子供たちもたくさんいるのです。今般教育委員会表彰あって、教育長も気がついたと思いますが、空手、柔道またはその他違うスポーツもありますが、学校でやらないスポーツで遠征している子供たちもいるのです。ただ、学校の部活動ではないというだけで補助を受けられない、学校の部活だからといって補助を受けられる。あとは先ほど部長が話したスポーツ少年団ですか、スポーツ少年団に登録していると、その体育協会のほうから出るのではないかといふうなことになると思いますが、そういう団体に所属しないで全国でスポーツクラブといふうなことで活動している子供たちもいるということを考えると、やはり教育委員会だけに、教育行政だけにかかわる運動または文化系の子供たちだけにしか補助できないというのは、制度としてやはり不公平だと思います。それを直すことは、市長が提案するのがいいのか、教育委員会から民生部に移して、幅広くだれでも使えるようにしたらいいのかといふうなことの話し合いをされたのか、まずはお聞かせください。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、現在のいわゆる教育委員会で所管しておりますこの補助金につきましては、現在のとおりに、変える予定はありません。その範囲の拡大につきましては、非常に大きな問題を抱えております。1つは、さまざまないわゆるスポーツの団体等がございますし、その部分についてすべてを拾い上げるといふのは、これは行政としては非常に難しい問題があるかと思っております。これは、財政的な面もありまじょうし、制度そのものがかなり拡大されるものになって、それを把握することが非常に困難になるだろうといふうに理解しております。したがいまして、現在のところ、あくまでも学校教育活動中の部分については支援をしていきたいと思いますという方針のもとで動いており

ますので、その辺をご理解をいただければと思います。

○委員長（澤藤一雄） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 理解できません。今の部長の答弁だと、行政側の都合でそういうふうになっているとしか聞こえないのです。別に業務量が多くなったって、これに支援される子供たちがふえたらいいではないですか。別に団体がいっぱいあったって、これは申請によって補助するものであって、その申請によって精査をするのは、その窓口になっている行政の皆さんだということで全然構わないと思います。教育委員会が所管すると、幅が広がらなくて事務的にも楽だというふうにしか聞こえないので、ぜひこれは検討すべきだと思います。

さらに、ことしから小学校陸上大会、通称小陸と言っておりますが、それは今までむつ下北地区は学校対抗ということになっておりましたが、新年度からはクラブ対抗というふうになるように聞いております。そうすると、今まで学校の部活だということでP T A会費とか学校費から出ていたものが出なくなって、親、または本人の負担がふえることとなります。そのところも考えて、今後スポーツ行政、どういうふうにしたらいいかという話し合いはぜひしてもらいたいというふうに思いますので、感想ありましたらお答えください。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、小学校の部分なのですけれども、小学校につきましては、いわゆる中体連みたいな形の統一的な大会がございません。そのために体育協会の中で活動しているスポーツ少年団、これらの大会については助成しようという考え方で動いております。したがって、地域の方のそれぞれのいわゆる任意の団体等も、その体協のほうに加盟をしていただいで、スポーツ少年団の大会のほうに出るような形で活動していただければありがたいというふうに思っております。あくまでも地域のスポーツは地域で育てていくという考え方だとすれば、一つの大きな柱のもとに協力し合って加入し、そして切磋琢磨していただければなというふうな思いでございます。その意味におきましては、小学生はあくまでも体協加盟の中のスポーツ少年団という考え方をしてございまして、中学校については、その学業の中で、いわゆる学校教育の中の一環としてやるスポーツの部分について、それを応援していきたいというふうな考え方を持っておりますので、ご理解をいただきたいと思いますというふうに思います。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） 79ページ、先般若干お尋ねいたしましたが、文化振興に

関してお尋ねいたします。

これは、以前の一般質問でもお尋ねしたことでありますけれども、文化財の収蔵ということで、当面の間庁舎の空きスペースを利用したいということでございます。私は、この点についてはいいことだなというふうにとらえているわけです。ただ、その際、合併したからということで、川内、大畑、脇野沢、こうある各地区の文化財をも全部吸収して、ここへ集積というか、統合するというか、そういうものにしてしまうのかどうか、まずこの点を構想としてどういうものを持っているのかお聞きいたします。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

現在各地区には、それぞれ各地区の文化財、歴史的資料を保管してございます。その保管については、これまでと同様に各地域に保管させていただきたいというふうに思います。その中で例えば企画展示等があれば、その中からピックアップいたしまして、いわゆる開放エリアのほうに展示をさせていただきたいというふうな考え方でございます。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 工藤孝夫委員。

○委員（工藤孝夫） なぜこういうことを私しつこく言うかといいますと、実は収蔵庫はそれぞれあるのです、ご承知のとおり。ただ、各地区の方々が気軽に地元の文化に触れるというふうな機会がないのです、常設展示場がないために。ですから、さまざまな、例えば川内であれば大きなスペースのある川内庁舎であるとか、公民館でもいいだろうし、そういうところに、大きなものは展示できなくても、できるものだけでも展示できるならして、そして文化に触れさせてほしいということを私は言っているわけです。ですから、決して無理な要求しているわけでもないし、やっぱりそれぞれの地域の人たちはその地域に触れることができるし、もちろんそれから持ち出して、実際こっちへ持ってくればだめだとか、そんなことを言っているわけではなくて、そういうことで、とにかく触れさせてほしい。子供たちの皆さんから、こういうことを言っているわけですから、将来的なものになっていくだろうと思うわけですが、今後の考え方としてこういう意見を参酌してやっていただけるかどうか、この点を改めてお聞きいたします。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず教育委員会の方針として展示施設、これを設けますと、できるだけむつ市内の市民ばかりではなくて、ほかからも来ていただいで見ていただきたいという思いでございます。そのためには、1カ所で

展示したほうがベストであろうというふうに考えておりますけれども、これはあくまでも市内全体の流れの中で、いわゆる対外的にむつ市のどういうものを発信するかという立場に立って考えておりますので、現在各地区に保管してあるものについては、それぞれの公民館で展示できるものがあれば展示等を考えても差し支えないのではないかとこのように考えておりますけれども、基本的には1カ所で人を集客したい、もしくは市民の方々に例えば川内の方であれば大畑のもの、脇野沢のもの、むつ市のものもその1カ所で見れるような施設としていきたいというふうに考えております。ただ、先ほど委員からお話がありました各地域の部分でもそういうものをしていただきたいということについては、今後考えさせていただきたいというふうに思います。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 2点ほどお願いいたします。

まず1点目ですが、80ページの下北自然の家の管理ですが、これいよいよ1億円を突破いたしまして、ちょっと私は負担が大きくなったなというふうに思っておりますので、これ今回は県負担の2人が市の負担ということで2人派遣したということでふえたというのが大きいみたいですが、これは将来的にはもっとふえるものかどうか、そここのところをお聞きしたいというふうに思います。

それと、やっぱりこの1億円というお金を超えますので、ほかのほうの例えば教育、いろんな要望があると思うのですが、やはりこの1億円というのを考えた場合に、そこら辺のバランスというのを考えてどのように考えているものかどうかというふうなところをお聞きしたいと思います。

もう一つですが、82ページの市民プール管理棟の解体工事ですが、これは管理棟を解体して更地にするというふうに考えるのですが、今でも運動公園、駐車場が足りないというふうな声が多いので、とりあえずこれは解体して更地にして、駐車場として使えるものになるものかどうか、そこをお聞きしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、下北自然の家の関係についてお答えを申し上げます。

まず、1億円というふうな形で今後の財政負担がこれ以上ふえないのかというふうなご発言だというふうに受けとめましたけれども、平成22年度ですべての県の補助金、そして県費負担の人員派遣が終わります。したがって、平成23年度からは全く自前での運営というふうなことになります。現状の体制を維持しますと、この経費は、以降これぐらいはかかっていくだろう

と。施設の改修費等、備品等の整備等がない限りは、この程度の金額で推移するだろうというふうに考えております。

そして、以降指定管理者制度を導入した際にも、人的な張りつけ、それからいわゆる運営の規模は変わりませんので、財政的にはふえないと、これ以上はふえないだろうという見通しは持っておりますけれども、ただ経済情勢等によって各施設の運営費がどのくらいふえるかというのは予測はできませんけれども、おおよそこの程度で推移していただろうというふうには考えてございます。

そして、先ほど委員からお話がありました1億円の投資というふうなことでお話をされておりますけれども、現在下北地域で子供たちのいわゆる野外施設での体験学習というふうなことも、できる施設はここしかございません。ほとんどが小学校、中学生の利用というふうなことを考えますと、非常にそれは教育上効果があるのではないかなというふうに思っております。逆に言い換えれば、一般の方の利用については利用料を徴収するという形になってございますけれども、その利用料の徴収よりもはるかに小・中学生の利用のほうが多いというふうなことで、結果的には採算は合わないというふうな形になっておりますけれども、教育施設としては非常に重要な施設であるというふうな認識を持って運営をさせていただきたいと、このように思います。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 横垣委員のお尋ねにお答えいたします。

市民プール管理棟解体した後の活用についてでございますけれども、まずこの市民プール管理棟については、市民の方から既に管理棟が崩れかかって、雑草が生い茂って非常に見た目も、または防犯上もよろしくないのではないかなというふうなご意見を承ってございました。そのためにこの管理棟を解体すると。解体しますと、更地となりますけれども、実質的にはその後ろ側にプール本体が残りますので、そうするとそこもやらないと次の活用というふうなところにはなかなかいかないということですので、今回はこの管理棟の解体工事だけにとどめると。

駐車場の云々に関しては、大型バス等については市庁舎等の利用で、大会等においてはそこを利用させていただくというふうに考えております。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 76ページの小学校費、第三田名部小学校について伺いたいと思います。体育館はまだ未完成で、今年度の実施なようでございますが、体育の授業、これはどのようにして授業をしているのか、お聞かせを願いたいと思います。

それから、82ページの体育館管理費でございます。大畑町民体育館のステージ幕について伺いたいと思います。これは、市民の要望でもありますので、よろしくお願ひしたいと思います。大畑の町民体育館、スポーツはもとよりイベント等が開催されておりますが、引き幕、ステージ幕が手動式と昔の旧式でございます。ほかにもあるのでございましょうが、イベント等があるたびに係の方が非常にあの重い綱を引っ張りながら大変苦勞している姿を見てございます。ぜひ電動式に改良してくれないか、お願ひでございます。いかがでございましょうか。

それと、ステージのバックの幕なのでございますけれども、これも何十年使用しているか、私は定かではありませんが、汚れもひどく裂けてございます。イベント等があっても非常に恥ずかしいなというふうに私自身も思っております。ぜひともこちらのほうも取りかえていただきたいと思いますが、いかがでございましょうか、お答えをお願ひいたします。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、第三田名部小学校の関係についてお答え申し上げます。

体育の授業なのでございますけれども、基本的には旧校舎の体育館を利用してございます。ただ、第三田名部小学校の中に多目的ホールがございまして、その中で対応できるものについてはその中で対応すると。ミニバスケット等の部活といいますか、そういうものについては旧体育館、前の学校の体育館を使って練習をしているというふうな状況でございます。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（猪口和則） 千賀委員の大畑町民体育館のステージ幕の整備、それからステージバック幕の整備につきまして、今初めて耳にしたもので、今まで重い手動式だったというのは今まで全然聞いていなかったもので、いい状態で使っているものかなと思っておりました。今重くて電動式にかえていただきたいと。それから、ステージバック幕の交換もあわせてまして、設置の方向、整備の方向で検討させていただければと思います。よろしくお願ひします。

○委員長（澤藤一雄） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 第三田名部小学校のほうでございましてけれども、ホールも使っていると。それで、旧体育館のほうも使っていると。その場合、旧体育館を使ったほう、恐らく歩いて私行っているのかと思うのですけれども、そうならば体育の授業にも、授業の時間ありますよね、50分とか。その時間

のロスも出てきますし、旧体育館でやる場合の何か移動の方策も講じなければならぬのかなと私は思うのですけれども、そこあたりどのように考えているか、お聞かせを願いたいと思います。

それと、大畑体育館の幕の関係でございましてけれども、整備する方向で考える。必ず実施するという、実施をする方向でやる、検討するのだというお言葉をもう一度伺いたいのですが、いかがですか。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、旧校舎の体育館を利用しているというふうなことですけれども、できるものについては、多目的スペースを利用してやっていただきたいと。あとは、学校の考え方によるのですけれども、若干やはり旧校舎の体育館までは距離がございまして。その部分については、交通安全に十分気をつける体制でもって徒歩で移動するという形になっておりますので、その辺は学校側の対応をきちんとしたものにしていただけるようお願いしているところでございます。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 千賀委員の大畑体育館のステージ幕及びバック幕の交換について、実施する方向で十分検討してもらいたいというお話でございましてけれども、大畑体育館、このたびの予算の計上においては、修繕費は少ないですけれども、10万円ということを上げてございまして。それでは当然賄えないわけですし、またそのほかにも大畑体育館においてはいろいろまた整備する要求が上がってきてございまして。そのほかもたくさんあると。それは千賀委員も十分ご存じだと思いますけれども、その中ですべてを含めまして検討するというところで考えてございまして。ですので、その中には財政事情もございまして、どうしても緊急性、優先順位ということが出てございまして、その辺のところでご理解願いたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） 75ページの小学校管理費、先ほど中野沢小学校の解体費ということで今説明を受けたのですけれども、この解体に当たり、地域との話し合いができていますかどうか。皆さんも理解していると思うのですけれども、ここの小学校を統廃合するときに、町内とPTAと相当もめた地域であります。先人たちは、先人たちのつくった学校の思いから、統合するのを拒否、そしてまたPTAでは子供たちを考えて、将来を考えれば統合したほうが良いという形の中でいろいろと問題があった地域でありまして、学校を今度解体するに当たって、やっぱり先人たちのその学校をつくってきたとい

う思いはまだあるし、また地域を離れて東京のほうに出ている人たちが、お祭りとか盆とかに来て、自分たちのその育った学びやに行って昔を懐かしむと、そういう場面が多々あるのです。そういう意味において、解体するときに、この地域との話し合いがどのようにされて、例えば旧庁舎を壊したときに懐かしむというか、そういう事業もした経緯もあるし、その辺のことも含めてどのように考えているのかお聞きしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 中野沢小学校の解体につきましては、これは地域の方との話し合いを持った段階で、随分傷んでいるというふうなことで解体をしていただきたいという要望を受けております。解体に当たりましては、地域の町内会長さんたちと一応話を持ちまして進めていきたいと。もしそういう要望があるのであれば、それは承ってまいりたいというふうに検討させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 私は、この場所で前のことは余り言いたくないのですが、例えばそういう集まりがあるとなれば、やっぱりその当時は市としても、教育委員会としても、統合を早く進めたいという思いから、モチなんかをちょっと言葉を出したと思うのですが、その解体するに当たって、体育館はまだまだ使えるような施設でありまして、どの程度まで壊すのか。そしてまた、地域からそういう意味で集めれば、恐らく話もあると思うのですが、その辺の対処方はどのようになっているのか、お答えいただきたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） これは、あくまでも地元との話し合いの中で出てきた話題でございますので、これについて実施する段階では改めて地元の方とお話し合いをしていきたいというふうに思います。結果として、長年のこういう積み重ねがございまして、話し合いを進めてきた結果だというふうに受けとめていただければありがたいです。

体育館は残します。旧校舎のほうを解体させていただくというふうな計画でございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） スクールバスの関係でございますけれども、小学校、中学校でスクールバスを運行していると思いますけれども、その小学校、中学校のスクールバスの運行の区域と、何人ぐらい利用しているのか、小・中学

校とも。1台で運行しているのか、それとも小学校は小学校、中学校は中学校で運行しているのか、ちょっとお知らせを願いたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、小学校でございますけれども、奥内地区に2台を運行してございます。それから、関根地区には1台、それから大湊地区に1台というふうなことで、計4台を運行してございます。

中学校でございますけれども、川内地区は3台を運行してございます。大畑地区は2台です。それから、脇野沢地区も、これは3台というふうな形で運行させていただいております。

利用人数については、総務課長のほうから答弁させていただきます。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） 利用人数についてご報告申し上げます。昨年度の実績でよろしゅうございましょうか。298名が利用されております。小学校と中学校の違いについても若干触れたいと思いますが、合併前の中学校が統合した時点の流れがございまして、川内、大畑、脇野沢が中学校費からのスクールバスの委託料の支出となっておりまして、ご了解賜りたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 大瀧次男委員。

○委員（大瀧次男） そのバスの運行で、小学生と中学生が一緒に乗って通学しているという箇所は何か所ぐらいあるのですか。小学校は小学校、中学校は中学校でなく、一緒に乗って地域的に。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） 関根を除いて全部でございます。関根の路線を除いては、全部小、中連携をとりまして、小学校のカリキュラムと中学校のカリキュラムを合わせていただくような方向で、支障のないように便数を配慮して運行しております。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 平成23年度の高等学校の総合体育大会に関連してお尋ねいたします。

まず、この宿泊を必要とする生徒、役員等、これむつ市内で幾らぐらいの人数になるのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 選手及び役員の宿泊の部分でございますけれども、この全国高等学校総合体育大会、むつ市ではフェンシング競技が開催される

ということで説明してございますけれども、選手は約600名、審判、役員で200名と。そのほかに応援団等も予定してございまして、1,000人以上になるのかと。大体1,200人ぐらいが、その規模だと思いますので、その程度の宿泊を予定しているというふうに伺ってございます。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） その1,000名程度の人がむつ下北に来ていただくということで、これ地元としても全力を挙げて支援しなければいけないと思うのですがけれども、この泊まる人たちの、これ1人定額で契約するのですよね、体育協会というか、その連盟のほうと。そこで、各宿泊によってばらつきが出てきます。当然好評なところもあるし、苦情を買うところもあるのですがけれども、そこら辺の宿泊の接遇、献立、いろんな意味含めて、旅館組合とかそういうところとの話し合い等はされているのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） この大会の宿泊については、青森県でやります。青森県の実行委員会が旅行代理店と契約してございまして、旅行代理店が、その配宿を行うというふうに聞いてございます。現在のところ、むつ地区で押さえているのは、宿泊可能人員では1,190人程度ですので、先ほどの人数は十分宿泊できるとなります。ただし、団体によっては部屋割りとか、それから人員が異なりますので、なかなか十分な人数に合うようなものが全部できるかなというふうになれば、今のところそのようなところの詰めはまだ聞いてございません。ですので、その旅行代理店、さらには市内の旅館組合等の調整を今重ねているというふうな状況で伺ってございます。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） せっかくおいでいただくということですので、これ全国から集まるわけですので、いいPRのチャンスということだと思っております。

それで、その時期、夏場の時期は観光客の稼ぎどきといいますか、そういう時期であります。それと、今東北電力東通原子力発電所のメンテナンスを確かに今やっていると思うのですがけれども、それがいつ終わるのか、競合しなければいいのですけれども、そこら辺でいろいろふくそうする、混雑する時期でありますので、よく十分にそこら辺を留意されまして、せっかくおいでいただいた人たちが次の観光、下北を訪れることにつなげるように配慮していただきたいと要望しておきます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。富岡修委員。

○委員（富岡 修） 1点お聞きいたします。

スクールサポーターの件で20名の配置になっていますけれども、これは去年も出されていますけれども、この配置についてまだ変更がないかどうか、今はどうなっているかお聞きいたします。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） スクールサポーターについては、非常に学校の評価が高うございます。といいますのは、特別な支援を要する児童・生徒が非常に増加してございまして、その対応では非常にいいというふうなことで評価をいただいているものなのですけれども、ことしは20名というふうな予算措置をさせていただいておりますけれども、学校からの要望については40名を超える要望が出ているというふうなことで、その中から対応が可能な部分というふうなことで20名と。そのほかに、これは教育予算のほうではないのですけれども、緊急対策事業というふうなことで、これは経済部の予算になるのですけれども、その中でも一応5名分は特別支援教育指導員というふうな形の予算の計上をさせていただいておりますので、結果的には、最終的には25名程度は対応ができるのかなというふうに思っております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 富岡修委員。

○委員（富岡 修） では、今20名ほどスクールサポーターおりますけれども、この人たちに対しては何かの資格が必要、例えば教員免許が必要とか、保育士の免許が必要とか、そういうものは現在の時点でありますか。

○委員長（澤藤一雄） 学校教育課長。

○教育委員会事務局副理事・学校教育課長（加藤次男） 今富岡修委員のスクールサポーターの任用についての資格等についてお尋ねがありましたけれども、スクールサポーターの任用につきましては、教員免許のある方、それから幼稚園、保育士、それから介護の経験のある方と、そういうふうな方々、もしくはこれまで子供のボランティア活動等でそういう障害のある子供たちへの対応の、経験のある方々というふうなことで任用の範囲を、資格の範囲を広げて採用しております。

○委員長（澤藤一雄） 富岡修委員。

○委員（富岡 修） ということは、今範囲を広げてやってきているということによろしいと思うのですけれども、これからも若い方々が教員免許を持って、ここに、むつ市に帰ってきたいと、来年また教員試験を受けようと、そうやって意気込みのある子供たちもたくさんいるし、保育士でもこれから子供に携わっていこうと、そういうときに、ぜひその人たちが1年でも2年でも、その空きがなく子供と接してこれから頑張れるようなこの地区のそうい

う採用を考えて、若い人たちをどんどんむつ市に入れて、これからそういう採用の位置を少し広げてやっていただきたいのですけれども、その辺はどうでしょうか。

- 委員長（澤藤一雄） 学校教育課長。
- 教育委員会事務局副理事・学校教育課長（加藤次男） 任用の資格につきましては、従来と全く同じでございます。それこそ先ほど佐藤部長のほうからも話ありましたけれども、非常に評価が高く、今年度も多数の多くの方々に応募していただきましたので、今富岡修委員のご指摘のように、多くの方々がこの事業に興味を抱いて、子供たちを支援していただけるように取り組んでまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。
- 委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。中村正志委員。
- 委員（中村正志） まず文化振興費の重要文化財保存活用事業費並びに文化財収蔵施設整備事業費についてであります。先ほどの説明では、主に設計委託の予算だということの説明がありました。そうしますと、この平成23年度においては新庁舎の空きスペース、または旧庁舎のほうに収蔵というふうなことはないのかどうか、そこまではいかないのか、この予算でどこまでいくのかということを再度お聞きしたいと思います。

次に、保健体育総務費、先ほども浅利委員からお話がありましたが、インターハイのことです。これは、今の説明でも1,000名前後の方々がいらしてくるということで、これは非常にむつ市を全国にPRできる機会だと思いますので、この実行委員会への補助以外でむつ市として何かできることは考えていないのか。同じくむつ市スポーツ振興計画策定事業費、これは策定ということなので、中身についてはどういうところまでというのはこれからの話になると思うのですが、これについて現時点でお話しできることがあったら説明を願いたいと思います。先ほどの齊藤委員とのやりとりも、この中でぜひとも検討してもらいたい事項だと思いますので、ご説明をお願いしたいと思います。

あともう一つ、恐らく教育総務費だと思うのですが、むつ市教育振興会への補助金、何か今回補助金ばかり聞いてちょっとあれなのですけれども、今回は役員に対しての補助金ということで予算計上されておりますが、これにつきましてはむつ市議会第205回定例会において議論させていただきました。その中で公益法人の取得を目指すのだということと、部長の、本来であれば事業の中でいわゆる理事、理事長の給与を支給する場合は、それを見込むべきであろうというふうに考えてございますという答弁で私は前回納得をして予算に賛成したわけなのですが、今回この2点につきまして、現在むつ市教

育振興会としては間違いなく公益法人のほうの取得に向けて動いているのかどうか、何か昨今のやりとり見ると、それがちょっとトーンダウンしているような感じがしますので、そこをもう一度確認をさせてもらいたいと思いますし、今回補助金を出すに当たって、前回部長が答弁されました事業費の中で見込むべきであろうという点に関してはどのような検討がなされたのか、お聞きしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

まず、北庁舎と開放エリアの関係でございませうけれども、今回予算措置をしたものは、開放エリアにつきましては基本設計という形で、あのスペースをどのように活用して、どういう考え方のもとで整備するかというふうなことをまとめたいというふうに考えております。それを終わりますと、その後来年度以降になるのしょうけれども、実施設計なりというふうな形になるかと思っております。

北庁舎のほうにつきましては、現在実施設計を予定しております。あれをどういふふうに直すかというふうなことで、当面は収蔵庫に利用できるように最小限の費用で改修をしたいと考えております。外壁とか屋根の防水の補修、それから窓をなくするというような対策を考えてございます。それについては、今年度は実施設計というふうなことにさせていただきたいというふうに思います。

それから、むつ市教育振興会の補助金につきましては、むつ市議会第205回定例会、昨年9月定例会でもご質疑をいただきましたけれども、公益財団法人に移行するのか、それとも一般財団法人に移行するのかというふうな課題もございませうけれども、これについては現在どのような方向でいくかというふうなことについては、検討をしているというふうな状況であると伺っております。

まず、この補助金の設定の理由といひますか、これからも補助金がずっと続くのかというふうなご趣旨の発言であろうかと思ひますけれども、前回答弁を申しましたとおり、これはあくまでもその法人のいわゆる経費の中で賄うものであるかというふうな認識については同じでございませう。したがひまして、この補助金につきましては、当面いわゆる今の特例公益法人から公益財団法人もしくは一般財団法人に移行するまでの間というふうな基本的な考え方をしておりますので、平成25年度までの補助金というふうな考え方とらえておりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 中村委員のお尋ねにお答えします。

まず1点目のインターハイの部分でございますけれども、補助以外にどのようなものがあるかということですが、まずこの実行委員会の中身なのですけれども、経済界またはスポーツ団体もそうですけれども、市内の各般にわたる代表から成ります実行委員会を組織してございます。ですので、その中には総務、広報等がありますし、また競技を実行する役員、実行する委員会というようなものを設けてございます。

それらの中でいろんなご意見を今調整し、伺ってございますけれども、その中の1つですけれども、やはりこれを機にもっとフェンシングというものを、またフェンシングを通したスポーツというものを盛り上げましょうというご意見が出ましたので、この大会の前にオリンピック選手というふうな形で今予定してございますけれども、招いてこのフェンシング教室というか、そういうものを開くとか、またのぼり旗を立てて暖かくお招きする部分とか、また高校生は一人一役運動ということで、高校生も十分主体的にやっただくというようなことを今考えてございます。ですので、補助以外というか、補助の中にもありますけれども、それ以外も含めまして、当然市、または今言いました各業界を挙げてこれを迎え、そして成功に導くような形で今準備を進めているというところでございます。

2点目のむつ市スポーツ振興計画の策定事業費でございますけれども、今スポーツ振興計画に関しては、市の長期総合計画の一部には記載がございません。国では、平成22年度にスポーツ立国戦略を策定してございますし、また県も新しいスポーツ振興計画を策定したと伺ってございます。市としても市民のニーズを反映して、スポーツの振興、体育施設の整備計画を網羅したスポーツ独自の振興計画の策定が必要になってきていると認識してございますので、そういう意味から、市民の皆様様のスポーツライフ、またはスポーツニーズを把握するためのアンケートを行うということで、市民の意識調査というようなことを考えてございます。

内容としては、まずは調査対象なのですけれども、小学校4年生から中学校3年生までは、全員にアンケートに答えていただこうかなと思っておりますし、あとは高校生以上の一般市民については無作為に抽出してアンケートにお答えしていただこうかなと。大体総数としては4,000人程度を対象としたいなというふうに考えてございます。

○委員長（澤藤一雄） 中村正志委員。

○委員（中村正志） それでは、まずインターハイにつきましては、とにかく本当に全国の方々にわざわざ来ていただけますので、むつ市の部分、日本の

むつ市という部分でPRできると思いますので、今ご説明された以外の部分も含めまして、ぜひとも有効に使っていただきたいと思います。

むつ市スポーツ振興計画につきましては、そうしますと平成23年度での策定までには至らないというふうなことでいいのでしょうか。また、そうしますと策定年次はいつごろを予定しているのかということです。また、これ非常にむつ市にとっても重要な計画でありますので、議決案件にする気があるのかどうか。これは、提案する側でなくて、こちらの問題なのかもしれませんが、もしお答えできたらお答えを願いたいと思います。

むつ市教育振興会のほうですが、今お話を聞いていますと、何かトーンダウンしたような気がします。最初はとにかく公益法人を目指すということで、そのための内部強化で常勤の役員が必要なのだということでの説明があったのに、今現在ではどっちにしようかなというふうな感じでトーンダウンしています。これ公益でなくなりますと、今持っている財産は使えなくなることもなりますし、非常に不利益になると思いますので、これはぜひとも100%むつ市の出資でありますから、むつ市としての意向で絶対公益をとるのだというふうな形でぜひ進んでもらいたいと思うのですが、そこら辺、もう一度お答えをお願いします。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） 公益財団法人の認定をとるか一般財団法人に移行するかというふうな問題、これは非常に大きな問題でございまして、最終的にはその団体の経営問題にまで及ぶことになります。したがって、現在はとりあえずは平成25年11月までにどちらかに移行しないと解散というふうなことになるので、それだけは避けるというふうなことで、とりあえずは一般の財団法人のほうに移行して、その後の公益財団法人の認定のほうを考えたいというふうな意向があるように伺っております。これは、とりあえずは一般の財団のほうに移行するというふうなことは、今後その条件さえ整えば公益認定のほうに移行ができるという条件が整うというふうなことになるので、とりあえずはその部分について、そのような形で進めていきたいというふうにはむつ市教育振興会のほうから伺っております。

最終的には、その公益財団法人の認定を受けるためのさまざまな要件というのがございまして、それをいかにしてクリアするかというふうな問題が出てまいりますので、その部分についてはさらに今後検討させていただきたい。とりあえずは一般財団法人に移行して、法人の解散だけは避けたいというふうなことのようございまして、ご理解をお願いしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 中村委員のお尋ねのこのスポーツ振興計画の策定までという部分でございますけれども、また最終的に議会に諮るのかというようなお尋ねでございましたけれども、まず今固まった成案といいますか、そういうものは持ってございません。どのようにするかということでございますけれども、今はそのアンケート調査を行いまして、これの資料をもとに、またほかの情報をもとに、スポーツ振興審議会というものをまずは設置したいと。このたびの予算及び条例には間に合いませんでしたけれども、ここのところを組織して設置したいと。この中において、今回出されましたアンケート調査等々をもとに、その基本方針または骨子案、それから素案、それから答申という形で進めていきたいなというふうに考えてございます。ですので、その間には拙速に進めないで、計画というのは5年ないし10年ぐらいの長期のスパンの計画を考えてございますので、十分熟議をしていただくという形で進めたい。ですので、最終的にお示しできるのは、平成23年度中とか平成24年度中というのはまだまだお答えできないという部分でございます。

県においては、県が策定したスポーツ振興計画の場合は、この答申の後にパブリックコメントということで、市民の意見も伺うというようなこともやられていますので、これに準ずるかどうかはまだはっきりはしませんけれども、このような形で進むとすれば、年数的には平成23年度中にはその計画という策定までは至らないというふうに考えてございます。

○委員長（澤藤一雄） 中村正志委員。

○委員（中村正志） スポーツ振興計画のほうについてはわかりました。

むつ市教育振興会ですけれども、となると現時点でのむつ市教育振興会のほうの考えは、あくまでも一般だということですね。今の財団の事業内容を見ますと、間違いなく公益に合致していますので、何の問題もないとは思うのですけれども、それでもなお一般でいく。常勤理事を置いて、それに向けて体制の強化したにもかかわらず一般でいく。どうも何か理解しがたいところです。もし一般でいくのであれば、常勤の理事は要りません。今までだって、いなくてもこれらの業務を遂行できていたのですからと私は思うのです。なので、今はそういう考えであるかもしれませんが、あと2年くらいありますので、十分私はできると思うのです。そこら辺も含めてぜひとも検討をしていただきたいという、ここではその程度にとどめておきたいと思いません。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） まず、73ページの事務局費の減が3,200万円になってい

るのですけれども、2人の人件費の減というのですけれども、ほかにも減の理由があると思うので、説明をお願いいたします。

それから、80ページの下北自然の家の年間の利用者数、それからウェルネスパークの年間の利用者数をお願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） まず、事務局費の減の内訳というふうなことでございますので、ご説明を申し上げたいと思います。

まず、給与費につきましては1,871万9,000円の減になっております。これは、平成22年度から比較して1,871万9,000円の減、それから職員手当等については1,028万7,000円の減、それから共済費については204万8,000円の減と、この3つが給与費でございますので、これですと約3,000万円ぐらいの減になっているというふうなことです。そのほかには、旅費では22万7,000円の減、交際費では1万4,000円の減、それから11節の需用費ですけれども、その部分では39万7,000円の減、12節の役務費では86万4,000円の減、それから13節の委託料では633万3,000円の減というふうなことでございます。

逆に負担金、補助金のほうでは344万4,000円の増というふうなことで、これは先ほど説明を申し上げておりますむつ市教育振興会の補助金を新たに新年度予算の当初予算に盛ったというふうなことで増になっているというふうなことでございます。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 下北自然の家所長。

○教育委員会事務局理事下北自然の家所長（坂部啓二） 当下北自然の家の利用者数についてお答え申し上げます。

平成21年度の実績でございますけれども、団体数では148団体、実利用者数としては6,460名、連泊とかございますので、延べで申し上げますと1万506名。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 市民スポーツ課長。

○民生部市民スポーツ課長（猪口和則） ウェルネスパークの年間利用者数はとのお問い合わせですが、平成21年度の年間利用者数は19万1,160人の利用がされております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 74ページの学校評議員費についてお尋ねします。

これは、大分年数がたっているわけなのですが、今委嘱している方が百十

数名ということで、予算額は二百三十数万円ということで、金額的には大した金額ではないと思っています。人数の割には。これはやっぱり教育委員会ではなく学校の校長が地域の方を委嘱して学校運営などに助言を求めたりいろんな面で協力してもらうという制度だと私認識しているわけなのですが、ただ教育委員会としては、この評議員制度、どのような形で把握しているのか。ただ予算だけを、人件費を出して、あとの聞き取り調査だとか、またこの評議員制度を今後どのように活用するかということとかありましたら、ひとつよろしくをお願いします。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） 学校評議員のことについてお答え申し上げます。

白井委員お尋ねのとおり、市内23校分の報酬と費用弁償を予算計上しております。なお、目的につきましては、委員お尋ねのとおり、開かれた学校づくりのため、学校の教育目標、教育方針、教育活動の実施、地域の連携、学校運営に関し校長が意見を求めるため置くということになってございます。

会議の結果につきましては、教育委員会総務課に文書にて報告をしていただくことになっております。したがって、その結果を踏まえまして、教育長の学校訪問の際にこちらで指示することがございますれば、こちらの意向を伝達するというようにいたしております。

なお、5人とは申しましても、地域によっては5人選べない地域もございまして、若干3名しか選出できていない学校もございまして。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 大変学校側とすれば、運営する側としては、地域の声がじかに聞けるということで大変喜ばしいことだと思っているわけなのです。ただやはりこれを活用して、今後の学校運営、教育に生かすというのが最も私は大切なことだと。ただ、教育委員会としては先ほど答弁で、教育長が学校訪問した際に、それをもとにいろいろ話し合いをされるということなのですが、やはりなかなか地域にいてもだれが学校評議員だか正直言ってわからないわけですが、地域の方は。学校側は委嘱して、これは校長名で多分していると思いますが、学校側はわかるわけなのですが、正直言って父兄とか、地域の方は、我々の学区でだれが学校評議員やっているのかとか、どういうものかというのはよくわからないわけですので、その地域の評議員に選ばれた方も、当然地域の代弁者でもありますので、ひとつその辺のところの考え方をどのように考えているか。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） ただいまのご指摘の件でございますが、学校ごとに若干の温度差があるのではないかと今拝聴して思いました。P T A会報等で学校評議員の意見を逐一ご報告されている学校が多いように私は見受けております。意見がもう少し踏み込んでいただければなという思いは私は持っております。ちょっと意見の内容が無難思考といたしますか、差しさわりのない意見が多いなというところはありません、校長先生方に、及第点ではなくて、言いづらいことをもっと言ってもらえということ折に触れて言うてはおります。どうしても委員の皆さん、遠慮がちな意見が多い。また子供の最近の携帯電話とか安心安全のところの意見が多くて、学校経営のところにいまいち踏み込んでいないなという感は否めないと感じております。

○委員長（澤藤一雄） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） わかりました。ただ、これは何年ですか、2年交代でしたか、たしか。任期は3年ですか。ということは、3年で交代するということで、なかなか先ほど答弁あったとおり、地域が小さければなかなか人が、お願いする方がいないということで、ということは、再任は妨げないということになっているのですか、この委嘱する方は。仮に1期で終わるのでなく、2期も3期もその方をお願いできるものか。まずそれが1点。

それからもう一つ、評議員制度、今後ずっとこれは必要だから、まず当面は続けるという考え方もある、来年度は予算にのっていますので、来年度は続けるとは思いますが、今後またずっと続ける考えなものか。それとも、教育委員会ではこれをもっと違う形で考えていく考え方があるのか、それは最後にお聞きします。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） 再任の件でございますが、地域によっては先ほど申しましたとおり、人選が非常に困難だということもございしますが、基本的な考えとしては、できればサイクルは守っていただきたい。1回休んでいただいて、また再任ということはよしとしていますが、可能な限り人材を模索してくださいというこちらのスタンスでやっております。

また、学校評議員を未来永劫続けるかという話ですが、学校評価という立場から申しまして、現状では学校評議員を活用せざるを得ないのかなと思っておりますので、当面の間は学校評議員のレベルアップと申しませうか、先ほど申し上げました意見がちょっと踏み込んでいないなというところを解消す

べきことが先決であって、この制度そのものの存続は必要なのではないかと考えております。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 学校給食費についてお尋ねいたします。

一昨年、小中一貫校の話が出て、新しく建てる校舎に給食を置くのだという話が出ましたので、私は牧野前教育長がまだおられるときに訪問しまして、今脇野沢に給食センターがあるのですけれども、今の新しい学校に給食センターを持ってくるという話でしたので、私は議員としてではなく商工会の会長といたしまして、なるべく地元の産品を給食の材料にしてほしいと。多少値段は、青森からまとめて買えば負けるかもしれないけれども、どうかひとつ地産地消という意味で地場産品のものを使ってほしいとお願いに行きましたら、恐らくそこには部長もいたと思いますけれども、そのようにしたいと、今後は地場産品、地産地消の意味で地元から物を買いたいといううれしいお言葉をいただきました。そして、当然統合になるので、調理員もふえるのだろうと思ひまして、そうなると就業人口が少しでもふえるなと思って、仕事あるので、うれしいかなと思ったら、いや、人員は減らすのだと。「えっ、なぜ」と言ったら、これからおいおい指定管理のほうに向かっていきたいという話でしたけれども、今後もその方向性に向いているのかいないのか、もしするとしたら、大体何年ごろ指定管理にするのか、それをお聞きします。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） 学校給食センターについてお答え申し上げます。

まず、地元産品の件でございますが、委員おっしゃるとおり、教育長を訪問した際に私も同席したと記憶しております。その際にもご説明申し上げましたが、地元産品の導入は他校でも検討して実際やっている。委員がおいでになったときにもお話ししましたが、いかんせん給食費とのバランスもございます。それと、適切な地元産品が適切に規格の整った状態で安心安全に届くかという問題がまず第1ハードルとしてありますよというお答えをしたと私は記憶しております。海産物等も私脇野沢地区でホタテを使ったりしたこともございます。ところが、やっぱり安心安全という立場で申しますと、勢い冷凍食品を使わないとリスクをしようということ現場では嫌がります。したがって、全面的に地域の産品を使うということには若干問題がございます。川内地区で申しますと、米を地元のものを使っているようでございますが、やはり学校給食会で提供しているものと比較いたしますと、石が入っていたりとか、そういう問題も若干あるようでございますので、その辺の

諸般の問題を地元産品を使うに当たりまして問題となっているところをクリアすることが先決かなと。決して地元産品は粗雑だから使わないというのではなく、使うことを前提に、その問題となっている部分をクリアしたいなど考えております。

それから、スタッフの件ですが、給食施設につきましては、むつ市は規定を定めておりまして、何食から何食までは調理員何名配置ということがございます。一応そういう目安がないと、地域事情で人員を配置するということではできませんので、そういう意味から申しますと、現在脇野沢の給食センターから第一川内小学校に学校給食を提供している食数と川内中学校と合わせました食数でいきますと、おおよそ調理員はふえない。むしろ現在の脇野沢の給食センターと川内中学校の調理員を足したものよりは減るということになろうかと思えます。

また、最後に指定管理のことをございですが、委員ご存じのとおり、むつ市では調理員の正職員を長らく採用しておりません。したがって、勢い臨時職員、臨時調理員で給食業務を行っております。このままで推移しますと、やがて臨時職員だけということになる時期が参ります。それまでの間に、それまでの間というわけではないのですが、それが立ち行かなくなる前に指定管理ということではなくて、委託を含めて検討してまいりたいと。これは、まいりたいというよりも、検討しなければならない状況にあるということでご理解賜りたいと思えます。

○委員長（澤藤一雄） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 今詳しくお聞きしまして、なるべく地産地消、地元産品を使いたいと言うけれども、もろもろの事情があって使えないと。ましておいおいこれから指定管理か業務委託か、職員がいなくなると、当然そうなるのでしょうか。そうすると、その仕入れ先までもやっぱりもう指定管理、業務委託したほうが、それは当然仕入れの材料とかどンドンそういうのをするでしょう。だから、市ではもうはまれないと。どうしてもお願いするのだったら、その業務委託した人に交渉して、地場産品の納入するしかないわけですね。そのようですね。

それで、指定管理、業務委託を受けたところは、当然収入が給食費。給食費は、これどうなるのか。業務委託した業者がその給食費をまだ、そんなに長くない話だ、四、五年先の話でしょう。給食費をその業務委託したところ取るのか、それとも市のほうで取って上げるのかどうか。今でも未納者はかなり多いので、政府のほうでも子ども手当から、給食費を引いてもいいよという、今そういう話も出ているので、その点はどうなるのか。近い話です

から、恐らくそこまで念頭にあると思うので、ひとつ。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） 給食費につきましては、まず委託したとしても、ご存じのとおり、給食費には人件費及び光熱水費は含んでおりません。純粹に材料費を給食費として徴収しておりますことから、委託によって高騰するということはありませんと考えております。

このように社会情勢が不安ですので、農作物のふでき、できによっては若干の変動はあるものと思いますが、委託によって給食費に即はね返るということはないと思います。

また、納入業者についてですが、学校給食センターを設置しますと、栄養士を配置することになってございます。したがって、材料の発注は業者に任せるわけではございませんので、栄養士がしかるべき職員がカロリー等を計算して材料を発注するということになりますので、その点についてはご心配に及ばないものと考えてございます。

未納対策ですね、委員おっしゃるとおり、むつ市内では3校ほど未納がある学校がございます。委員ご出身の西通り地区は、現在のところ幸いにして未納なく推移しております。

むつ市の給食費の取り扱いなのですが、すべて学校で徴収していただいております。学校独自の会計システムをとっておりますが、委員おっしゃっている全国的な流れでいいますと、日本弁護士会が公費扱いをするべきだという見解を立てているやに聞いております。しかしながら、一挙にむつ市全部を公費、いわゆる我々が徴収できるようなシステムにということにはもう少し時間がかかるのかなと考えております。したがって、子ども手当から引くということになると、私どもが学校との間に入って、子ども手当から引く手続、そういうことまで検討しなければならないのかなということは、児童家庭課と、そうなった場合はどうしようかということまでですが、現段階では、協議をしているところであります。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） 時間の関係で1点だけ伺います。

昨日も大きな地震が発生しておりますけれども、子供たちの安全ということで、小・中学校の耐震工事の状況について伺います。どのようになっているのか伺います。

○委員長（澤藤一雄） 教育部長。

○教育部長（佐藤節雄） お答えいたします。

耐震化につきましては、計画している工事はすべて完了してございます。

残っている部分がいわゆる脇野沢の小学校、これは改築計画がありますので、耐震改修からは外れているというふうなことになります。それから、城ヶ沢小学校が耐震化から外れている。これは、今統合について地元との協議をしております。その段階で決まった段階でいわゆる方針を打ち出すというふうなことで現所在地元のPTA、保護者と、それから町内会との話し合いを進めている状況でございます。

もう一カ所は、関根中学校ですけれども、これは耐震基準には合致しませんけれども、木造の建物というふうなことで、かなり老朽化が進んでいるというふうなことで、これらの部分についてはいわゆる耐震化が済んでいないというふうな部分で、それ以外の部分については、すべて耐震改修を今月末をもって完了するというふうな状況にあります。

○委員長（澤藤一雄） 佐々木隆徳委員。

○委員（佐々木隆徳） かなり整備が進んでいると。国の緊急財政対応もあるので、そのような形になったかと思えますけれども、市長が常々「こどもは地域のたからもの」ということで、子供たちの安心安全、これは十分教育委員会としても守っていただきたいと、そのように思います。

終わります。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 下北自然の家の件についてお伺いいたします。

下北自然の家が県から移管されるに当たっては、県では廃止するという方向だと。我々も反対をいたしましたし、結果県の補助でもって現在のような形に運営されてきたと。来年度につきましては、その県の補助もなくなって、人件費について新たに市が負担をするというふうなことであります。その県の職員の身分といいますか、それは私どもが受けるに当たって、お金の分だけが我々が市で負担して、その指導される側の人の立場の形はどういうふうになるのかというところを、非常に今後大きな問題になると思っておりますので、お聞かせをいただきたい。

○委員長（澤藤一雄） 下北自然の家所長。

○教育委員会事務局理事下北自然の家所長（坂部啓二） 新年度では、ことし2名県から派遣されている人の員数的には同じ員数を市費負担で2名というふうなことで今進めております。いい方向で進めております。基本的には、その県の方については、一時県を退職したうえで市で採用。その分の人件費を当然うちのほうが持つと、こういう形になりますが、よろしいでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 今県の職員が移行すると、人件費は持つと。身分は退職

されてむつ市の職員になるのですか、そうすると。そういう形が、例えば今の県の人事異動でもって、それが発表されるのかどうか。または、そういう形が今後当たり前に起こるのかということについては疑念がある、もしそうだとすれば。やはりそういうところはしっかりと制度として考えてやっていかなければ、これからその職に当たる人たちの身分が保障されないと、保障されないわけではないとは思っていても、その本人たちの意欲が全く、指導に当たったのモラルがどんどん低下していくということにもなりかねないわけです。ましてやむつ市がその金額で今後指定管理もしないで、今のままを継続していくと。県の施設であったときの目的と、むつ市がこれからやろうとする目的は違うと思うのです。その辺のコンセンサスと将来のビジョンが下北自然の家になれば、人はただ振り回されるのではだめでしょう。そういう意識に立ったか立たないか、これからどうしようとするのか、もしあったらお聞きかせください。

○委員長（澤藤一雄） 下北自然の家所長。

○教育委員会事務局理事下北自然の家所長（坂部啓二） いわゆる下北自然の家として将来ここをどういう形で活用し、またそういう人方をどういう形で運用していくのかという話になろうかと思えます。ご承知のとおり、平成20年に市のほうへ移管しました際に、平成19年で廃止の問題が出たときに、例えばボーイスカウトさんであるとか、いろんな方々からのご要望を受けて、平成20年から市でやるというようなことで、これは考え方とすれば、特に青少年教育にとって、いわゆる屋外活動を体験させるといううえで非常に重要な施設であるというようなことで市が、大きく言えば取得した経緯がございます。その後、市に移りましてから、当然利用、いわゆる投資対効果の問題もございますので、市としては幅広い利用を考えていきたいというようなことでは、少年に限らず、その「少年」の冠を取りまして、いわゆる幼児からお年寄りまでという観点で進めております。実際今老人クラブの方々もご利用になっておりますし、地域の保育所、保育園、幼稚園の方々も実際来ていただいております。まずは、この形を将来的にも持って行って、いわゆる自然体験の場としてあそこは活用してもらおうというのが、まずこれは基本的な理念でございます。

さらに、ではその張りつけ、人の特におっしゃったような県の職員の方の張りつけということでは、将来的に今検討しておりますのは、県のそういう社会教育を担った方々のノウハウというのは非常にレベルが高うございます。これを我々今いる職員も幾らかでも見習って、将来的な指定管理のほうへ向けた形でということで今動いております。したがって、いつまでも

県職員の方にこちらへそういう形でということは考えてございません。現実的には、新年度で2名、次年度で1名を何とか派遣をお願いしながら、そういう子供たちの指導ノウハウを今いる職員、あるいは委託している方々にも十分吸収していただいたうえで指定管理のほうに持っていきたい。ですから、あと2年ないし3年程度で指定管理を導入したいなど、経費的な部分もございいます。さらに、それはとりもなおさず利用客を、先ほど新谷泰造委員に答弁申し上げましたが、大体あのレベルというのは平成19年、18年、前5カ年ぐらいの平均レベルでございいますので、これを当然ずっと維持していければなというふうに考えております。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 教育委員会事務局総務課長。

○教育委員会事務局副理事・総務課長（高坂浩二） 職員の異動について若干補足したいと思います。

社会教育主事の先生を派遣していただいております。また、教育委員会のフロアといたしましては、学校教育課に指導主事の先生も県費の方に来ていただいております。いずれにいたしましても、本人の意向が無視されて配置されているということにはございません。下北自然の家につきましても、本人が社会教育施設で研さんを積みたいという異動に際しましての本人の希望をとったりしているところを参酌しておりますので、本人の意に反してモチベーションが下がるということはないかと思っております。

○委員長（澤藤一雄） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 今後の移行のあり方について、今二、三年程度かけて改めていくと。運営の方法に要望が1つありますが、今の人の配置の件につきましても、身分のことで、例えば社会教育主事でしたか、または将来むつ市の下北自然の家を担っていただくというふうなことに移管する間でも、多分今その希望をきちんと伺っているというようなことがあっても、今いる方が来年度そのままスライドするのかどうか、1つ確認です。

その方が、県から移管されたときに、ずっと同じ人で来ているのかどうか。将来的には、県職員を退職してむつ市に来るというようなことについては、もし定年とかそういうことがなくて、将来了解されているといっても、その方が本当に自分が生涯かけて教育者になってそこへ来て、本当に好きな仕事だから私は骨を埋めてもいいのだというようなことであれば、これはいいかもわかりません。ただ、下北自然の家の指導員として、これからいろんなことを考えていかなければ、下北自然の家の方向も変わっていくかもわからないわけです。そのときにその職員があのとときの約束と違うとか、若ければ、

その約束と違うとか、そういうことにもなりかねないわけです。ですから、きちんとした形を今整えておく必要があるというように私は思うのです。

それと、下北自然の家については、先ほど幅広くという話がありましたけれども、むつ市で引き受けたからには、むつ市のカラーを出しながら、県の人々を下北に呼んでくるというところまでも特化したやり方をしていかないと、その維持できる可能性は私はないと思うのです。今の現状で下北の子供たちだけといっても、子供は減っていくわけです。幅を広げて、その年代層も整えましたといっても、あそこへ来るのかといえばそうではないと思う。だから、県内に3カ所あった分のむつ市の役割というのはきちんとあったわけですから、むつ市がこれから望むところをきちんと定めていくということが大事なのです。だから、そういうことを検討していただきたい。ご答弁。

○委員長（澤藤一雄） 教育長。

○教育長（遠島 進） 今派遣指導主事の件について、将来的にわたってどうなるのかといったようなことについてお話がございましたけれども、この先生方につきましては、その年度ごとに派遣してもらうということでございますので、1年たてばその方は、また県のほうに帰っていくということになります。その同じ人がこれからまた2年いるか、1年で帰るかというのは、また県と私どものほうのいろいろな話し合いによるというようなことでございますので、その辺の身分上の心配は、むつ市で働いた部分も県で働いた部分のカウントとして将来的には数えていくということでありますので、その辺の心配はないかというふうに思います。

それから、今委員からご指摘のこの下北自然の家をどのような形で運営していくのかといったようなこと、これまで私たちがいろいろ検討してまいりましたけれども、今のご意見も参考にしながら、ますますその利用者の皆さんに利用してもらえよう下北自然の家にしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

（「現在いる方は何年」の声あり）

○教育長（遠島 進） 今年度までいる方は、2年いた方と、それから1年の方でございます。この方たちが来年度どうなるかというのは、まだ発表できませんので、この後お伝えしたいというふうに思います。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで第10款教育費についての質疑を終わります。

ここで、昼食のため1時30分まで休憩いたします。

午後 零時 24分 休憩

午後 1時 30分 再開

○委員長（澤藤一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第11款公債費について、理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、予算書の83ページをお開き願います。

第11款第1項第1目元金についてであります。これは各事業の実施や臨時財政対策債等の借り入れした長期借入金の元金償還金でございます。前年度と比較し3,965万1,000円の減となっております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

どこの場所で聞くか、ちょっとわからなかったのですが、債務負担行為、これも借り入れということなので、公債費にかかわってちょっとお聞きしたいと思います。むつ総合病院のほうの33億6,488万8,000円、この債務負担行為について、今後どういう形で処理する予定なのかというのをちょっとお聞きしたいなというふうに思います。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） ここで説明してございますのは、長期借入金に関する公債費の部分でございます。債務負担行為といいますと、ちょっとそこから外れますけれども。

○委員長（澤藤一雄） 可能な範囲で。

○財務部長（下山益雄） はい。今話したとおりなのでございますけれども、33億円の問題につきましては、いつも一般質問等でご質問をいただいているところでございます。順序といたしましては、今までお答えしてまいりましたように、まず市の赤字解消計画、これをしっかり解消していくということ。その解消と同時に今進めているのが川内、大畑、脇野沢の3施設の各診療所の不良債務の解消、これは今赤字解消と同時に進行、解消を進めているところでございますけれども、まずそちらのほうの解消を病院の部分に関しては優先的に進めていくと。それを完成したうえで33億円の解消に入っていくと、そういうことで考えてございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） この公債費の長期償還金なのですけれども、これは今3,900万円ちょっと減ったのですけれども、これは減る傾向にあるのか。そうすると、総額の元金は幾らになるのですか。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 1点目の対前年で約4,000万円近く減額になっているのだけれども、この傾向は今後も続くのかというふうなお尋ねでございましたけれども、一応この傾向は続くものと考えてございます。ただ、一昨年、昨年と第三田名部小学校あるいは川内小学校、それから大畑消防庁舎の改修事業等、事業を手がけておりますので、一時は上がることもあろうかと思えますけれども、長い目線で見れば、そうふえる傾向にはいかないというふうと考えてございます。

それから、32億5,000万円のうち対象となった元金ということですが、それについてはちょっと今資料を手元に用意してありません。ただ、平成22年度末の元金ということでは、351億5,012万円というふうな金額になってございます。

○委員長（澤藤一雄） 新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） そうすると、その350億円なのですけれども、それは前年度より大体22億円ぐらい増額されているのですけれども、その350億円のほうは今後逆に今度ふえていくという傾向にあるのですか。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 今申し上げましたように、そういう大きい事業をちょっと手がけておりますので、残額としては、ここはふえる傾向にございます。ただ、公債費のほう、返還する部分もございますので、公債費の傾向としてはふえてはいかないというふうと考えてございます。

公債費の傾向でございますけれども、平成24年度は大体36億円程度、それから平成25年度は35億円程度、平成26年度は31億円程度と、こうだんだん下がっていくような傾向にございます。ただ、これはいわゆる今の時点で発行している公債費のベースでございまして、今後のその事業の実施状況等によっては、この数字は動くものと、そういうふうな認識でございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで第11款公債費についての質疑を終わります。

次は、第12款諸支出金について理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、第12款第1項第1目公営企業費について

であります。これは下北医療センターが運営します病院事業及び公営企業局所管の水道事業会計に対する一般会計からの負担金、補助金及び貸付金に要する費用でございます。前年度と比較して5億6,396万7,000円の大きな増となっておりますけれども、これはむつ総合病院のメンタルヘルス科診療棟改築事業に係る約2億600万円の県補助金を市を通じまして下北医療センターに交付することに伴う増及び3診療所の平成23年度の収支不足並びに不良債務解消に係る補助金約2億9,400万円を増額したことによるものであります。

また、水道事業会計の負担金及び補助金では、簡易水道事業に係る補助金、負担金等で約4,092万2,000円の増額となっております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 下北医療センターに係る負担金、貸付金についてお伺いいたします。

下北医療センターというよりも、むつ総合病院の診療報酬、今までは患者7に対し看護師1ということで、7対1ということで診療報酬満額国から支給されていましたが、このたび10対1に変更になったというふうに聞いております。その影響が当市からの下北医療センターに係る負担金、貸付金にどのように影響があるのか、見通しをお知らせください。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） むつ総合病院の看護基準が7対1から10対1に落ちることで市の負担金にどのような影響が出るのかというふうなお尋ねでございますけれども、一応7対1から10対1看護に落ちることによる、単に医業収益という部分の落ち込みの額でいいますと、その影響額は約3億円ほどになろうかなというふうに認識してございます。ただ、いわゆる今度費用の部分、市で言うと支出の部分ですけれども、その部分の影響というのはまだ今整理できておりませんので、いわゆる総額としての影響というのは今ちょっとお示しできる状況にないわけですが、収益ベースだけで言うと、今話した3億円程度というふうな認識でございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ございませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 財源のところの特定財源、その他12億9,280万円、これが下北医療センター貸付金と同額なのでございますけれども、その他というのはどういう財源なのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

公営企業費の特定財源のその他はどのような内容かというふうなお尋ねでございませけれども、これはその説明書を見ていただきますと、公営企業費の説明欄の右下のほうに下北医療センターの貸付金といたしまして12億9,280万円の計上を行っておるわけですが、何度かご説明させていただきましたように、この貸し付けの趣旨というのは、いわゆる下北医療センターの病院事業を円滑に行うということの資金繰りに対しての一般会計からの支援ということでございまして、任意の貸し付けということでございます。これは、あくまでも年度内の貸し付けでございますので、今年度末には返していただくということで、その返していただくほうの収入をその他の部分で特定財源として見たということの内容でございませ。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） そうしますと、貸付金ということで年度内に返してもらえんということの説明でありましたけれども、先ほど同僚議員からも別件で質問がありました病院に対する繰出金でしょうか、33億円がありますけれども、それとの、むつ市から貸して、それはそれで返してもらおうというようなこととの整合性といいますか、兼ね合いはどのようなのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） その33億円と、この貸し付けの関係はどのようなかというふうなお尋ねでございませ。33億円というのは、過去に一般会計から繰り出すべき負担金等が、当時の厳しい財政事情がありましたから満額出せなかったということの累積ということでございませ。それは、いわゆる公営企業基準に基づきまして、ルールとして一般会計が負担すべきものとして決められた額がありますけれども、それに基づいた額ということでございませ。

一方、ここに掲げてあります貸付金というのは、あくまでも病院の資金ぐりを支援するという、そのルールに基づかないほうの、いわゆる市と病院のほうの任意の貸し付けでございませので、その33億円等の影響とか、あるいは通常ルールに基づいて出している負担金等への影響というのは、この部分ではないというふうなことでございませ。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） それでは、この一時貸付金は将来の見通し、いつまでとか、むつ総合病院の改善がいつごろまで改善されるのかという、その見通しはどうでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 今委員もご承知のとおり、むつ総合病院におきまし

ては、平成13年度末でしょうか、約55億円の不良債務がありました。それを平成20年度でようやく解消することができたところでございます。次に、今は3診療所の債務の解消に向かって今進んでいるという途上にあります。

ただ、先ほど斉藤委員からのお話もありましたように、むつ総合病院のほうでもそういう看護体制がとれないために収益が落ちる懸念が出てきたと、そういうふうな懸念等もありまして、なかなか病院事業は安定した事業を行えないと。ただ、その中でもしっかり医療を支えていかなければならないということでは、一般会計も当分の間、これを支援してまいらなければならないというふうに考えてございます。そういう点では、さまざまないわゆる制度としての財政的な支援措置が充実しまして、そういう方面からの補助等があればありがたい話だなどは思いますけれども、当面はそこを支えていかなければならないだろうというふうな認識でございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） まず、下北医療センター負担金の電源立地地域対策交付金のむつ総合病院運営に充当する額の2億5,000万円なのですけれども、この算出の根拠と、これはふやせないものかということが第1点。

次がむつリハビリテーション病院の病院運営に要する経費ですけれども、これが7,000万円、5,000万円、3,000万円と年々減ってきているのですけれども、これが減額されてきている理由と、それから今後はこのまま減っていく見通しなのか。

それから、川内診療所の件につきまして、不良債務解消に要する経費として2億9,000万円が計上されているのですけれども、そうすると不良債務解消に要する経費としての川内診療所の不良債務総額は幾らなのか。同じく大畑診療所等についても不良債務の額が幾らなのか。それから、あと脇野沢診療所の不良債務に要する経費の総額は幾らなのか。

以上、よろしく願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） お答えいたします。

まず、電源立地地域対策交付金2億5,000万円、むつ市の枠を病院にやっているとということで、その額をもう少しふやせないのかというふうなことでございます。この部分につきましては、病院と一般会計の相手の間の協議で一応その辺だろうということで定めた額でございます。実は、この額を当初はもう少し大きな枠で考えた時期もあるのですけれども、病院事業に対しましては一定額交付税で措置されている部分もあるわけです。補助金と違いまして地方交付税というのは、いわゆる算入されたということで、ではどのぐ

らの算入なのかという色分けというのが全くないわけですから、どの部分がというのははっきりしないのですけれども、一応ルールとしては地方交付税で措置されているものということで、余りこういう額を、多額の額を病院にやることによって、むつ市の繰出分を、その分減らすというのは余りいい方法ではないというふうな県の指導もございまして、それでこの辺の額に落ちつけたといいますか、額でございまして、そこのところは、一応この額を維持していきたいというふうにございます。

それから、では今3診療所で取り組んでいる不良債務の額というのは一体どの程度あるのかというふうなお尋ねでございましてけれども、これ決算が出ている平成21年度時点ですけれども、川内診療所ですけれども、13億3,900万円ほど、それから大畑診療所が23億6,400万円余り、それから脇野沢診療所が8億円余り、3施設の合計でいきますと、約45億7,800万円ほどというふうになってございます。

(「答弁漏れある。リハビリテーション」の声あり)

○委員長(澤藤一雄) 財務部長。

○財務部長(下山益雄) むつりハビリテーション病院のその繰り出しが減ってきているのはということのお尋ねですけれども、むつりハビリテーション病院は、委員ご案内のとおり、指定管理者制度ということで行ってございまして。ですので、一応はその部分においてはうちのほうの負担というのは余り生じないという仕組みになってございまして。ただ、基本的には病院の医業と申しますか、いわゆる診療の部分以外の建物の管理でありますとか、保険を掛ける部分等は、これは指定管理以外の業務となつてございまして、その部分の負担、それから医療機器あるいは建物等の整備の元利償還の部分、この部分は下北医療センターのほうで負担するというふうになってございまして、それに対する負担というのは今後も出ていくと。ただ、病院改修等の公債費等は償還が進むにつれて、その分は減額になってくると、そういうことでもございまして。

○委員長(澤藤一雄) 新谷泰造委員。

○委員(新谷泰造) 不良債務の返済のほうなのですけれども、この総額とこの返済額では平成26年度まで終わらないという計算になるのですけれども、どのような形で返済を終わらせる形なのですか、計画なのですか。

○委員長(澤藤一雄) 財務部長。

○財務部長(下山益雄) 委員から今までも何度かそこのお尋ねはいただいているわけでもございまして。平成25年と申しますのは、今委員が言われましたその年限は、いわゆる下北医療センター全体での健全化病院改革プランに基づ

く不良債務の解消をする年度ということでございます。下北医療センター全体ですから、これはむつ市以外の例えば大間病院でありますとか、そういうところも入るわけです。ただ、むつ市が所管いたします病院の中での不良債務ということでは、前段申し上げました3診療所ということでございまして、3診療所は平成25年で終われないだろうなというふうに考えてございます。若干平成26年、あるいは平成27年までかかるのではないかとというふうに考えてございます。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） だって、定例会の答弁では、平成26年度までに終わらせて、平成27年度からは33億円に対する返済を始めるという計画ではなかったのですか。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） そのようにお答えしております。ただ、では本当に平成26年度かっちりでやれるのかということ、そこはあくまでも計画でございしますので、計画に向かって取り組んでまいりますということしか今はちょっと申し上げられないのですけれども、いずれにいたしましても、今度不良債務と33億円の関係ということでは、平成26年度以降というふうなことでお答え申し上げておりますので、平成26年度に完全に3施設の不良債務の解消ができなかったとしても、33億円のほうにも徐々に手をつけていかなければならないだろうなというふうな認識でございます。

○委員長（澤藤一雄） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

関係資料のほうの46ページにむつ総合病院の医療施設耐震化特別対策事業費というのがありますので、これについてちょっと内訳を教えてくださいと思います。聞くところによりますと、病棟がかなり古くなっているという話がありますので、その病棟の関連のものかなというふうにも思いますが、よろしくお願いします。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） この（7）の医療施設耐震化特別対策事業補助金と申し上げますのは、委員もご承知のとおり、今むつ総合病院にはメンタルヘルス科診療棟ですか、あれを今継続事業として取り組んでございます。平成23年度の秋ごろにはほぼ建物は完成の予定というふうなことで聞いています。ただ、今度建物が新しい建物が完成してから、廊下部分の、今の病院と新たにできるメンタルヘルス科診療棟との今度の廊下の接続部分とかの工事

が平成24年度に若干残るといふうなことで聞いております。

○委員長（澤藤一雄） 横垣成年委員。

○委員（横垣成年） この耐震化特別対策事業というのは、この耐震化という表現しているものですから、メンタルヘルス科診療棟とはちょっと思わなかったのですが、こういう事業補助金というのは、さっき言った病棟がかなり古くなっていますので、その病棟の改修の場合でもこういう補助金というのは使えるものなのでしょうか、ちょっと教えてもらえればと思います。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） この補助金は、根っこの部分は、いわゆる国の経済対策から出ているものでございます。メンタルヘルス科診療棟というのは、ご承知のとおり、かなり病棟が老朽化して悪い環境であったということは聞いておりますけれども、これ以上猶予ができないということで、当初は起債事業としてその事業を組み立てしました。そのようなところも、ちょうど国の経済対策でこういう事業メニューが出てきたものですから、ぜひそれを活用させていただきたいということで手を挙げまして、その採択を受けたというふうな経緯でございまして、そういう点ではちょうど公債費の圧縮といいますか、新たな借金をしないで国の補助金に乗っかれて財源的には助かったと、そういう思いはしております。

（「病棟の改修のときに使えるか、病棟の改修」の声あり）

○財務部長（下山益雄） 病棟の改修には、これは時限的な補助でございまして、永久というか、今後もずっとこの補助メニューが残るといったような性格ではございません。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで第12款諸支出金についての質疑を終わります。

次は、第13款予備費について理事者の説明を求めます。財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、第13款第1項第1目予備費についてであります。これは各課における予算の不足を補うためのもので、2,500万円を計上いたしております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで第13款予備費についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を……

(「議事進行」の声あり)

○委員長(澤藤一雄) 中村正志委員。

○委員(中村正志) ありがとうございます。民生費のうち社会福祉協議会に対する補助金について、一昨日審査をしたわけではありますが、限られた審査の中で市当局の答弁、説明に対しまして、理解しがたい、または納得のいかない部分があること、またその後市当局の説明とは異なる状況が判明したために十分な審査が尽くされたとは言えないと考えております。

そこで、いま一度再審査をする必要があるとの考えから、再審査をする機会を求める議事進行をさせていただきたいと思っております。

○委員長(澤藤一雄) ただいま中村正志委員から、第3款民生費のうち社会福祉協議会の補助金部分について、審議が尽くされていないので、再度審議していただきたいとの申し出がありました。

このことについて、賛成の委員の起立を求めます。

(起立者15人、起立しない者11人)

○委員長(澤藤一雄) 起立多数であります。よって、第3款民生費のうち、社会福祉協議会の補助金部分について、再度審議することといたします。

暫時休憩します。

午後 1時59分 休憩

午後 2時01分 再開

○委員長(澤藤一雄) 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、第3款民生費のうち社会福祉協議会に対する補助金部分について、質疑を開始いたします。

社会福祉協議会の補助金について質疑のある方ございますか。中村正志委員。

○委員(中村正志) 機会を与えていただきましてありがとうございます。

るる一昨日審査したわけではありますが、その後ちょっと状況が変化したので、そのあたりを確認をさせていただきたいのでありますが、社会福祉協議会のほうで3月4日に理事会が行われました。そこで、近川保育園の今補助金として審議されています部分につきまして、近川保育園の改築のほうは、社会福祉協議会のほうの財政状況上困難であるとの決定がされたというふうに聞いております。そして、同日口頭ではありますが、むつ市のほうに申し入れをなされたということではありますが、これは事実でございませうでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） 状況の変化というふうなこと、さすが副議長の情報網での取得だと思いますけれども、3月4日の理事会というふうなことは、その後、口頭で保育園の改築が困難であるというふうなことは、口頭では担当部のほうにはお話はありました。しかしながら、当方といたしましては、若干これは説明をさせていただく場面を、委員長、お許しをいただきたいと、このように思います。平成21年、平成22年、2年間続けて、この近川保育園が老朽化しているというふうなことで、要請書が、直近の資料ですと平成22年の11月18日付で、会長名で公印を押し、そして会長から私に手渡されまして、それが2カ年続きました。その部分で、その老朽化の状況なんかもしっかりと添付をされ、そしてまたその申請、整備計画書なるものもついてまいりまして、そしてまた平成22年10月29日付で正副会長会議が開催され、この近川保育園の老朽化に伴い、新施設の建築について補助金の活用を視野に入れ検討することとしたというふうな形での要請書が平成22年10月29日に私に届けられました。そこで、平成22年度、平成21年の要請がまずありましたので、その部分において、平成22年度に着手できるのかどうかというふうなことで担当課のほうに、原課のほうに検討させました。しかしながら、この一般会計のほうの状況ですと、なかなか厳しいものがあるというふうなことがあり、そして平成22年11月18日付で私のところに再度2年間にわたっての要請書が届けられました。その部分で担当課にこれができるのかどうか、可能なのかどうかということで検討しました。

そこでまず1つ、数千万円というふうな補助金になります。その部分では、2分の1が県の補助、そして残り4分の1がむつ市、そして残り4分の1が事業主、つまりこれは社会福祉協議会というふうなことになりますので、その部分において検討を深めさせました。県のほうに問い合わせをし、青森県子育て支援対策事業臨時特例基金、つまり安心こども基金というふうなものが県ではあるというふうなことでございました。その部分で県のほうからは、市が4分の1出せるのかどうかというふうなこと、そしてまたその事業主であります社会福祉協議会のほうで、その4分の1出せるのかどうかというふうな問い合わせがありました。その部分で社会福祉協議会のほうに尋ねましたところ、4分の1、その基金があるわけだから進めてほしいというふうなことになったわけでございます。そこで、市のほうとしても県のほうで2分の1の補助は、安心こども基金というふうなところから手当てをするから、市のほうでも事業を進めましょうというふうな合意に至ったわけでございます。その部分において、手前どもとすれば、そういうふうなルールのもとに

において、しっかりと予算を査定し、そして計上させていただいたわけでございます。

そこで突然3月4日に、今そのような形の中で困難であると口頭でなされたものでありますけれども、この部分において、この予算につきまして、口頭で来たものに対して、例えば減額するとか、これ上程しているわけですので、ご審議を今いただいているわけでございます。この部分において、トータルで7,000万円余ですか、その部分において市のほうからの持ち出し二千数百万円、これをただちにこの場所で減額とかなんとかというのは、なかなかこれは議会とのルールの中ではできかねるわけでございます。

そこで、3月4日に口頭で伝えられたときには、担当課のほうからは、口頭ではなく、文書をもって提出するように。つまりこれはその要請をするに至った経緯、それからこれが困難であるという判断の経緯、そういうふうなものを文書をもって伝えてほしいというふうなことを申し添えております。いまだ出ておりません。

そういうふうな経緯でございますので、この部分においては、社会福祉協議会のそういうふうな形での文書の流れ、そういうふうなものをしっかりと受けとめて、予算でございますので、枠としてつくって置いているというふうな形の中で、仮にこれが全額否定されるということになりますと、今現在通っている子供たち、それからこの要請の趣旨が、昭和47年に開設し、ことしで38年になりました。ちょっと読ませていただきますけれども、要請書を、「今回近川保育園は、むつ市内中心部から15キロ離れた場所に設置されており」、そういうふうなことで、また待機者もいる中で、これからの展開を進めていく中ではこの老朽化の施設ではなかなか大変であると。これは設計書、また老朽化度というふうな形で、すべての文書が整って、それで我々は査定をして、その金額を予算として計上させていただいたという経緯がありますので、この部分、若干長くなりましたが、ご理解をいただけるものと、このように思います。

○委員長（澤藤一雄） 中村正志委員。

○委員（中村正志） 状況は理解をいたしました。ルール上の進め方としては、どこも間違っていないと今の説明で感じましたし、市の対応は正しいと思います。ただ、そうしますと、きちんとした文書での回答があった段階で市としてはこの補助金に関する規則のほうのルールにのっとって進めることになるかと思うのですが、改築の必要性は私は非常にあると認めるところなのですが、万々が一、この事業ができないとなった場合には、補正での対応ということになるのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） 事業ができないというふうなことは、まだ正式な形の文書はないというふうなこと、口頭では伝えられ、また中村委員が情報として仕入れた部分、そういうふうな部分が今整合したわけでございますので、そういうふうなところをしっかりと文書なりで正式な形の中でこれは取り下げだというふうなものなのか、それともまだこれは継続していくものなのか、そういうふうなところを判断した中で進めていくものなのか、とどめるものなのか。そうならば仮に、仮定の話は余りしたくないのですけれども、仮に困難であると。ところが、では今までお話をしてきたのは何なのよというふうなのが、私の心情を吐露させていただきますと、そういうふうなことになるわけです。つまり社会福祉協議会自体の資金としてあるのだというふうなことで、これを市としても支援する、県としても2分の1を支援してつくりましょうと、こういうふうな合意に至った経緯、ではそれが何だったのよと、こういうふうなところが出てくるわけでございます。その部分まで、その段階まで私は文書等の提出を見守りたいと。仮に続けるというふうになれば、これは続ける事業であるというふうな判断のもとで予算を計上したわけでございます。しかしながら、予算をつくったものの、これは困難であるというふうな判断が向こうで出されたならば、では現在通っている子供たち、それから地元への協議、将来的にあの地区に保育園が必要であって、数十人の子供たちの需要があると。そういうふうなものがどういうふうな考えを社会福祉協議会自体でなされているのか、そういうふうなことまで、まだ一切お話は手前どものほうにはないというふうなことでご説明をさせていただきました。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。山本留義委員。

○委員（山本留義） おととい、私は前からこの予算書を見て、近川保育園が新しくなるという形の中で、本当に地域の一人として、町内会ともども喜んでいた次第であります。それが天から地に、地獄に落ちたような心境でありまして、部長、私へのこの前の答弁に、今市長は書類をもって私に説明をしていました、規模とか。何で私が質疑したときに、平米数聞いてももろもろそういう状況だったのですか。

あと、4日にそういう事情があって話があったということは、今聞きましたし、そういう中でも、この予算書にのった以上は、その経緯をきちんと説明するべきだと私は思うのですけれども、その辺のそのときの思いはどうだったのですか。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） 部長の思いを私のほうからご説明をさせていただきますけれども、多分おもんばかりの発言だと思います。3月4日にそういうふうな形の中で口頭での話があったと、説明があったと。この部分で部長も困ったなど。しかしながら、これは正式な議案として、予算として計上した、それをどんどん、どんどん進めるというふうな形の中で、これを説明していくというのも若干心の中でセーブがかかったというふうなところでご理解をいただければなど、このように思います。

○委員長（澤藤一雄） 山本留義委員。

○委員（山本留義） 私も人間として心情はわかります。でも、私この予算を見て、今38年と言いました。今市長が、中心部から15キロ離れた地域に社会福祉協議会にそういう施設をつくっていただいた、その思いはもう自分の子供たちも通ったし、地域になくってはならない施設、そういう思いから私は本当にこの予算に対しては大変な喜びだったのです。ところが、その質疑の中、いろいろ私も疑念も持ったけれども、まさかこのようになるとは夢にも思っておりませんでしたので、本当にそういう思いで今発言しているわけでありまして、これから社会福祉協議会のほうからどのような返答があるかわかりませんが、本当にそうでなく、今の予算にのったような計画で進めるようなことで進められればよいという思いをして終わります。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 再審査ということでの質疑が今行われているわけでありまして、今市長の答弁を聞きまして、まさに社会福祉協議会内部の統制が全くとれていないというふうに感じました。今市長の答弁の中で、平成21年、平成22年改築の要請が来ているのだと、しかも社会福祉協議会は社会福祉協議会なりの積み立てがあるからというのも含めて改築を要請してきているのに、それで県の承諾も得て予算に盛ったと。ところが、もう議会始まってから、予算議会が始まってから理事会開いているわけですから。私はその間の社会福祉協議会の内部のことは私わかりませんが、ただ4日に理事会やったら、賛成多数なのか、全会一致なのか私わかりませんが、結果的に改築では事業はできませんという結論が出たというふうな話を聞いたものですから、それを我々が耳にした以上は、私が耳にした以上は、このまま賛成と通すわけにはいかないだろうと、もう少し聞かなければだめだということでの再審査になったわけでございます。

まず、さっきも質疑ありましたが、社会福祉協議会のある方に私申し上げました。むつ市の負担が1,875万円、社協も1,875万円ですよね。1,875万円を持ち出しますと、200万円足らずしか残らない。改築すれば、什器備品

もそろえなければならぬし、とてもではないけれどもできませんと、こういうことを聞いたわけです。これは、平成21年、平成22年の申し入れがどういう形でされたのかということすら我々はわかるすべがないわけですがけれども、先ほども出ましたけれども、これが仮に予算を可決してスタートした場合に、これはやっぱりできませんでしたとなれば、これは県のほうに対してもやれなくなりましたということになるだろうし、市のメンツもなくなるかもしれません。これはいま一度、文書がまだ来ていないと言いますから、体制がどうなっているのか、私わかりませんが、もう少しそこは社会福祉協議会と保健福祉部との間の意思統一を図ってもらわないと私は困ると思います。その辺のところをひとつ。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） 仮に今馬場委員のお話の中で1,875万円というふうなうちのほうの支出、また社会福祉協議会のほうの支出、そうすると、社会福祉協議会のほうで200万円しか残らないというふうなこと、これは私は承知しておりません、全く。そういうふうな状況でございます。ですから先ほど言ったように、なぜ困難になったのかというふうな、それを口頭で言ったものの、文書として提出されていないというふうなことに対して、これをうかつに自らのメンツのためにこれを通すというふうなことではないわけでございます。当然これができなければ、これは当然予算とすれば凍結という表現なのか、留保というふうな形になるのかわかりませんが、当然そういうふうな形で正式な文書が出た段階で我々としては判断して、進めてくれというふうになれば、当然予算は通させていただければ進めるわけですし、これが社会福祉協議会のほうの判断で、これは正式に文書として手前どもに出されているわけでございます。その思いは先ほど内容はお話をしましたように、正副会長会議で検討するとか、そしてまた評議員、理事、そのメンバーの名簿もしっかりと添えられてきているというふうなことであれば、この文書をもって我々は機関決定、組織の決定だというふうな形で、その内容等を精査し、県に申し立てをし、そして社会福祉協議会からも確認をし、そして予算を組んだわけでございますので、その部分において、社会福祉協議会のほうでそういうふうな判断をなされるのでしたら、これは予算としては凍結、そして例えばそれが最終的に6月までに決まるのでありましたら、6月定例会での減額、ゼロにするというふうな減額補正というふうな可能性も出てくるわけでございます。

ただし、それだけで果たして、先ほど山本委員がお話しのとおり、これはむつ市から15キロ離れた近川云々ですね、それから遠くても近い近川保育園

ということで、そういうふうな形で今現在子供たちが入園をしているわけ
でございます。しかし、それはどういうふうな形で社会福祉協議会のほうで考
えているのか、そういうふうなことすら我々には情報が入っていないと。そ
ういうふうなことでございます。決してメンツ、これを貫くために、先ほど
メンツという言葉がございましたから、お言葉をおかりするならば、県に対
してのメンツだとか、そういうふうなものは手前どもは一切持っておりませ
ん。ですから、肅々のご議論をいただき、ご質問に対しては真摯に答え、そ
して予算、そして予算の段階、これが議決されましたら、予算の状況を見な
がら、向こうのほうから、そういうふうな今話、こういうふうな正式な場所
で困難であるというふうなことが明らかにされたわけでございますので、そ
の部分において、社会福祉協議会のほうにそれなりの正式な回答、これを求
めて判断をしていくということになろうと思えます。

○委員長（澤藤一雄） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） まず保健福祉部と社会福祉協議会との審議といいますか、
協議といいますか、そういうものが私は不足しているのではないかなという
気がするのです。これは、2年続けて改築の要請を受けているのだと、その
改築の要請がどういう経緯で要請することになったのかということすらわか
らないわけです。これは、会長1人でやったのかと、あるいは事務局長が1
人でやったのかとか、いろんな話が出てくるとは思いますけれども、いずれに
してもこれから先、恐らく要請しているわけですから、文書が出ると思いま
す。それによってどうするか。その辺を聞いてからでないと、これははっき
りしたことを今予測で物を言うわけにはまいりませんので、その辺のところ、
持ち出して悪いけれども、不祥事の件があって、今上層部もかなり揺れてい
るみたいで、会長さんは何か辞職されたとかという話を聞きましたけれども、
その後どうなっているかすらわかりませんけれども、そういうものもやや影
響しているのかどうかわかりませんが、これは役所の中に事務所があるわけ
ですから、もう少し密なあれをとってもらわないと、私はまずいと思うので
す。その辺どうですか。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） 前段の部分で馬場委員は、2カ年にわたっての要請文
というふうな形、先ほどちょっとご紹介をいたしましたけれども、平成22年
11月18日にむつ市長宮下順一郎あてで、社会福祉法人むつ市社会福祉協議会
会長名で公印がつかれて、そしてその書類が一式届けられております。これ
は、平成21年も同じような形態で届けられております。その部分においては、
要望書として、近川保育園改築に伴う県子育て支援特別対策事業補助金申請

についての要望書が参っております。先ほど山本委員に対してお話をしましたように、今後15キロ離れている地域で子供たちを育てる環境、これを整えてほしい。しかしながら、昭和47年に建設され、現在に至るまでさまざまな指摘を受け、増築したり建築基準法における定期検査の指摘により部分的な改修が行われてきた。しかしながら、非常に老朽化が進んでいるというふうな形で、その老朽化の状況も写真入りのしっかりとした形で手前どもに提出をされているわけでございます。そして、その後には平成23年度の保育所整備計画書、平成23年度、つまり新年度の、そういうふうなことも添えられ、そして地権者との賃借権の合意の設定、こういうふうなものも添えられ、そして設計図も添えられ、設計書も添えられ、そして資金計画書も添えられ、ちょっと細かくなりますけれども、理解を深めていただくためにご説明をさせていただきます。そして、役員調書、これも添付され、これは会長初め理事、監事、それから評議員、これの名簿も添えられ、そういうふうな形で、そして昨年この要望書の前に、昨年22年10月29日に正副会長会議が開催され、その出席状況も添えられ、そしてその他の中で、それ以外には11月の行事予定だとかさまざま記述がございます。その他の中で、近川保育園建設について、近川保育園の老朽化に伴い、新施設の建築について補助金の活用を視野に入れ検討することとしたと、それが一番時系列的には古い形のペーパーとして、それに積み重ねてきて確認の部分が添えられてきていると。この部分において、当方としては機関決定であるし、組織の決定であると。そして、その担当部のほうでも、その建物を見、そしてさまざまご意見を聞きながら、これは予算査定で、これは県でもオーケー。そしてまた、社会福祉協議会でも自前の資金があるのだからオーケーと。それだったら市というふうな形。県のほうでは、市のほうはそれ対応できますかというふうなことの問い合わせがありましたので、市としても県のほうのその基金を使えるものなら、社会福祉協議会も自前の資金を出すことができる。では、一緒にやりましょうというふうな形で予算を計上させていただいたわけでございます。そういうふうな経緯があったというふうなことでご理解いただけるものではないかと、こういうふうに思います。

○委員長（澤藤一雄） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 今市長の説明を聞きますと、まさに機関決定がされてきたものと、これはそう受けとめることは当然だと思うのです。ただ、実際にそうなのかというのは、議事録まで求めているわけではないでしょうから、これはわかりませんが、では今の4日の理事会がどういう形でこうなったのかというのは、これはこれからの話になるわけですから、ひとつぜひこの面

は、さっき話しましたけれども、いま一度社会福祉協議会との意思統一を図るようにしていただきたい。

もう一つ、補助金のことについてお話ししますけれども、補助金7,385万8,000円、この質疑、私参加しませんでしたけれども、その質疑の中で副市長が答弁されて、人件費16名から15名になったから減らしたという答弁されたわけですね。これ見ますと、人件費のジの字も入っていないのです、これ。支出額があって、事業内容が10項目入っているのです。これは、前年と全く変わらないのです。だから、人件費の補助であれば、職員何名に対して人件費が幾らかかるから、その分の何十%補助しますよとかというふうな書き方をされていれば、午前中の質疑の中でありましたけれども、教育振興会の役員の、去年の秋からでしたか、役員の補助は幾らのものに対して役員の補助をしますよとか、ちゃんと書いてある。そういうことを考えれば、全く整合性がない。ご答弁をお願いします。

○委員長（澤藤一雄） 市長。

○市長（宮下順一郎） まず、3月4日の件、先ほどと繰り返しのお話になりますけれども、これは口頭でなされたものでありまして、ですからそれに対しては、市といたしましては担当のほうから正式な文書をもって、先ほど議事録が云々と言いましたけれども、例えばこういうふうな公的な団体の中で、こういうふうな形で正確な、正式な形の中でなされたものに対して、議事録を出して、そういうふうなところまで我々が、それはちょっと非常に性悪説な部分での審査になるわけでございます。我々は、この部分においては性善説の中でこれはしっかりと書類であるということで現地も調査をし、そしてそれで決定したわけです。その部分で、3月4日に口頭なるものでお話をされるということは、私はいかななものかと、このように思います。その部分においては、担当のほうから、ではこの部分の平成22年11月18日に出された、そういうふうなところまでさかのぼって経緯を報告してほしいし、そして困難であると、一部の議員さん方に、そういうふうな形の中で流れている、そういうふうなもの、困難であると。そしてまた、口頭で伝えられた。そこに至った経緯。理事会が満場一致なのか、そういうふうなものも私は把握しておりませんし、満場一致なのですか、それはよくわかりません。そういうふうなことも知らされないままに、それをうかつに、では例えばここで減額しますよと、こう言ってしまうと、ではこの予算書は何なのかということになるわけです。我々にとっては、前提となるものをしっかりと把握し、そしてすべてこれを進めるのだという意欲のもとで説明をし、御議決賜りたいというふうな姿勢でありますので、その部分でご理解をいただきたいと、

このように思います。

それで、人件費の部分なのですけれども、この部分において、議案第12号の補助金等関係資料というふうな部分、この記述の不足した部分、この部分においては今後十分何名というふうな形、この部分については、ちょっと資料的には不足したのかなと思いますけれども、この部分は今後そういうふうなことのないようにさせていただきますけれども、しかしながら16名から15名になったその人件費の部分、これは十分これまでの議論の中で、答弁の中でご理解は深まっているものと、このように思いますけれども、そういうふうなことでとどめさせていただきたい、このように思います。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで第3款民生費のうち、社会福祉協議会に係る補助金部分についての質疑を終わります。

以上で歳出の質疑を終わります。

続きまして、歳入の審査に入ります。

歳入の第1款市税から第20款市債まで一括説明を受け、審査いたします。

理事者の説明を求めます。税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） それでは、平成23年度の歳入予算のうち第1款の市税についてご説明申し上げます。

総額、伸び率、徴収率につきましては、市長が提案理由で述べておりますので、私からは税目ごとにご説明申し上げます。なお、予算の積算に当たっては、平成22年度の決算見込額をもとに景気動向等を加味した調定額に見込み調定率を乗じて予算を積算いたしております。その結果、個人市民税及び都市計画税は減額、法人市民税、固定資産税、軽自動車税及び市たばこ税は増額を計上しております。

予算書の10ページから11ページをごらんください。第1項の市民税は、前年度より2.1%、金額にして5,706万円の減を見込んでおります。内訳といたしまして、1目個人市民税は、前年度に引き続き人事院勧告により公務員給与が1.06%減となったこと、景気回復の兆しが見えないこと等の理由により3.3%、金額にして7,649万円の減を見込み、徴収率は0.3%増を見込んでおります。

また、2目の法人市民税につきましては、中央の大手企業の景気回復が見られることから5.6%、金額にして1,943万円の増を見込んでおります。

第2項の固定資産税は、前年度より0.6%、金額にして1,267万9,000円の

増を見込んでおります。

第3項の軽自動車税は、軽4輪車乗用車が増加していることから、前年度より0.7%、金額にして76万3,000円の増を見込んでおります。

第4項の市たばこ税は、昨年の増税や健康志向の高まりにより本数で12.4%の減を見込んでおりますが、税額で5.8%、金額にして2,962万円の増を見込んでおります。

第5項の都市計画税は、前年度より0.1%、金額にして16万7,000円の減を見込んでおります。

第6項の入湯税は、前年度と同額を見込んでおります。

以上で、第1款市税についてのご説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひ申し上げます。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） それでは、予算書11ページの第2款地方譲与税からご説明いたします。

まず、第2款地方譲与税についてであります。これは揮発油税と自動車重量税の一部が市町村の道路の延長や面積によって案分し、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ6,042万円、伸び率で3.0%の減で計上しております。

次に、12ページの第3款利子割交付金についてであります。これは預金利子等の収入に課税された税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分され、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ1,238万7,000円、伸び率で39.9%の減で計上しております。

次に、第4款配当割交付金についてであります。これは一定の上場株式等の配当等に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分され、交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ131万4,000円、伸び率で38.2%の増で計上しております。

次に、第5款株式等譲渡所得割交付金についてであります。これは株式等の譲渡所得に課税される税の一部が市町村の個人県民税の収入額で案分され交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ68万7,000円、伸び率で68.9%の増で計上してございます。

次に、第6款地方消費税交付金についてであります。これは消費税と同様に課税される地方消費税の一部が国勢調査人口や従業者数で案分され交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ256万7,000円、伸び率で0.4%の増で計上しております。

次に、第7款自動車取得税交付金についてであります。これは自動車取

得税の一部が市町村の道路の延長や面積によって案分され交付されるもので、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ616万1,000円、伸び率で12.9%の減で計上しております。

次に、13ページをお開き願います。第8款国有提供施設等所在市町村助成交付金についてであります。これは自衛隊が使用する飛行場、弾薬庫及び燃料庫等の土地建物及び工作物に対し、固定資産税との均衡を図る趣旨から交付されるもので、10分の7が対象資産の価格の案分により、10分の3が所在市町村の財政状況を考慮して交付されるものとなっております。前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度と同額を計上しております。

次に、第9款地方特例交付金についてであります。これは平成22年度に創設されました子ども手当及び児童手当分における地方負担に対応するための特例交付金のほか、個人市民税における住宅借入金等特別控除の実施に伴う減収を補てんするための特例交付金、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収の一部を補てんする特例交付金でありまして、前年度に比べ66万2,000円、伸び率で0.7%の減で計上しております。

次に、第10款地方交付税についてであります。これは国税の一部を地方公共団体がひとしくその行うべき事務が遂行できるように一定の基準により国が交付するもので、制度改正により平成23年度は95%が普通交付税として、5%が特別交付税として交付されるものであります。普通交付税につきましては、前年度交付額に本年度の地域活性化雇用対策等特例費の創設及び臨時財政対策債の減少に伴う普通交付税の移行分を見込み、また単位費用等の入れかえにより、前年度に比べ伸び率で8.3%の増、特別交付税分は前年度交付見込額に普通交付税への移行分と地方財政計画の伸び率を勘案し、伸び率で5.3%の減で計上しております。合計で7億2,000万円、伸び率で6.5%の増を見込んでおります。

次に、第11款交通安全対策特別交付金についてであります。これは交通安全施設の設置や管理に要する経費に充てる目的で設けられたもので、交通反則金の収入が交通事故発生件数等で算定され交付されるものでありまして、前年度交付見込額に地方財政計画の伸び率を勘案し、前年度に比べ48万4,000円、伸び率で6.2%の増で計上しております。

次に、13ページから14ページにかけての第12款分担金及び負担金についてであります。これは下北圏域障害程度区分認定審査会の審査に係る負担金及び保育所等への入所者の負担金でありまして、前年度に比べ1,207万2,000円、伸び率で4.7%の減で計上しております。

次に、14ページから15ページにかけての第13款使用料及び手数料についてであります。これは斎場、市営住宅及び体育施設等各公共施設の利用に係る使用料並びに戸籍や各種検診及び廃棄物処理等各種行政サービスに係る手数料が主なものでありまして、前年度に比べ532万2,000円、伸び率で2.2%の減で計上しております。

次に、15ページから17ページにかけての第14款国庫支出金についてであります。これは各種事務事業に係る国の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ10億1,113万8,000円、伸び率で22.9%の増で計上しております。小・中学校の施設整備費補助金で2億156万8,000円の減となりましたものの、中間貯蔵施設の工事着工及び制度改正等による電源立地地域対策交付金で10億6,395万円の増額となったこと、生活保護負担金で8,149万円の増となったこと等によるものであります。

次に、17ページから20ページにかけての第15款県支出金についてであります。これは各種事務事業に係る県の負担分や補助金及び委託金でありまして、前年度に比べ4億8,253万円、伸び率で15.7%の増で計上しております。オフサイトセンター建設事業に係る補助金4億9,050万円が増となったほか、むつ総合病院のメンタルヘルス科診療棟改築事業に係る補助金2億577万5,000円が増となったこと等によるものであります。

次に、20ページから22ページにかけての第16款財産収入についてであります。これは土地建物及び市有牛等の貸し付けに係るもの、市有地や市有牛及び陶器等の生産物の売り払いにかかるものが主なものでありまして、前年度に比べ2,650万3,000円、伸び率で58.6%の減で計上してございます。

次に、第17款寄附金についてであります。ふるさと納税寄附金に対応するため、名目計上いたしております。

次に、22ページから23ページにかけての第18款繰入金についてであります。繰入金は事業目的によりそれぞれの基金からの繰り入れと、特別会計からの一般会計に対する繰り入れでありまして、前年度に比べ事業の関係で4億2,502万6,000円、伸び率で68.4%の減で計上しております。

次に、23ページから25ページにかけての第19款諸収入についてであります。これは地域総合整備資金貸付金の元金収入のほか、中小企業者への資金融資のための原資預託金元金収入、奨学金貸付金元金収入及び一部事務組合下北医療センターへの貸付金元金収入並びに他の地方公共団体等の事務の受託に伴う事業収入、その他いずれの款にも属さない収入等でありまして、前年度に比べ1,922万円、伸び率で1.0%の増で計上しております。

次に、25ページから26ページにかけての第20款市債についてであります。

臨時財政対策債は地方財政計画の伸び率で、また退職者の増加に伴う財源対策といたしまして、退職手当債を計上しましたほか、普通建設事業の財源として起こしたするなど合わせ、前年度に比べ10億7,960万円、伸び率では19.8%の減で計上しております。この結果、歳入の総額は歳出と同額の346億円となり、前年度に比べ6億5,000万円、伸び率では1.9%の増となりました。

以上で歳入の説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 1点だけ質疑させていただきます。21ページの財産収入の土地売却収入であります。平成23年度は、1,170万円の売却収入を見込んでおりますが、売る予定の場所はどこなのか。そして、今後売り払いしたいと思っている市有地あると思えますが、それはどのように公表して売り払いしようと考えているのかお知らせください。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） まず、予算に計上した部分でございますけれども、これは海老川町にありました旧市営住宅跡地の部分でございます。今年度も既に売り出しということで案内を差し上げておるところでございますけれども、売れ残っておりますので、その2区画分を見込んだと、そういうことでございます。

それから、今後市の土地の売り払いを考えることができる部分が今あるのかということのお尋ねでございますけれども、今申し上げましたように、海老川町の市営住宅の部分でも3区画ほどかたく見るために計上していない部分がありますので、もしそれがうまく幸い購入希望者がありまして、手を挙げる方がおれば、そこは売ることが可能だと。

それから、用地造成事業会計で持っておりました旭町のもとのプールの向かいの土地、あそこも3区画ほどまだ持っております。それから、やはり用地造成事業会計で持っておりました赤川のほうの用地もまだ売れ残っておりますので、その辺もろもろ予定すれば売却できる用地というものはまだあるというふうなこともあります。

あとは、市内にそういう端数の、例えば道路用地等で購入したのだけれども、道路用地等にも活用されていないというふうな用地等もありますので、それらも一応整理しまして、今後考えてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長（澤藤一雄） 齊藤孝昭委員。

○委員（齊藤孝昭） 財政が厳しい中で、やはり歳入の確保というのは重要課

題だと思えます。国・県に頼ることなく自力で歳入をふやすためには、今持っている資産を売却するのも一つの手だと思っていますが、なかなかむつ市の場合には持っているものを公表しないし、売ろうという努力も感じられないのです。そこで、売り払い計画みたいな、仮称ではありますが、私が勝手に思っていることですが、むつ市が持っている土地を当然全部リストにして公表して、ここは売れる、ここは次どういうものに活用するのだみたいなものをぜひ市民の皆さんにお知らせしてほしいと思えます。

さらに、定価もつけて、できるだけ市民の皆さんには買ってほしいというふうなこともやるべきだと思いますが、どのようにお感じでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 委員のご提言をきちんと受けとめさせていただきたいと思えます。

私どものほうも財産管理システムを導入して、今一生懸命内部のほうではその資産の詳細な把握に努めておるところでございます。また、今後用地ばかりでなく、いわゆる廃校となります校舎等も出てきておりますので、いわゆる市のそういう財産の管理というものをどうしていくのかというふうな総合的な視点というものもこれ必要だというふうに考えてございますので、一つ一つのそういう資産を仕分けし売れるものなのか、持つておかなければいけない資産なのかということ整理しながら、今委員からそういうご提言のあったそういう売れるものについてはリスト化し、公表し、その財源確保のために活用するというところで努めてまいりたい、そのように考えています。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 17ページと19ページの国庫支出金、県支出金の中の電源立地地域対策交付金ですけれども、先ほど部長から説明ありましたけれども、再度お尋ねいたします。

国庫支出金のほうが前年度と比べて10億6,395万円増、県のほうが2億6,641万円減というこの内訳をもう一度お願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 国庫支出金の増と県支出金の減とのその関係はどうかというお尋ねでございます。

まず、前年度当初予算額の比較で国庫支出金では10億6,395万円の増額、県支出金では2億6,641万円の減額ということになってございます。電源立地地域対策交付金では、使用済燃料中間貯蔵施設のように所在施設に係る交付金相当部分は、これ国からの直接交付ということになります。それ以外の隣接等で配分されるいわゆる東通ですとか大間、六ヶ所と、これらの施設に

係る交付金相当部分は、県からの間接交付ということになります関係から、予算の関係上国庫支出金と県支出金に分かれて計上されるということになってございます。

まず、国庫支出金の分でございますけれども、平成22年度においては、中間貯蔵施設に係るその電源立地地域対策交付金相当部分として4億5,150万円を計上しておりました。対しまして、平成23年度はこの電源立地地域対策交付金相当部分について、1,500万円を計上するにとどまっている一方で、何回か説明申し上げましたように、国の今般の交付金の改正によりまして、中間貯蔵施設を含む核燃料サイクル施設向けの交付金として新たな枠組みでの交付金相当部分が創設されましたことから、これが中間貯蔵施設の場合、15億円というふうな交付枠になったものでございまして、その部分が新たに増額となったというふうな経緯でございます。この結果、差し引き10億6,000万円ほどの増額となったと、そういうことでございます。

県の部分についてでございますけれども、ここでは3種類の交付金相当部分があります。まず1つ目は、原子力発電施設等周辺地域交付金相当部分、いわゆる従来周辺、周辺と言ってきましたけれども、その部分で約3億円の増となりましたけれども、これは本年1月の東京電力東通原子力発電所1号機の着工による特別単価の影響が大きいというふうになってございます。

それから、平成23年度は制度改正によって中間貯蔵施設に係る分は、先ほど申し上げましたように、サイクル施設向け交付金に統合され、そちらに移動することから、この周辺交付金部分には中間貯蔵施設は全く入らなくなったというふうなことでございます。

次に、2つ目の電源立地促進対策交付金相当部分では、六ヶ所村に昨年10月に着工したMOX燃料加工工場と、それから東京電力東通原子力発電所1号機に係るものがありますが、これについては前年度と比べまして5億1,000万円の減というふうな計上となつてございます。

3つ目が、電力移出県等交付金相当部分ですけれども、これも制度改正によりまして、約5,000万円の減となっております。

以上、3億円の増と5億1,000万円の減、さらに5,000万円の減を差し引きいたしまして、県支出金が2億6,000万円ほどの減となったと、こういう状況にございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） ありがとうございます。

それで、中間貯蔵施設を誘致する段階で出てきた話で、最近余り話題に出てこなくなったのですけれども、法定外普通税を課税するというので、そ

ういうことを研究しているはずなのですけれども、その進捗状況はどのようなのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） お答えいたします。

当市では中間貯蔵施設の建設に伴い、新たに生ずる財政事情に対応する自主財源を確保するために、自主課税権に基づき法定外普通税について検討を行っているところでございますが、その創設に当たりましては、納税義務者の了承を得るため、相互理解を第一義として最大限努力を払うべきと考えております。

納税義務者となります事業者とは、平成21年12月の使用済燃料税の概要説明以降、事務担当者間において課税に対する市の考え方、方法、仕組み等について情報交換を行ってまいりました。また、加えて国とも折衝してまいりまして、昨年8月の中間貯蔵施設の本体着工を契機といたしまして、具体的な協議、交渉の場を設けて現在もその実現に向け継続して話し合っておるところでございます。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 今交渉中ということでありましてけれども、建物そのものは来年平成24年に完成するわけでございますので、その見通しはどのようなのでしょうか。交渉が暗いのか、明るいのか、そこら辺どうでしょう。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 見通しについてでございますが、事業者におかれましては、地元企業としてむつ市とも信頼ある共生を望んでおります。

また、使用済燃料税の創設に関しましても、ご理解を示していただいているところです。したがって、市といたしましては、課税に対する考え方につきまして、協議、交渉の回数を重ね、より整合性の高いものとし、事業者からご理解を得た上で課税条例を制定し、各種手続を踏んだ後、平成24年7月に予定されている中間貯蔵施設の操業開始に適切に対応できるよう自主課税権の確立に向けて事務を進めてまいりたいと考えております。議員各位のご理解とご協力をお願い申し上げます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ございませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 14ページ、児童福祉費負担金について、1点だけお伺いさせていただきます。

保育料の未納の関係でございます。子供を保育所に預けている保護者から

徴収する保育料の未納が多いと私は以前にも申し上げておりますが、以前とは変わらないとは私は思うのでございますが、なおその未納を徴収すべき収納対策についてお聞きをしたいと思っております。収納対策についてお伺いをいたします。

○委員長（澤藤一雄） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 保育料の未納の関係で、収納対策ということでは、現年の滞納分を減らすべく努力をしております。滞納繰り越しになるべくいかなうように現年の分を減らすように努力をしております。それにつきましては、市政だより等の呼びかけとか、あと窓口の延長をして、土日の窓口の開設をして周知していきたいと思っております。

それから、滞納者に対しましては、滞納者に定期的な呼びかけをいたしまして、分納誓約書と、それから納付計画書等の提出を求めて、毎月納付を確約させるような取り組みを現在しているところでございます。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） それで、収納対策の提案でございますけれども、子ども手当から保育料の天引きを認める政府の子ども手当、これを法案に対して、法案が成立した暁には、むつ市としても子ども手当から保育料を引くのだという、そういう天引きの導入をする考えがないかお聞きをしたいと思っております。

それと、保育料の納付の時効は基本的に5年と伺ってございますけれども、認識しているわけですが、分割納付の誓約とかそういうのをむつ市でやっておらなければ、このことについて、また分割納付の誓約書などを徴収して納付を求めるならば、さらに私は5年も延長できますし、そういうことをむつ市で現在実施していないならば、このことについても実施してほしいのですが、いかがでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 子ども手当からの天引きということは、うちのほうでも今考えているところでございます。それで、現在も児童手当等支払いのときには了解を得ながら、その点についても納付の要請をしているところでございます。

また、先ほど言われました5年で時効ということでは、徴収権を行使しないことによって、その時効が成立しますので、うちのほうといたしましては、分納誓約書とか納付計画書等、催告等をやっておりますので、5年で時効とはなり得ないということでは、ご理解賜り

たいと存じます。

○委員長（澤藤一雄） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） そうすれば、政府の法案が通れば、導入してもいいという理解でよろしいですね。

それと、これは要は保護者のモラルの低下ですので、やはり保護者に常に、そういう未払いということはだめなことでありますので、いろいろな方法で収納率を上げてほしいと、そういうことを望みます。よろしくをお願いします。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 12ページの利子割交付金の1,200万円の減なのですけれども、説明ちょっとわからなかったので、済みませんが、もう一度説明をお願いいたします。

それから、先ほどの関連質問なのですけれども、法定外の自主財源についての核燃税について、県との二重課税という問題は生じないのでしょうか。2点だけお願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） 財務部長。

○財務部長（下山益雄） 利子割交付金についての減はどのようなものかというふうなことでございますけれども、先ほど説明申し上げましたように、この利子割交付金というのは、いわゆる預金利子等に課税される分が個人県民税の税額でもって案分され、交付されるというものでございまして、これはあくまでも自動的にその利子について課税された部分が案分で交付されるというものでございますので、その減額の詳細といったものについては、ちょっと明確にここで答えるということは申しわけありませんが、できない状況でございます。ただ、地方財政計画でこういうふうには減額を見込んでいるというふうなことから、これはあくまでも推測でございますけれども、いわゆる利子に対する課税と申しますか、いわゆる利子の額そのものが減ってきているのではないだろうかというふうに今推測されるところでございます。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） ただいまのお尋ねの県との二重課税にはならないのかというようなお尋ねでございますけれども、県のほうの考え方もまだ示されておりません。私どもは、二重課税はないものと思って今やっております。

ただし、県または市と同じに課税客体に課税したといたしましても、納税者側のほうで課税負担ということで考えなければ二重課税ということは起きないものと思って今作業を進めておるところです。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで、歳入全般についての質疑を終わります。

以上で議案第12号に対する質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第12号 平成23年度むつ市一般会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、理事者を初めとした職員の努力の結果、念願の赤字から黒字へ変わる予算であります。そして、大腸がん検診と40歳がん検診を加えた各種検診に要する経費、第三田名部小学校と川内小学校の建設事業費、むつ運動公園改修事業費など、市民の生活に密接にかかわる事業が計上されております。市民の一定の声が反映された本予算に敬意を表したいと思えます。

しかしながら、二重投資という問題が指摘されているオフサイトセンター建設事業費が計上され、緊急性があると思われない北の防人事業費、5年間で13億9,000万円という事業費が計上されております。また、用地取得に多大な経費がかかると市民が心配する横迎町大平町線整備事業費も計上されております。横迎町大平町線整備事業は、本庁舎の出口が1カ所しかなく、しかもバイパスの渋滞を加速させていることを解消するためのものであります。無計画的に本庁舎を移転した結果、必要性が迫られている事業と言えます。もう一つの出口の道路整備に数億のお金を必要とするなら、道路整備事業費も庁舎移転費用に加算されるものであります。この間防音対策など、かなりの庁舎改修費がかかっております。徐々に新築した場合の経費に近づいていると言えます。日本共産党むつ市議団が強く指摘したとおりになっているとと言えます。

また、社会福祉協議会の補助金を一方的に削除した予算ともなっております。事務局長と常務を分け、何の説明もなかったと言って、今まで16名だった補助金を15名の補助金に一方的に削ったものであります。社会福祉協議会としては、16名の枠で予算要求しただけで、前年度と比べてふえているわけではありません。役職を内部で変更したというだけであります。常務に採用となった方の人件費を意図的に削ったという市民の指摘もあります。もしそうなら、他団体への政治介入とも言えるものであります。

同社会福祉協議会運営の近川保育園への補助金については、保育園新築事業の有無が不明確であることも明らかになりました。また、電源三法交付金に1割近くも依存しているゆがんだ財政構造については、正常の財政構造に戻すという考えがないばかりか、危険施設を過小評価し、安全な施設である

として、原発事業者と同じ立場に立ち、ますます原子力産業に食い込んでいく姿勢を明らかにしております。

合併して7年目の本予算、税金や負担が高くなり、何もいいことがないというのが大方の市民の意見であります。そのことにこたえた予算とはなっておりません。市民の安全、福祉を守る、これが地方自治法の第1位に書かれているものであります。危険な施設に対する市長の姿勢、ゆがんだ財政構造に何ら反省することのない姿勢から判断すると、国の悪政から市民を守り、市民の声を十分に反映した予算とは言うことができません。

本予算に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしく願います。

○委員長（澤藤一雄） ほかに発言はありますか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第12号を採決いたします。

議案第12号についてご異議がありますので、起立により採決いたします。

本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19、起立しない者3人）

○委員長（澤藤一雄） 起立多数であります。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

ここで3時25分まで暫時休憩いたします。

午後 3時14分 休憩

午後 3時25分 再開

○委員長（澤藤一雄） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次は、議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 議案第13号 平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算についてご説明いたします。予算書8ページをお開き願います。

予算編成に当たりましては、記載はございませんけれども、年間平均国保加入世帯数を1万1,900世帯、年間被保険者数を2万1,000人として積算しております。その結果、平成23年度の予算額は歳入歳出とも75億1,521万1,000円で、前年度比で8,707万8,000円、率で1.1%の減となっております。

本特別会計は、被保険者の医療需要に応じて、その主な支出であります医

療給付に見合った収入を確保しなければならないという性格を持っておりま
すことから、まず歳出からご説明いたします。予算書の16ページをごらん願
います。

第1款総務費、第1項総務管理費には、一般管理費及び国保連合会負担金
の計1,651万1,000円を計上しております。前年度と比較いたしまして、884万
1,000円の減額となっているのは、平成22年度で計上しておりました連合会
負担金のレセプトオンライン化に伴う磁気電算処理システム分担金の減額に
よるものが主な要因でございます。

第2項運営協議会費には、前年度と同額の202万9,000円を計上しており
ます。

第3項趣旨普及費には、健康優良家庭報償費など趣旨普及費として91万
5,000円を計上しております。

17ページから18ページにかけてごらんください。第2款保険給付費、第1
項療養諸費には、厚生労働省から示されました給付費試算表に基いて45億
885万7,000円を計上しております。また、第2項高額療養費に5億3,813万
3,000円を計上しております。また、第3項移送費には2,000円を、第4項出
産育児諸費には3,360万円を、第5項葬祭諸費には800万円を、それぞれ前年
度決算見込みにより所要額を計上しております。第2款の合計額は、50億
8,859万2,000円で、歳出総額の68%を占めており、前年度に比べまして
3,802万7,000円の増額となっております。

第3款後期高齢者支援金等は、後期高齢者医療へ支援金として支出するも
ので、厚生労働省から示されました試算表により計上しております。予算額
は9億248万円となっております。前年度に比べまして4,849万4,000円の増
額となっております。

第4款前期高齢者納付金等は、同じく厚生労働省から示された試算表によ
り262万8,000円を計上しております。前年度に比べまして102万9,000円の増
額となっております。

19ページをごらん願います。第5款老人保健拠出金は、同制度が平成20年
3月で終了していることから、精算分として6万円を計上しております。

第6款介護納付金は、国保被保険者のうち40歳以上65歳未満の介護保険第
2号被保険者に係る保険者の概算負担金と平成21年度の精算額で合計4億
5,239万7,000円を計上しております。前年度に比べまして2,291万4,000円の
増額となっております。

第7款共同事業拠出金は、青森県国保連合会が運営している高額医療費共
同事業及び財政の安定化を図る保険財政共同安定化事業に対する再保険事業

への拠出金であります。拠出先の県国保連合会から示されました9億5,309万6,000円を計上しております。前年度に比べまして5,935万1,000円の増額となっております。

20ページから21ページにかけましてごらん願います。第8款保険事業費は、第1項特定健康診査事業費で、メタボリックシンドロームに着目した特定検診事業費として4,250万2,000円を、第2項保険事業費で、被保険者の疾病予防や健康づくりを支援するための事業費2,966万5,000円を計上しております。保険事業費の合計は、7,216万7,000円となっております。前年度に比べまして372万円の減額となっております。

21ページをごらん願います。第9款基金積立金は、財政調整基金の運用利子の積立金で、名目計上してございます。

第10款公債費は、療養諸費の支払いに要する一時借入金の利子分で、208万4,000円を計上しております。

22ページをお開き願います。第11款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金で国税の還付金等480万1,000円を、第2項繰出金で一般会計で導入しました市税滞納整理システム構築分の国保分の繰出金と脇野沢診療所及び川内診療所に係る直営診療所運営費で1,462万円を計上しております。諸支出金の合計では1,942万1,000円となっております。前年度に比べまして650万3,000円の増額となっております。

第12款予備費には、283万円を計上しております。前年度に比べまして2億5,075万7,000円の減額となっております。

以上が歳出であります。

次に、歳入についてご説明いたします。恐れ入りますが、予算書を10ページに戻ってごらんいただきたいと思います。

第1款国民健康保険税は、18億2,947万4,000円で、昨年度と比べまして5,725万8,000円の減額、率にして3%の減となっております。

収納率につきましては、医療給付分の一般被保険者現年課税分を87%、一般被保険者滞納繰越分を15%として積算しております。また、退職被保険者等現年課税分の収納率を97.5%、滞納繰越分を20%として積算しております。

11ページをごらん願います。第2款使用料及び手数料は、国税の督促手数料及び特定健診手数料として前年度と同額の250万円を計上しております。

第3款国庫支出金の第1項国庫負担金は、一般被保険者療養諸費等に係る定率国庫負担金、高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金など16億6,097万6,000円を、第2項国庫補助金には財政調整交付金など5億8,485万1,000円を計上しております。国庫支出金の合計額は、22億

4,582万7,000円となっております。

12ページをごらん願います。第4款療養給付費等交付金は、退職者医療制度の被保険者に係る社会保険診療報酬支払基金からの交付金で、3億8,617万7,000円を計上しております。

第5款前期高齢者交付金は、前期高齢者に係る保険者間の負担調整制度で、厚生労働省から示されました試算に基づき12億7,666万6,000円を計上しております。前年度と比較して大きく減額しましたのは、平成21年度精算による減額が主な要因でございます。

第6款県支出金の第1項県負担金には、高額医療拠出金の4分の1を財政支援する高額医療費共同事業負担金など5,735万8,000円を、第2項県補助金には、医療給付費等の7%を交付する財政調整交付金3億5,677万4,000円を計上しております。県支出金の合計では、4億1,413万2,000円となっております。

13ページをごらん願います。第7款共同事業交付金は、これは歳出の第7款共同事業拠出金に係る交付金でありまして、県国保連合会が実施主体となっております再保険制度からの交付金であります。合計額は9億1,969万1,000円となっております。

第8款財産収入は、財政調整基金の運用利子収入で、名目計上であります。

第9款繰入金は、13ページから14ページにかけまして、保険基盤安定繰入金を初め出産育児一時金等繰入金、財政安定化支援事業繰入金、基金繰入金などの合計額4億2,986万3,000円を計上しております。

第10款繰越金は、前年度同額の2,000円を名目計上しております。

第11款諸収入は、第1項延滞金加算金及び過料として455万円を、第2項には出産資金貸付金元金収入67万2,000円を、第3項には第三者行為等による納付金等565万6,000円を計上しております。第11款の合計は、1,087万8,000円となっております。

以上が平成23年度むつ市国民健康保険特別会計予算の概要であります。よろしく願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 国保税につきましては、国保の加入者といいますか、厚生年金に加入できない方、一般の方の心痛が日々伝わるような思いがしております。全国的にも厳しい状況にありまして、ここ直近の徴収率はどういうふうになっているのか。また、来年度は一般で87%を予定しているというようなことで、今年度もたしかその程度の徴収率を見込んだと思いますけれど

も、値上げをされて徴収率が低下していくということが十分懸念されますし、全国的にもそういう傾向にあるということでもありますので、その辺の直近の流れといいますか、経過等、今後の、またはその徴収率が上がらないための施策としてかなり国保税と市税等含めたもので苦慮されながら、手当てといいますか、いろんな方法を講じられていると思いますので、その辺の状況をお聞かせください。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） お尋ねにお答えします。

国保税値上げ、この間税制改正により上げたのですけれども、それによって徴収率は下がっているのではないかというお話ですけれども、いいえ、決してそういうことではございません。直近の徴収率でいきますと、平成21年度の決算で、昨年度ですけれども、その決算で10市あるうちでプラスに転じたのはむつ市だけで、あとの9市については全部マイナスでございます。そして、決算の徴収率で87.88%、平成21年度の県平均が87.59%ですので、それをプラス上回っております。また、市部のほうの平均は86.72%、県平均よりも少ないのですけれども、これも上回っております。ですので、税制改正により値上げした分で下がっているのかというお尋ねでございますけれども、現在のところは上がっております。

そして、徴収率のことし87%という目標率を掲げて予算編成しているのですけれども、それにはどうなのかということでございますけれども、この87%を私たちの目標では90%に置いてやっております。87%は確実にとれると思いますが、90%まではいけるかどうかわかりませんが、それに近い数字を残したいと思っております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） 徴収につきましては、努力が実っているというような評価をいたしたいと思えますし、そこには敬意を表したいなど、こう思います。

一方で、値上げをされて、やはりその当事者となる身になれば、取り立てが厳しいというようなことがあるのかないのかわかりませんが、ちまたではといいますか、ほかの自治体の例を聞きますれば、かなり差し押さえから始まって、調査して差し押さえという段階なのでしょうけれども、現にそういうふうにして踏み込まれるという現場もマスコミ等で見ることもあります。非常に景気がよくない中でもって、むつ市は県内でトップクラスの徴収率ということですので、そこはそことしながらも、上がってやむなく無理をしているという現状は多分否めないものだと、こういうふうにあります。

そこで、例えば現に差し押さえをして、その家庭に赴いてすべてを調査してくるというような事例とか、そういうことはあるのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 今までに数件、片手ほどですけれども、数件ございました。また、そういうのもございますけれども、私どもといたしましては、市民第一ということで、青森県に先駆けまして、消費者金融の過払い金請求権、その請求権でもって過払い金を請求するよう指導しまして、滞納額、例えば200万円に対して1,000万円ぐらいの過払い金をもらって感謝されたとか、そういうようなケースもございまして、きちんと相談に乗ってやることはやっております。

以上です。

○委員長（澤藤一雄） 富岡幸夫委員。

○委員（富岡幸夫） マスコミどおりにやっておられるということで、結構なことは結構なのですが、あくまでも行き過ぎるとお互いにトラブルになるというようなこともあります。徴収に関しては、事故、事件等にならないように、また先方の事情を十分配慮してやっていただくと。今の多重債務の還付なんかでもそういうふうに指導されているというようなことでありますから、なおさら頑張ってもらっていただきたいなというふうに思います。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 昨年の3月定例会でかなりの議論が出ましたこの国保税の値上げ、大幅な値上げをもって今年度予算が通ったわけですがけれども、これは値上げの事由としては、いわゆる累積赤字、これを何とかしなければならぬということで、5年間計画で値上げを実施した初年度なわけですがけれども、見通しとしてはどうなのでしょう、5年度計画でこれは達成できるという見通しを持っておられるのかどうか、まずお聞きしたいと思います。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 馬場委員の平成22年度税制改正による赤字解消の見込みという部分でございますけれども、まず平成22年度決算の見込みとも同じ意味かと思っておりますけれども、医療費の支払いがまだ3カ月ほど残っております。1カ月3億円を超える額でございますので、まだまだ10億円ほどの歳出が残っているという状況の中ではなかなかまだ見込みが立っていない部分があります。しかしながら、今税務調整監も話されましたけれども、おかげさまをもちまして、保険税の収納率も上がってございますし、収入の確保も一部的にはできています。ただ、私が先ほど歳入の予算の中で説明しましたけれども、今とらえている情報によりますと、前期高齢者の交付金、入ってく

る収入ですけれども、これは今の後期高齢者医療保険の制度が開始のときに始まったのですけれども、これが平成20年度です。この精算が今平成22年度に来てございます。その部分が今の情報ですと、平成22年度の歳入における予算については、その精算がマイナス1億3,000万円か、もう少し来るかもしれないけれども、そういう形の情報が入ってございますので、そうしますと当初見込んでおりました単年度でも黒字を出すという部分については、非常に今歳入確保が厳しくなったというふうな状況でございます。

○委員長（澤藤一雄） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 部長の今の説明を聞きますと、初年度、単年度も赤字解消どころか単年度でも黒字出せないという、そういう答弁でございましたけれども、そうしますと、当初昨年3月にあれほどもめにもめて、いわゆる5年間の計画を立てて累積の赤字を解消するのだという、これがかなり崩れていくなというふうに大変大きな懸念を抱かざるを得ない報告です。

先ほどの同僚議員の質疑にもございましたけれども、かなり値上げによって苦しんでいる市民もおるという話がありましたけれども、歳入のほうで滞納繰越分、これ医療給付費分5億3,000万円、それから後期高齢者支援分8,600万円ですか、それから介護納付金7,100万円、これの滞納繰越分として見込んでいる歳入15%ですよ。これ15%しか見れないというは、あと85%はとても見込み立てられないというふうなとらえ方でいいのかどうか。これは、毎年問題になるわけですからけれども、いわゆるこの滞納分の解消については、もう歳入として予算には15%の回収ぐらいしか見れないよと。そうなりますと、残りの85%のうちのどれぐらいが回収不能として出されるのか。非常にこれ心配なのです。これは恐らくこれが膨れていくということになると思いますので、その辺のところ、ご答弁お願いします。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 国保税全体を見ますと、大体全部で20億円弱の予算なのですけれども、そのうちの例えば90%を徴収しますと、毎年10%ずつ残っていきます。20億円の10%といいますと2億円ですか、2億円が年々ふえていきますけれども、今全部で7億円ぐらいですけれども、それは15%から20%は税務のほうの努力でもって徴収できると思いますけれども、残りの分は不良債権として全部ではございませんけれども、消えていくといいますか、落ちていくというようなことになります。毎年2億円ですから、その2億円が5年間積もった場合は10億円になりますね。ただ、今は7億円ぐらい残っていますので、5年分ではなくて4年分ぐらい残っていると。1年分は不納欠損として落ちたというような感じになるかと思います。

○委員長（澤藤一雄） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 今の話を聞いても、毎年出てくる欠損金といったものは非常に大きいものがあるわけです。これは、回収不能だよというのは、もうとことん回収に努めて、努めに努めてこういう結果になるという見通しなのだろうと思いますけれども、これはどうなのでしょう。国保税と言われているわけですが、前は税金と国保と一緒にだったのです、納付が。旧むつ市は10等分だったのです。10カ月で払うと。これが合併になってから税金と国保とを分離して、そして8カ月分納ということになったわけです。これ10カ月から8カ月になったものですから、かなり払うのに大変だと、今の状態はそうなのです。これ分けた理由は何なのか。税務課がそれやっているわけですから、徴収を。分けた理由は何なのかわかりませんが、分けたのであれば、これは国保は国保でもう少し分割回数をふやして、12分割でもして、もうちょっと払いやすいような形をとってみるとか、何かそういう対応策といいますか、回収に関する対策、その辺のところを研究されておられませんか。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 10回を8回に合併後したわけなのですが、払うほうにすれば8回より10回、10回よりも12回がいいというような理論にもなりますけれども、逆に8回にしてくれたおかげで1月で終わると。だから、2月、3月、4月、5月は税金を払わなくてもいいと、その分違うものに振り分けられるので、かなり助かっているというような方もございます。

また、なぜ10回を8回にしたかといいますと、8回にして滞納整理期間を2月、3月、4月、そして最終5月で滞納整理をすると、そして市に納税者から税金を分割して、納めてもらえなかった分を納めてもらうように滞納整理をする期間を長くしたと。それによって収納率も年々平成17年から上がってきた一つの原因かなとは思っております。

それで、前は集合税ということで、住民税と国保税と一緒にしていたのを離したというのですけれども、決して離してはおりません。ただ、集計上、電算センターのほうの都合の関係で離れているというふうに見えるだけで、同じ税金としてっております。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 22ページの予備費なのですが、前年度と比較して2億5,000万円減額された理由をお聞きいたします。

○委員長（澤藤一雄） 民生部長。

○民生部長（齋藤秀人） 新谷泰造委員のお尋ねにお答えします。

予備費、大幅な減額を盛ってございます。前年度までは、この内訳的には保険給付費の3%というふうなものを盛ってございましたけれども、平成21年度の実績を見ますと、予備費が、これを使っていないというようなことがわかりましたので、予算的にはここを大幅に減らして283万円を盛ったと、実態に合わせた形にしたということでございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 申しわけございません。収納率向上について、また質疑させていただきます。

収納率向上に皆さんはいろいろな対策を講じてはいると思いますが、提案としてこの収納率向上の対策として、専門徴収員たるものを臨時職員に採用して実施してみる考えはないかお聞かせを願いたいと思います。いかがでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） きこのうの質疑にもあったのでございますが、今のところは考えておりません。ただし、収納率向上の施策をもってしても収納率を上げられなくなったというようなジレンマに差しかかったときに、またそういうものを考えたいと。今は、収納率が徐々に上がっている段階ですし、滞納整理システムも予算のほうで計上してもらって、入れて、その成果も見え始めているところですので、今はこのままでもう少し推移を見守っていきたいと思っております。

○委員長（澤藤一雄） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） その点については、理解しますが、もう一つ、徴収のできないものを賦課して滞納額を抱えているよりも、思い切った軽減措置は、これはできないものでしょうか。

それと、担税力があるのに納付しない人があるとするならば、これは非常に許されないことだと私は思います。そこで、そうした人に対して差し押さえをするなどの強制的な処分の意思があるかないか、その点お伺いしたいと思います。いかがでしょう。

○委員長（澤藤一雄） 税務調整監。

○財務部税務調整監（赤田比等史） 軽減措置でございますけれども、8割、7割、5割軽減措置は現在もございます。

それから、払わない人には差し押さえ等はどうかっているのかというようなお尋ねだと思うのですが、去年の実績で差し押さえ件数は債権だけで1,226件、そのうちの預貯金507件、給与等671件、年金35件、生命保険13件、

金額にして全部で充当した額は5,900万円、6,000万円ぐらいの差し押さえ金額になっております。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） 16ページの運営協議会旅費についてです。これも毎回話ししているのですが、毎年同じ金額が計上されているので、また同じ質疑をさせていただきます。

これは、運営協議会委員の視察旅費になっているのですけれども、毎年やる必要があるのかどうか、そして改善する考えはないのかお知らせください。

○委員長（澤藤一雄） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（工藤 保） 委員のお尋ねにお答えします。

まず、予算書を見てわかりますとおり、ことしも一応計上させていただいております。ただ、運営協議会の委員の研修につきましては、毎年議論になってございますけれども、私どもとしましては、運営協議会の委員の研修に伴い、いろいろな情報あるいは改善、いい点も大変ございます。その部分につきましては、運営協議会の委員の方々ですが、運営協議会を開催して、その中で検討させていきたいと思っております。

○委員長（澤藤一雄） 斉藤孝昭委員。

○委員（斉藤孝昭） むつ市議会も経費節減の折、行政視察を隔年開催しているときです。運営協議会が毎年こうやって研修視察をするということはいかかなものかと。今の答弁ですと、運営協議会に諮るというふうな話でありましたが、諮る前に予算計上しないとか、隔年にしましょうとかという提案するべきではないですか。いかがでしょう。

○委員長（澤藤一雄） 国保年金課長。

○民生部副理事・国保年金課長（工藤 保） 事務方としては、すごくお答えづらいのでございますけれども、委員の中にもそういうふうな形で隔年とか、そういう方々もございます。来年予算編成する場合は、そのような部分も検討した上で予算編成したいと思っております。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第13号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第13号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

- 委員長(澤藤一雄) ご異議なしと認めます。よって、議案第13号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。民生部長。

- 民生部長(齋藤秀人) それでは、議案第14号 平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要についてご説明いたします。予算書は6ページをござん願いたいと思います。

この会計は、平成20年度から施行されました後期高齢者医療制度の保険料等に係る会計でありまして、保険料を徴収し、青森県後期高齢者広域連合に納付するための会計であります。平成23年度の予算総額は、歳入歳出とも4億5,160万1,000円で、前年度比946万4,000円、率で2.1%の増となっております。

歳入からご説明いたします。予算書の7ページをござん願います。第1款後期高齢者医療保険料、第1目特別徴収保険料は2億2,790万7,000円で、年金からの引き落としとなりますので、収納率を100%としております。第2目普通徴収保険料は、現年度の徴収率を97%と、滞納繰越分を50%と見込んでおり、合わせまして7,495万4,000円を計上しております。

第2款手数料は、普通徴収保険料に係る督促手数料を14万8,000円計上しております。

第3款繰入金は、低所得者に係る保険料の軽減分として一般会計からの保険基盤安定負担金繰入金であります。1億4,197万円を計上しております。

第4款繰越金は、平成22年度の保険料で、平成23年3月から5月に徴収した保険料を広域連合の会計年度に合わせまして、平成22年度から繰り越しするもので650万円を計上しております。

8ページをお開き願います。第5款諸収入は、第1項に延滞金を、第2項に保険料の還付金及び還付加算金を、第3項に雑入を計上しております。

次に、9ページ、歳出についてであります。第1款後期高齢者医療広域連合納付金は、4億5,103万2,000円を計上しております。内訳は、保険料納付金が3億906万1,000円、保険基盤安定負担金が1億4,197万円及び延滞金1,000円となっております。

第2款諸支出金は、第1項償還金及び還付加算金に12万円を計上しており

ます。第2項繰出金には、一般会計繰出金として44万9,000円を計上しております。

以上が平成23年度むつ市後期高齢者医療特別会計予算の概要であります。よろしく願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第14号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第14号を採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第14号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。保健福祉部長。

○保健福祉部長（鴨澤信幸） 議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

介護保険事業につきましては、3年間で1期間として、期間内での介護基盤整備や介護認定者の増減、介護保険サービス事業料等を中心として事業計画を立案し、それに伴う保険料を定めて事業を実施するもので、平成23年度は第4期介護保険計画の最終年度に当たる第3年次目となるものであります。平成23年度の予算総額は、歳入歳出それぞれ51億1,507万1,000円となり、前年度当初予算と比較いたしますと2億8,602万4,000円、率にして5.9%の増となっております。

介護保険は、歳出の第2款保険給付費と第3款地域支援事業費で予算全体の98%近くを占め、この2つの額が定まりますと、その給付費、事業費におのおの定められた交付率、補助率を乗じることにより、歳入の主要な部分が決定されるという会計の性質上、最初に歳出について説明し、その後歳入の説明を行いたいと思いますので、ご了承願いたいと存じます。

それでは、歳出についてご説明いたします。予算書12ページをごらんいた

だきたいと存じます。

第1款総務費、第1項総務管理費でございます。第1目一般管理費であります。これは、地域密着型運営委員会に係る報酬及び費用弁償、その他一般事務管理費であります。

次に、第2項介護認定審査会費、第1目介護認定審査会費であります。これは、介護認定に要する経費でありまして、介護認定審査会委員の報酬、一般職員の給与費、介護認定審査会システム保守委託料及びシステムのリース料が主なものであります。

次に、13ページをごらんいただきたいと存じます。第2目認定調査等費であります。これは、介護認定のための調査に要する経費でありまして、介護認定訪問調査員の報酬、費用弁償のほか、主治医意見書作成手数料などが主なものであります。

次に、第3項計画策定委員会費、第1目計画策定委員会費であります。これは、平成24年度から平成26年度の3年間について、第5期むつ市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画を介護保険法に基づいて実施される会議に要する経費で、委員の報酬、費用弁償が主なものであります。

次に、14ページをごらんいただきたいと存じます。第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費であります。これは、第1目居宅介護サービス給付費から第10目特例居宅介護サービス計画給付費までのホームヘルプサービス、グループホーム、介護老人福祉施設、住宅改修等に係る法定負担分に要する経費であります。

次に、15ページをごらんいただきたいと存じます。第2項介護予防サービス等諸費であります。これは、第1目介護予防サービス給付費から第8目特例介護予防サービス計画給付費までの予防給付に係る法定負担分に要する経費であります。

次に、16ページをごらんいただきたいと思えます。第3項その他諸費、第1目審査支払手数料であります。これは、国保連合会への支払手数料であります。

次に、第4項高額介護サービス等費、第1目高額介護サービス費と第2目高額介護予防サービス費であります。これは、高額な介護費用の軽減に係る法定負担分に要する経費であります。

次に、16ページから17ページをごらんいただきたいと存じます。第5項特定入所者介護サービス等費、第1目特定入所者介護サービス費から第4目特例特定入所者介護予防サービス費までの食費、居住費等の低所得者層の負担軽減に係る法定負担分に要する経費であります。

次に、17ページ、第6項高額医療合算介護サービス等費、第1目高額医療合算介護サービス費と第2目高額医療合算介護予防サービス費で、医療費と介護費の年間合算額における負担軽減に係る法定負担分に要する経費であります。

第2款の保険給付費は、介護保険特別会計の歳出全体の96.2%を占めております。

次に、第3款地域支援事業費であります。これは、介護予防事業、包括支援事業・任意事業及び介護予防給付支援事業で構成されております。事業目的は、被保険者が要介護状態または要支援状態になることを予防するとともに、要介護状態となった場合でも、なれ親しんだ地域で自立した生活を営むことができるよう支援することにあります。

17ページから18ページをごらんいただきたいと存じます。第1項介護予防事業費、第1目介護予防高齢者施策事業費であります。これは、特定高齢者、一般高齢者の運動機能等の向上を図るための経費でありまして、栄養指導教室に係る講師謝礼、費用弁償、転倒骨折予防教室事業、地域包括支援センターシステム保守管理委託料及び地域包括支援センターの運営協議会に要する経費で、委員の報酬、費用弁償が主なものであります。

次に、18ページ、第2項包括的支援事業費・任意事業費、第1目介護予防ケアマネジメント事業費であります。これは、包括的支援事業等を担当する職員の給与費のほか、地域包括支援センター業務外部委託料が主なものであります。

次に、19ページをごらんいただきたいと存じます。第2目権利擁護事業費であります。これは、権利擁護ネットワーク委員会に要する報酬、費用弁償が主なものであります。

次に、第3目包括的・継続的ケアマネジメント事業費であります。これは、地域ケア会議委員の費用弁償が主なものであります。

次に、第4目任意事業費であります。これは、介護保険事業以外の支援事業でありまして、配食サービス事業、家族介護教室事業及び家族介護者交流事業に係る委託料並びに家族介護用品支給費及び家族介護慰労金の扶助費が主なものであります。

次に、20ページをごらんいただきたいと存じます。第3項介護予防給付費支援事業費、第1目介護予防給付計画作成支援事業費であります。これは、地域包括支援センターが行う要支援者に対する介護予防プランの作成業務等に要する経費でありまして、介護予防プランを作成するための委託料が主なものであります。

次に、第4款財政安定化基金拠出金であります。これは、市町村の介護保険事業の財源不足について貸し付けや交付を行い、事業の財政安定化を図るため県が設置しております財政安定化基金への拠出金であります。通常ですと、平成21年度から平成23年度までの平均給付見込額の0.1%を拠出するものですが、現状では財政安定化拠出金が活用されていないこともあり、拠出金が免除される見込みであります。万が一拠出金の急激な利用増加があった場合に備えまして、科目存置としたものであります。

次に、第5款基金積立金であります。これは、財政調整基金の利子を積み立てるものであります。

次に、21ページをごらんいただきたいと存じます。第6款公債費であります。これは、保険給付費の支払いに要する一時借入金の利子であります。

次に、第7款諸支出金であります。これは、前年度介護給付費負担金及び交付金の精算分として、国、県一般会計及び支払基金への償還金と保険料の還付金であります。

次に、第8款予備費であります。これは、介護保険事業へ充用するものであります。

以上が歳出であります。

続きまして、歳入……

(「委員長の声あり」)

○委員長(澤藤一雄) 馬場重利委員。

○委員(馬場重利) 説明員には、申しわけないのですが、金額を言ってもらわないと、これせつかくラジオ入っているものですから、聞いている市民はわからないのです。何ページをお開きくださいといったって、これ持っているわけではないのですから。申しわけないけれども、金額を入れてくれませんか。

○委員長(澤藤一雄) 説明を続行してください。

○保健福祉部長(鴨澤信幸) それでは、歳入についてご説明いたします。予算書7ページに戻っていただきたいと存じます。

第1款保険料であります。これは、65歳以上の第1号被保険者に係る介護保険料であります。特別徴収保険料の収納率は100%、普通徴収保険料の収納率は39.7%、滞納繰越分の徴収率は11%で、全体の収納率は95.0%を見込んでおり、額といたしまして、8億3,189万8,000円を見込んでおります。

次に、第2款分担金及び負担金であります。これは、下北圏域介護認定審査会の共同設置に係る各町村負担金であります。額にいたしまして、2,614万円を計上しております。

次に、第3款使用料及び手数料であります。これは、手数料でありまして、予算額20万円を計上しております。

次に、8ページをごらんいただきたいと存じます。第4款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費の15%と居宅給付費の20%の交付を見込んでおり、予算額といたしまして、8億8,666万8,000円を見込んでおります。

次に、第2項国庫補助金、第1目調整交付金であります。第1目調整交付金ですが、これは後期高齢者の加入割合及び所得段階別被保険者割合をもとに、市町村間の財政の不均衡を是正するため交付されるものでございます。納付割合といたしましては、6.97%を見込んでおり、額といたしまして、3億4,311万8,000円を見込んでおります。

次に、第2目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金で、納付割合は25%で見えておりまして、491万4,000円を計上しております。

次に、第3目地域支援事業交付金であります。これは、包括的支援事業・任意事業に係る交付金で、給付割合は40%となっており、額といたしまして、2,481万円を見込んでおります。

次に、第5款支払基金交付金であります。これは、40歳から64歳までの第2号被保険者負担分の支払基金からの交付金でありまして、第1目介護給付費交付金について、保険給付費の30%、14億7,683万8,000円を、第2目地域支援事業支援交付金については、介護予防事業費の30%相当を見込んで589万7,000円を計上しております。

次に、9ページをごらんいただきたいと存じます。第6款県支出金、第1項県負担金、第1目介護給付費負担金であります。これは、保険給付費のうち施設給付費と居宅給付費の交付を見えております。施設給付分の17.5%、居宅給付分12.5%の納付割合となっており、7億1,323万9,000円を見込んでおります。

次に、第2項財政安定化基金支出金、第1目交付金及び第2目貸付金となっており、科目存置としており、ともに1,000円の予算計上をしております。

次に、第3項県補助金、第1目地域支援事業交付金であります。これは、介護予防事業に係る交付金でありまして、事業費見込額の12.5%、額にいたしまして、245万7,000円を計上しております。

次に、第2目地域支援事業交付金であります。これは、包括的支援事業・任意事業に係る交付金で、事業費見込額の20%を見込んでおり、1,240万5,000円を計上しております。

次に、10ページをごらんいただきたいと存じます。第7款財産収入、第1項財産運用収入であります。これは、財政調整基金の運用利子収入でありまして、22万7,000円の計上となっております。

次に、第8款繰入金、第1項一般会計繰入金であります。第1目介護給付費繰入金につきましては、6億1,534万9,000円の額となりました。第2目地域支援事業繰入金、介護予防事業でありますけれども、これにつきましては245万7,000円を計上しております。次に、第3目地域支援事業繰入金、包括的支援事業・任意事業であります。これにつきましては1,240万5,000円を計上しております。次に、第4目その他一般会計繰入金でありまして、額にいたしまして、8,184万9,000円であります。これは、本会計に対する一般会計からの繰入金であります。

次に、11ページをごらんいただきたいと存じます。第2項基金繰入金、第1目財政調整基金繰入金であります。これは、収支の不足が見込まれる場合の基金からの取り崩しを行うものでありまして、7,329万6,000円を計上しております。

次に、第9款諸収入、第1項延滞金加算金及び過料であります。これは第1目第1号被保険者延滞金でありまして、1万円を計上しております。

次に、第2項雑入であります。第1目第三者納付金、これは第三者行為納付金でありまして、1,000円の計上をしております。第2目返納金、これは不正利得等返納金でありまして、これも同じ額の1,000円を計上しております。次に、第3目介護報酬雑入、これは直営のむつ市地域包括支援センター事業収入で要支援者の介護予防プラン作成料であります。額といたしまして、89万円を計上しております。

以上が歳入についての説明であります。歳入歳出総額51億1,507万1,000円で、前年度より2億8,602万4,000円の増となり、伸び率は5.9%となっております。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） 介護保険特別会計全般についてお尋ねいたします。

3月8日のある新聞に、特別養護老人ホームについての記事が載っておりまして、介護保険が始まった2000年の全国での施設の定員が29万人、10年たった2009年で42万人、待機者が2000年のときは10万人でしたけれども、10年後の2009年では42万人ということです。要するに施設に42万人入っている人と同等の数の人が入れないで自宅待機だというようなことであります。10年

で施設の定員は1.4倍ふえましたけれども、待機者は4倍にふえたということになっておりました。そのために、家族で介護とか看護のために離職する人が年数十万人だというようなことであります。これは、高齢化のスピードに国の社会施策とかいろいろなそういう保障制度が追いついていないことだと思います。必然的に家族が介護、看護に従事せざるを得ないということでもありますので、この現状をどう見ますでしょうか。ご所見をお願いします。

○委員長（澤藤一雄） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（岩崎若男） 浅利委員のお尋ねにお答えいたします。

待機者が入所定員とほぼ一緒ということでございますが、これは全国的な全体をとらえてのお話でありまして、一地方都市の立場でちょっとお答えしにくい部分もございますが、今考えられることという形でお答えいたしたいと思っております。

まず、国全体の待機者でございますけれども、今後国の高齢化率というものは平成37年度、ここで30.5%と言われております。したがって、今後ともどんどんふえていくと予想されております。これと並行するようにひとり暮らしあるいは高齢者のみの世帯というのも増加していくという傾向にあるのです。特に待機者の絶対数ということを考えますと、新聞だと思っておりますけれども、この報道というのは都市を向いたもの、大都市を向いたものという考えでよろしいかなと思っております。大都市における高齢化率というのは、これからどんどん増加するということが言われております。したがって、国全体に与える影響も、その大都市の高齢化というところが大きいものと考えております。むつ市の1%とか東京都あるいは横浜市の1%、この違いがあると思っております。したがって、今後むつ市においてもふえることはふえるのですけれども、今おっしゃった42万人という大きい課題については、大都市に向けられたものという認識を持っております。むつ市の場合、平成21年に調査した結果でいきますと、二百数十人の、これ待機者ということではなくて、特養の申込者という形で在宅からの申し込み件数を大体238人でしたかという形で確認いたしております。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） それで、大都市であろうが田舎であろうが、いずれにしろこういう施設の数と同じ同等程度の待機者がいるということには変わらないので、国は今後どのような施策で解消に努めるのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（岩崎若男） このことにつきましては、

全国厚生労働関係部局長会議というものがございまして、この中で厚生労働省の老健局長が説明した説明概要というものがございまして、その中からご紹介いたしたいと思います。

国においては、介護基盤の緊急整備ということで、平成21年度から平成23年度までに16万人分の介護基盤整備を行うということを目標に掲げておりました。平成22年度末までの見込みとして8万7,000人まで整備される見込みだと。あと7万3,000人ほど残っておるのでございますけれども、今後ともさらにその施設基盤の助成単価等をふやししながら、これを推進、さらに取り組んでいきたいということであります。

そのほかの方策といたしまして、24時間の定期巡回あるいは随時対応型サービスというものの創設、それから複合型サービスといたしまして、例えば小規模多機能サービスと訪問介護ステーション等のサービスを組み合わせるなどのサービスも考えているようであります。全体的には、訪問看護を中心として介護や医療との連携を図りながら、包括的な支援を行っていくという地域包括支援ケアシステムというのを提唱しておるようでございます。これに関しまして、訪問介護ステーションの規模拡大というものを図ろうということのようでございます。

○委員長（澤藤一雄） 浅利竹二郎委員。

○委員（浅利竹二郎） わかりました。それで、先ほどむつ市の申込者が238人という数でありましたけれども、市としてはこの数が妥当と言ったらおかしいのですけれども、一応この程度なら許容範囲だと思っているのでしょうか。それとも、今後この解消に向けて何か具体的に対策を考えているのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（岩崎若男） 数については、後で申し上げたいと思いますけれども、まず市の介護基盤状況をお知らせしていきたいと思います。

平成21年の4月から第4期の介護保険計画が始まっているのですけれども、この4月から現在までの基盤状況、入所関係の基盤整備状況です。介護老人保健施設と特別養護老人ホーム合わせまして54床が増床になっております。あと短期入所、準入所施設と申しますか、短期入所施設では23床の増床が図られております。また、新年度の計画といたしましては、特別養護老人ホームが58床、これは短期入所施設を10床、基盤整備を図る予定でございます。平成21年度の調査の中で二百三十何名の申込者がいてということでございますが、その中でもっと突っ込んだ調査をしております。その段階では本

当に入所が必要な方というのが45人確認されております。ただ、これは全部が重篤な方かというところでもなくて、介護1から介護5まで満遍なくいました。ですので、その45人というものをある1つの目安といたしまして、今後とも徐々にその解消を図っていきなという考えでございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 18ページの地域包括支援センターの委託料についてお尋ねいたします。

現在包括支援センターは何カ所あるのか。私の記憶では2カ所か3カ所かと思っておりますけれども、詳しく教えてください。

○委員長（澤藤一雄） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（岩崎若男） お答えいたします。

2カ所でございます。「桜木」と「みちのく」という2カ所になっております。

○委員長（澤藤一雄） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） 2カ所。この広いむつ市内、県下でも一番広いむつ市内を2カ所のセンターで、私は到底回り切れるものではないと、そのように思っています。というのは、手がやっぱり回らないのです、みちのく荘さんでも。それで、西通り地区は川内、脇野沢方面は今ある既存のせせらぎ荘とかに委託をしているのです。だから、そんなのをやるのだったら、やっぱり西通りは西通り地区で1カ所設けたほうが、地域に密着した私は訪問看護はできると思うのです。なぜできないのか。前にも私は3年か4年前に一般質問をしましたがけれども、そのときはまだこの介護は始まっていないから、ああそうだろうなと思っていただけけれども、だんだんいざやってみると、やっぱり手が回らない。それで、各地区に支援して、お金ちゃんとこのくらいでやりますから回ってくださいと、かわりに訪問してくださいと、そうしてお金やっているのです、現在。だから、そんなのをやるのだったら、やっぱり西通り地区は西通り地区に1カ所に置けばいいでしょう。大畑にもないのでしょ、何もそういうところは。どうですか、考えは。

○委員長（澤藤一雄） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（岩崎若男） お答えいたします。

地域包括支援センターでございますけれども、この施設というのは介護支援、要するに要支援1、要支援2の方のケアプラン作成が1つです。あと相談事業です。ぐるぐる回って歩くという、そういう施設ではございません。したがって、指針のほうでございますが、人口でいいますと、約3万人に1カ所が基本になっております。むつ市の場合は、この2つのほかに直営の地域

包括支援センターとして市の中に1カ所置いてありますので、一応数としては3カ所になります。

あと今おっしゃられていた委託の関係は、ケアプラン作成の部分かと思えます。これは、周辺のそういう居宅支援事業者というのですが、そこに委託してもいいということになっていまして、当然それに関する手数料を払っておりますので、通常の設置の仕方はしているかと思えます。

○委員長（澤藤一雄） 半田義秋委員。

○委員（半田義秋） あなたたちはまだしっかりその内容を調べていないと思う。要するに確かにこれは作成のあれだけれども、みちのくさんでも、それからもう一つ桜木ですか、回り切れないでいるのだそうです。ぐるぐる回るといのは違うと言うけれども、やっぱりある程度作成して、やってあげるわけでしょう。それでせせらぎ荘にも川内の分とかを回ってくださいと、そしてお願いして手数料を払って恐らくやらせていると思うのです。だから3万人に1カ所、そうだけれども、だからそれならあれでしょう、私はせせらぎ荘に行って聞いてみたの。いや、もっと本当はこんなのでできるわけないのだけれども、仕方がない、やっている。だから、市のほうでその分やったらいいでしょう。それこそみちのくにやらないで、市で直接せせらぎ荘にこのくらいでやってくださいと、そういうのはできないの、やっぱり。どうしても計上していかなければだめか、補助金を、助成金を。

○委員長（澤藤一雄） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（岩崎若男） 若干の誤解があるようでございますけれども、委託している部分はケアプラン作成の部分だけです。地域包括支援センターというものは、例えば主任介護支援専門員というものが、必要、保健師が必要、それから社会福祉士が必要と、そういう条件等もございまして。先ほど言ったように3カ所、むつ市を入れると3カ所までですか、補助金をもらって実施している事業でございまして、その包括のそういう事業をやってくれという委託はしておりません。委託している部分は、ケアプランつくる部分だけです。ケアプランをつくるのは、その周辺のそういう居宅支援事業者ではごく当たり前に行っている、通常の事業の中での委託です。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 17ページの高額医療合算介護サービス等の費用として、今年度から1,500万円程度が計上されているのですが、昨年度なくて、なぜことしから計上するようになったか、理由をお願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） 介護福祉課長。

○保健福祉部副理事・介護福祉課長（岩崎若男） お答えいたします。

前年度まではなかった制度でありまして、新年度からは、前年度途中からという形のものですけれども、新年度からちゃんとした当初の予算計上できるという形になったものです。医療と介護と年間を通して非常に高額になった方への負担軽減のための事業です。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第15号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 議案第15号 平成23年度むつ市介護保険特別会計予算に対し、反対討論をいたします。

本案は、介護保険料が引き上げられ、標準月額でいきますと、一月5,030円が5,100円に引き上げられ、市民の新たな負担増の総額は約1,000万円となっている予算であります。市民の負担増を前提としている本案に反対いたします。議員皆様方のご賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（澤藤一雄） ほかに発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第15号を採決いたします。

議案第15号についてはご異議がありますので、起立により採決いたします。本案は原案のとおり決定することに賛成の委員の起立を求めます。

（起立者19、起立しない者3人）

○委員長（澤藤一雄） 起立多数であります。よって、議案第15号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。建設部長。

○建設部長（山本伸一） 議案第16号 平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。予算書6ページの総括表をごらんいただきたいと存じます。

平成23年度予算の歳入歳出の総額は、いずれも15億2,640万円で、対前年度比では5,280万円、率では3.6%の増となっております。

7ページをごらんいただきたいと存じます。まず、歳入であります。第1款第1項の分担金及び負担金は、地方自治法が適用されます川内、脇野沢

地区に係る受益者分担金と都市計画法が適用されますむつ、大畑地区の受益者負担金で、前年度比65万円の減、2,535万8,000円を計上いたしております。負担金等の減額要因は、むつ、大畑地区の負担金は増となりますが、川内地区の分担金の最終賦課が平成18年度でありますので、平成22年度が5カ年分割の最終納付年度となり、平成23年度以降はなくなりますので、その分が減となることによるものでございます。

同じく第2項の使用料及び手数料のうち第1目及び第2目は下水道等の使用料で、第3目及び第4目は排水設備工事店の申請認可や工事検査及び督促等の手数料で、総額では9,991万円を計上してございます。第2項の増額要因といたしましては、下水道使用料の接続件数が増加していることから、全体として対前年度比369万円の増額を見込んでおります。

次に、第2款国庫支出金は、下水道建設事業費のうち補助対象事業費4億5,000万円の2分の1の2億2,500万円を計上してございます。対前年度比2,800万円の増額要因は、建設事業の補助対象範囲の見直しに伴い、これまで対象外であった部分が補助該当に当たることが認められることになりましたものですから、それによります増でございます。

次に、第3款繰入金は、一般会計からの繰入金で、6億2,500万円を計上してございます。

次に、8ページ、第4款繰越金は、科目設定のため1,000円を計上してございます。

次に、第5款諸収入のうち第1項第1目の延滞金は、受益者分担金、負担金の滞納額に対する延滞金の科目設定で、第2項第1目の雑入は消費税及び地方消費税の還付金で、対前年度比194万円減の113万円を予算計上しております。

次に、第6款市債、第1項第1目下水道債は、事業に伴う起債で、対前年度比2,300万円増の5億5,000万円を借り入れ予定額に計上してございます。増額要因は、平成12年度に借り入れいたしました起債の最終年度で、これの一括返済に伴う下水道事業借換債4,000万円を計上したことによるものでございます。

次に、歳出でございますが、9ページをごらんいただきたいと思います。第1款事業費、第1項総務管理費、第1目一般管理費の主なものは、職員8人分の給与費のほか、13節は使用料徴収事務や下水道台帳作成業務委託料、19節は下水道協会の会費や負担金のほか、排水設備工事にかかわる利子補給金及び助成金等で、合わせて7,668万9,000円を計上いたしております。対前年度比の減額要因は、給与費と委託料の減で1,240万3,000円を減額いたして

おります。

次に、第2目管渠維持費は、管渠の維持管理にかかわる経費であります。563万4,000円を計上いたしてございます。

次に、第3目処理場管理費であります。4地区4カ所の下水処理場の維持管理費でございます。1億4,590万4,000円を計上いたしております。第3目の1,852万8,000円の増額要因といたしましては、むつと川内の処理場の電気設備にかかわる修繕工事費であります。

次に、第4目集落排水施設費であります。脇野沢地区にあります2カ所の集落排水施設の維持管理経費でございます。1,095万円を計上しております。

次に、10ページ、第2項建設事業費、第1目下水道整備費の主なものは、まず職員3人分の給与費であります。ほかに13節委託料は、実施設計等委託3件で3,000万円を計上いたしております。15節工事請負費は、管渠工事13件、延長にして約4,400メートルを予定しており、これに係る工事費4億2,200万円を計上しております。合わせて下水道整備費としまして、4億8,000万円を計上いたしてございます。1,000万円の増額要因は、工事費の増によるものであります。

次に、第2款公債費は、長期債の元金6億1,269万4,000円を計上しております。また、利子の償還金及び一時借入金の利子1億9,452万9,000円を計上いたしており、合わせて8億722万3,000円を計上してございます。公債費の増額要因といたしましては、歳入で申し上げましたとおり、下水道事業債の借りかえ分、5年分を一括返済するために4,000万円を借り入れたもので、その支払い分でございます。

以上の予算により、平成23年度の下水道整備面積は21.7ヘクタールを見込んでおり、累計では398.5ヘクタールの整備面積となります。これは、4地区の事業認可面積553.7ヘクタールに対し72%の整備率となります。

以上、平成23年度むつ市下水道事業特別会計予算の概要でございます。どうぞよろしくお願いたします。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。白井二郎委員。

○委員（白井二郎） ただいまの下水道について何点か質疑します。

田名部地区、田名部町、柳町方面、大分工事が進んでおります。ただ、工事が進むのは、それはそれでよいとして、いつも予算とか決算でやっぱり話がなされています契約、本管は通るのはいいとして、それに対象となる世帯がここにつながると、そして初めてこれが、極端に言えば田名部川の生活排水

とかいろいろな面で効果があらわれることなのですが、旧田名部地区で結構です。対象家屋、どのくらいあって、現在どのくらいの契約件数、何%、大まかで結構です。細かい数字は、今持ち合わせていなければ結構ですが、どのくらいの契約数で、契約数が仮に大分少ないようであれば、今後どのような考え方でいくか。あくまでも本管と住宅の工事は受益者負担ということで100%補助金もなく、その家庭が持つわけですので、その辺のところの考え方をお聞きします。

○委員長（澤藤一雄） 下水道課長。

○建設部下水道課長（杉山重行） 田名部地区の接続件数というところでございましたけれども、むつ処理区のこととお答えさせていただきます。平成21年度末の実績でございますと294件、294棟ということになります。平成22年度見込みで318棟になろうかと考えてございます。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） これ318棟ということは、契約されている方がそのくらいいるということですか、それとも対象の家屋がこのくらいあるということなのですか。

○委員長（澤藤一雄） 下水道課長。

○建設部下水道課長（杉山重行） 大変申しわけございません。対象になる世帯といたしましては、むつ地区で平成21年度末858棟になろうかと思えます。それに対して接続している世帯が294棟ということになってございます。

以上でございます。

○委員長（澤藤一雄） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 答弁漏れがございました。その対応ということで、これからどうやって接続率を上げていくのだということでございますけれども、基本的にはもう市で1軒1軒回りながら、それでいくしか実はないわけで、広報紙等で啓蒙しましても、なかなかそれには限界があります。戸別訪問をさせていただきまして、事情をご説明させていただいて、こういうふうなお金の面でも利子補給等の部分もありますものですから、そういうことを丁寧にご説明する以外の方法は今のところないのではないかと、かように思っておりますので、そのような対応をしてまいりたいと思っております。

○委員長（澤藤一雄） 白井二郎委員。

○委員（白井二郎） 対象が858世帯と、そして契約している方が294棟ということは、過半数にもいっていないということ、統計上は。大変これはゆゆしき事案だと、担当者の方も考えているとは思いますが。これは、あくまでも強

制的に、法的につなぐとかということはないと思う。あくまでもお願いして、本人がつなぐということになるかとは思いますが、やはり部長さんが相手方に誠心誠意説明して、お願いして、何とか一本でも1世帯でも加入を促進するということは、十分理解するわけなのですが、やはりこの経済状態を見ますと、また田名部地区は大変密集した地域であって、なかなか管までつなぐにも家屋の設計上大変厳しいところが多々あると思いますが、やはりこれをこのまま放置しておくのもやっぱり私はだめだと思っています。ですから、この辺のところを抜本的にお願いするのはしても、施策をぜひとってもらいたい。やはりつなぎたいのだけれども、当然お金が何十万も、最低でも30万円以上かかるとは思います。今まちの中でも1世帯とか、年寄りが1人しか住んでいないとか、いろんな家庭があって、なかなかゆるくないと思いますが、ぜひ私らも地域に住んでいる人間としては、声をかけて何とかつないでくれるよう声を大にしたいと思いますが、やはりこれは行政主導でひとつ町内会の総会とか、いろんな場面に行って説明をして、ご理解を願うように今後とも鋭意努力すべきだと思いますので、この辺のところを踏まえてもう一度部長さんに心構えとかよろしくをお願いします。

○委員長（澤藤一雄） 建設部長。

○建設部長（山本伸一） 今県のほうが、そのおっしゃるとおりでございまして、高齢者がふえてきていますよということで、全体計画の下水道区域の見直しというのを、これも国のほうからの指導だとは思いますが、そういう指摘がございまして、計画の見直しということで今年度、来年度、市でも実施しておりますし、今まだその途上にあるわけですけれども、そういうのも踏まえて、いずれにしましても、整備もしかりなわけなのですが、要は接続していただかないと、この効果が上がらないというのも、これは現実にあるわけですし、町なかに入りますと、やはりつなぎ方というのの難しい部分も出てくると。実際高齢者のみならず、場所的なものもあるだろうと思われまので、その辺はおっしゃるような形で機会をとらえてご説明していくしかないのではないかと、このように思っておりますので、ご理解賜りたいと存じます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ございませんか。新谷泰造委員。

○委員（新谷泰造） 関連でお尋ねいたしますけれども、接続費用と負担金とかそういうものは、実際どのようなになっているのでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 下水道課長。

○建設部下水道課長（杉山重行） 接続に係る費用というところでよろしいかと思っておりますけれども、例えばくみ取り式から下水道のほうにつなぐというこ

とになりますと、トイレの改修、当然流しのほうの改修等も出てまいりますので、やはりケース・バイ・ケースでその建物等によって違いが出てきますけれども、おおむね80万円から100万円ぐらいの費用がかかるのではないかとこのように考えてございます。

また、例えば浄化槽を使っている方でございますれば、トイレのほうはもう既に水洗化されているわけですので、あとは例えば流しのほうの改修とかが出てまいりますので、それにしてもやはり40万円から50万円ぐらいはかかるのではないかとこのように形を考えております。いずれにいたしましても、市で積算するわけではございませんので、排水設備業者さんのほうと十分協議して、見積もりなりいただいて決めていただくというふうな格好になりますので、ご理解願いたいと思います。

負担金というところでは、例えば受益者負担金というふうな考え方でよろしいですか。例えばむつの場合の受益者負担金ということでございますれば、通常の100坪程度の面積を有する所有者でございまして14万9,000円ということになります。

以上でございます。

- 委員長（澤藤一雄） 新谷泰造委員。
- 委員（新谷泰造） そうすれば、本管からの距離とかそういうものもその費用の積算には関係してくるのですか。
- 委員長（澤藤一雄） 下水道課長。
- 建設部下水道課長（杉山重行） 市のほうでは、各家庭に宅内ますというのまでは設置いたします。その際、やはり建物の状況、要するに水回りの近いところをある程度選定いたしまして、そこまでは宅内ますをつけますので、あとはその家庭によって、ちょっと距離が長くなったり短くなったりはすると思いますけれども、それによっても工事費が変わってくるというふうな考えてございますので、ご理解願いたいと思います。
- 委員長（澤藤一雄） 馬場重利委員。
- 委員（馬場重利） 先ほどの質疑にもございましたけれども、工事が進むのだけれども、加入率が進んでいないと。40%っていないという加入率のようであります。これ下水道事業始めるときにも私質疑をいたしました。これは、「法律的に、これ加入の義務があるの」と言ったら、いや、いわゆる管渠施設をして供用範囲になれば3年以内に入らなければならないという義務が課せられているというふうに聞いたのです。これは、罰則規定があるわけではないから、強制的にというわけにはいかないということで今があるのだろうと思います。これは、多分に経済的なことにも左右されているでありま

しょうけれども、先ほどの質疑にもありましたけれども、これはやはり加入率促進のために頑張っていたとしかないと、こういうことを期待しなければなりません。

受益者負担金の滞納分の繰越分ですけれども、これ滞納金額が幾らに対して何%を見たのか、お知らせいただけますか。

○委員長（澤藤一雄） 下水道課主幹。

○建設部下水道課主幹（木村雅敏） ただいまのお尋ねですが、負担金、分担金の滞納繰越分の予算額の積算ということで申しますと、むつ地区、大畑地区、川内地区それぞれありますので、個別にお話しいたします。

むつ地区の滞納繰越額の見込みは1,492万円、このうち収入率と考えましたのは10%となっています。大畑地区については、滞納額727万円、収入率は20%を見ております。

川内地区については、滞納額152万円、収入率は20%を見ました。脇野沢地区は、滞納額82万円、収入率は20%、あと漁業集落排水施設、脇野沢地区にありますが、これについては滞納額72万円、収入率20%でございます。

○委員長（澤藤一雄） 馬場重利委員。

○委員（馬場重利） 加入率がかなり低いにもかかわらず、滞納額がふえていっているという現状は、これはやはり経済情勢にあるだろうとしか言えないわけですが、この辺も大変ご苦労されているとは思いますが、これもひとつ回収には全力を上げていただきたいなど、こういう要望をして終わります。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第16号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第16号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第17号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算を議

題といたします。

理事者の説明を求めます。総務政策部長。

- 総務政策部長（阿部 昇） それでは、議案第17号 平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度むつ市公共用地取得事業特別会計予算、予算説明書の6ページをお開きいただきたいと思います。この会計は、公共用地の先行取得に関する会計でありまして、一般会計歳出第2款総務費と関連する予算となっております。予算総額は、歳入歳出ともに762万9,000円を計上しております。

まず、7ページの歳入であります。第1款繰入金、第1項、第1目ともに一般会計繰入金であります。これは保育所再編のための用地購入に係る長期債元金及び利子の償還分762万3,000円を一般会計から繰り入れするものであります。

第2款使用料及び手数料、第1項、第1目ともに使用料であります。当該用地に係る東日本電信電話株式会社の電話柱等4本分についての行政財産目的外使用に係る土地使用料であります。

次に、8ページの歳出についてご説明申し上げます。第1款事業費、第1項地域整備事業費、第1目事業管理費であります。事務費として6,000円を計上しております。

第2款公債費、第1項公債費、第1目元金及び第2目利子についてであります。これは当該用地購入に係る長期債償還金716万円及び利子46万3,000円を計上しております。

以上、概要でございましたが、説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

- 委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第17号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第17号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- 委員長（澤藤一雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第17号は原案の

とおりの可決されました。

次は、議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。大畑庁舎所長。

- 大畑庁舎所長（若松 通） 議案第18号 平成23年度むつ市魚市場事業特別会計予算について概要を説明いたします。予算書の6ページ目をごらん願います。

予算規模は、歳入歳出ともに714万3,000円で、対前年度比では金額で41万6,000円、率では約5.5%の減となっております。

続きまして、7ページをごらん願います。歳入では、第1款使用料及び手数料が主なものでありますが、中でも魚市場、卸売場使用料は580万円と使用料全体の約81.2%を占めております。このため使用料算定のもととなる魚市場での取扱高の変動が各年度の収支差額に大きな影響を及ぼすものであります。近年の取扱高の減少から、対前年度比、金額で50万円、率で7.9%の減となったものが減額の主な理由であります。

2款財産収入、3款繰越金は、それぞれ1,000円を名目計上しております。

続きまして、8ページ目をごらん願います。歳出では、第1款総務費として17万3,000円を計上しております。対前年度比5万9,000円の増となっておりますが、魚市場運営審議会費の増によるものです。

続いて、2款施設費であります。697万円を計上しております。対前年度比、金額で47万5,000円、率で6.4%の減額となっております。主なものは、施設管理費のための消耗品費、光熱水費、修繕料の需用費、施設保守管理のための委託料、その他使用料及び賃借料が主なものであります。

以上で説明を終わります。よろしくお願いたします。

- 委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第18号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第18号は原案のとおり可決されました。

次は、議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算を議題といたします。

理事者の説明を求めます。公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 議案第19号 平成23年度むつ市水道事業会計予算についてご説明いたします。

予算書の1ページ、第2条の業務の予定量でございますが、給水戸数は2万4,946戸、年間総給水量は722万7,464立米を見込んでおり、主要な建設改良事業としては、上水道整備事業、簡易水道統合整備事業、配水管整備事業簡易水道施設改良事業及び水道管路管理システム構築事業を計上しております。

第3条収益的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は、経常的な営業活動の収支の状況を示すもので、水道事業収益は16億6,880万8,000円、水道事業費用は15億4,761万6,000円計上しており、収支差し引きで1億2,119万2,000円収入が上回る見込みになっております。詳細につきましては、4ページ、5ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

第4条資本的収入及び支出の予定額についてであります。この予算科目は将来の経営活動に備えて実施する施設の建設、改良及び企業債の元金償還の支出と、それを賄う財源の収入状況を示すもので、資本的収入は7億2,578万6,000円、資本的支出は14億1,418万6,000円計上しており、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額6億8,840万円は、条文の括弧書きのとおり、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,959万3,000円を初めとする各財源で補てんするものであります。詳細につきましては、6ページ、7ページの予算実施計画を参照していただきたいと存じます。

次に、2ページをお開き願います。第5条継続費についてであります。今年度より西通り地区を中心とした簡易水道統合整備事業に着手するため、事業費の総額及び年割額を定めております。詳細につきましては、最後のページ、18ページの継続費に関する調書を参照していただきたいと存じます。

第6条、企業債についてであります。これは予算第4条の資本的収入の企業債6億100万円の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法を定めているものでありまして、ごらんの表のとおりとなっております。

第7条では、一時借入金の限度額を4億円と定めております。

次に、第8条では、議会の議決を経なければ流用することのできない経費

として、職員給与費と企業管理者の交際費を計上しております。職員給与費の詳細につきましては、9ページ、12ページの給与費明細書を参照していただきたいと存じます。

第9条、他会計からの補助金であります。これは不採算事業であります。簡易水道の営業助成のため、一般会計から補助を受ける金額を1億3,991万9,000円としているものであります。

第10条では、たな卸資産の購入限度額として、量水器の購入及び配水管等の補修材料の購入限度額を2,360万円と定めております。

以上、簡単にご説明いたしました。財務の状況等につきましては、3ページ以降の予算に関する説明書を参照していただきたいと存じます。

○委員長（澤藤一雄） ただいまの説明に対し、質疑ありませんか。横垣成年委員。

○委員（横垣成年） 1点だけお願いします。

昨年料金が改定されて、旧町村のほうがそれなりに安くなった方もいますが、全体的には負担がふえたというふうな形の値上げがされましたが、今回の予算にはそういう意味でどのくらいの、上下ありますけれども、総額としてどのくらいの旧町村の人たちが水道料金負担増になるのかを教えてください。大体でよろしいです。

○委員長（澤藤一雄） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 料金の増が平成23年度の予算にそのまま反映されてございません。料金の増によってそんなに横垣委員申しましたとおり、減る方もおりますし、ふえる方もございましたけれども、家庭の方のほうの使用水量が減っていることもございまして、それを今脇野沢、川内、大畑が料金の増によってどのくらい上がりましたといいましても、5年間の激変緩和措置、救済措置を西通りはとっていますし、大畑は7年間でとっておりますので、今年度の1年分でのその値上げによる量は、私ども実際にははかれないものと。ただ、平成22年度の決算を見ますと、私どもが平成21年度と比較しますと、1年間で2,400万円、月にして200万円の計算で実績としてふえてございまして、先般補正予算をご審議いただきましたけれども、それについては異常現象によりまして、8月と9月が350万円と550万円、そこで900万円伸びています。ほかにもちょっと高温でシャワーを浴びる機会が多いのか、お風呂に入る回数がふえたのかわかりませんが、全体的にそういうふうな形になってございまして、私ども200mmの口径をむつ市では2件使っています。どちらも自衛隊でございまして、その自衛隊のほうで400万円ほど去年より実績が伸びていると。そのところは物理的にわかったのです。

が、横垣委員の疑問に関しては、5分の1、7分の1で家庭の水量が基本に達しない方が多いものですから、そのところは数値的に申し上げることができないのが残念でございます。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 7ページの資本的支出の中の配水管整備事業についてちょっとお聞かせを願いたいと思います。

今年度は、この配水管整備事業費として5,636万円ほど計上されております。これは、古くなった配水管を取りかえて有収率を向上させるための措置と考えますが、そこで今後におきまして、取りかえをしなければならない配水管の延長と、その工事費はどのくらいになると考えているかお聞かせを願いたいし、またその財源についての措置はどのようにしようとしているのか、基本的な方針をお示してください。

○委員長（澤藤一雄） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 今後においての延長というふうなことでございます。その今後が平成23年度からいつまでかというふうな限定されませんと、配水管自体の耐久年数が40年でございます。ですので、川内、脇野沢はもうそれを過ぎているのもございます。大畑はまだ二十何年しかたっていないのもございます。それから考えますと、今後配水管の改良しなければいけない延長と言われますと、今ある配水管全部と言わざるを得ないのです。今年5年間とか区切っていただきますと、そうなりますが、それにもう一つ、塩化ビニール管、大畑では多く使われてございました。40年たってございませぬ。ただ、去年、おととしから耐震性、建物もそうですが、水道管も耐震性を問われる時代になりました。そういうふうなことで、大畑では合併前、計画的に石綿管から塩化ビニール管に改修してきましたけれども、継ぎ手が弱くて、耐震管というのは、継ぎ手の部分が震度5でも、6、7に耐えられるものなのですが、そういうふうな部分もございまして、40年待たずに二十何年でもかえなければいけないというふうなことがございますので、今後と言われて、今の私どもが前回の水道ビジョンでお示しした期間の中であるのか、あるいは西通りのほうで今建設している31年までの期間の中であるのか、そのところに限っていただいて私どもが計算して出すのであればお示しできますけれども、今後であれば、永遠に改良していかなければいけないというふうに考えますので、必要なものは必要に応じて私どもは直していかなければいけないものと考えてございます。

○委員長（澤藤一雄） 千賀武由委員。

○委員（千賀武由） 聞き方も悪かったようで、これは今局長が永遠と続くと

言っているのですけれども、この配水管の工事は、あとどのくらい続くか私も定かでないので、そのような話し方をしたのですけれども、5年間とするならば、その延長はそうすればどのくらいか、その財源はどこから措置するのか、そこあたりは、聞き方おかしいでしょうか。

○委員長（澤藤一雄） 公営企業局長。

○公営企業局長（佐藤純一） 今後5年間は、緊急性がありますのは西通りの川内、脇野沢地区でございますので、ただ平成23年度からは国庫補助事業として川内の新浄水場に着手する予定になってございますので、配水管のほうは若干ことしより同じか少な目になろうかと思えます。大畑のほうにつきましては、先ほど言いましたように、耐震管への変更なり、あるいは県の国県道の工事に伴うものの配水管の取りかえや下水道の工事に伴う工事を計画してございます。私どもは、浄水場に伴って計画的にやらなければいけないものもあれば、国道、県道、市道を工事するということで掘り起こしを2回、3回しないように、それに合わせてやるということもございまして、まことに申しわけございませんが、5年間に区切っていただきましたが、具体的な数値をお示しできないのが残念でございます。前もって言っていただければ、計算して持ってこれたのですが、申しわけございません。

○委員長（澤藤一雄） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 質疑なしと認めます。

これで議案第19号についての質疑を終わります。

これより討論を行います。発言ありませんか。

（「なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） 討論なしと認め、これをもちまして討論を終了いたします。

これより議案第19号を採決いたします。

本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） ご異議なしと認めます。よって、議案第19号は原案のとおり可決されました。

以上で本委員会に付託されました案件の審査はすべて終了いたしました。

なお、本委員会の審査結果報告書及び委員長報告の案文については、正副委員長にご一任願いたいと思えますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○委員長（澤藤一雄） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

以上をもちまして、予算審査特別委員会を閉会いたします。

(午後 5時26分 閉会)

上記のとおり相違ありません。

むつ市議会予算審査特別委員会

委員長 澤藤 一雄